

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	研究科の専攻の設置								
フリガナ設置者	コクリツガクホジシキ ナラコクリツガクホジキコ 国立大学法人 奈良国立大学機構								
フリガナ大学の名称	ナラノヨシダガクホジガクホジキ 奈良女子大学大学院 (Graduate School, Nara Women's University)								
大学本部の位置	奈良県奈良市北魚屋東町								
大学の目的	女子の最高教育機関として、広く知識を授けるとともに、専門の学術文化を教授、研究し、その能力を展開させるとともに、学術の理論及び応用を教授、研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。								
新設研究科等の目的	女性のさらなる社会進出を希求する日本社会の質的変化に対応するため、自身の専門性を深めつつ異分野への理解を広めることで、分野横断的な知識に基づいて融合と協創によりイノベーションを実現できる工学系女性人材の養成を目的とする。								
新設研究科等の概要	新設研究科等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	人間文化総合科学研究科修士課程 [Graduate School of Humanities and Sciences (Master's Course)] 工学専攻 (M) [Department of Engineering]	2年	25人	—年次人	50人	修士 (工学) 【Master of Engineering】 修士 (学術) 【Master of Philosophy】	工学関係 家政関係	令和8年4月 第1年次	奈良県奈良市 北魚屋西町
同一設置者内における変更状況 (定員の移行, 名称の変更等)	大学院人間文化総合科学研究科 人文社会学専攻 (博士前期課程) [定員減] (△6) (令和8年4月) 言語文化学専攻 (博士前期課程) [定員減] (△6) (令和8年4月) 生活文化学専攻 (博士前期課程) [定員減] (△2) (令和8年4月) 生活工学共同専攻 (博士前期課程) (廃止) (△7) ※令和7年10月学生募集停止								
教育課程	新設研究科等の名称	開設する授業科目の総数				修了要件単位数			
	工学専攻 (修士課程)	講義	演習	実験・実習	計	30単位			
		20科目		24科目		2科目		46科目	
研究科等の名称		専任教員					助手	専任教員以外の教員 (助手を除く)	
		教授	准教授	講師	助教	計			
新設分	人間文化総合科学研究科修士課程 工学専攻	9人 (9)	3人 (3)	2人 (2)	1人 (1)	15人 (15)	0人 (0)	0人 (0)	
	計	9人 (9)	3人 (3)	2人 (2)	1人 (1)	15人 (15)	0人 (0)	0人 (0)	
既設分	人間文化総合科学研究科博士前期課程 生活工学共同専攻	10人 (10)	3人 (3)	2人 (2)	1人 (1)	16人 (16)	0人 (0)	0人 (0)	
	計	10人 (10)	3人 (3)	2人 (2)	1人 (1)	16人 (16)	0人 (0)	0人 (0)	
合計		98人 (98)	62人 (62)	16人 (16)	18人 (18)	200 (200)	0人 (0)	4人 (4)	
職種		専属			その他			計	
事務職員		106人 (106)			88人 (88)			194人 (194)	
技術職員		9人 (9)			0人 (0)			9人 (9)	
図書館職員		6人 (6)			0人 (0)			6人 (6)	
その他の職員		0人 (0)			15人 (15)			15人 (15)	
指導補助者		0人 (0)			143人 (143)			143人 (143)	
計		121人 (121)			346人 (346)			467人 (467)	

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	大学全体			
	校 舎 敷 地	66,081 m ²	0 m ²	0 m ²	66,081 m ²	その他には附属 学校等敷地を含 む。			
	そ の 他	114,229 m ²	0 m ²	0 m ²	114,229 m ²				
	合 計	180,310 m ²	0 m ²	0 m ²	180,310 m ²				
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	大学全体			
		59,979 m ² (59,979 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	59,979 m ² (59,979 m ²)				
講義室等・新設研究科等 の専任教員研究室		講義室	実験・実習室	演習室	新設研究科等の 専任教員研究室	大学全体			
		41 室	147 室	58 室	15 室				
図 書 ・ 設 備	新設研究科等の名称	図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		機械・器具	標本	大学全体	
		冊	電子図書 〔うち外国書〕	種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	点	点		
	工学専攻（修士課程）	597,704 [162,389] (597,704 [162,389])	350 [163] (350 [163])	18,969 [6,349] (18,969 [6,349])	3,703 [3,703] (3,703 [3,703])	1,697 (1,697)	162 (162)		
	計	597,704 [162,389] (597,704 [162,389])	350 [163] (350 [163])	18,969 [6,349] (18,969 [6,349])	3,703 [3,703] (3,703 [3,703])	1,697 (1,697)	162 (162)		
経 費 の 見 積 り 方 法 の 概 要	経費の 見 積 り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	国費による
		教員1人当り研究費等		—	—	—	—	—	
		共同研究費等		—	—	—	—	—	
		図書購入費	—	—	—	—	—	—	
		設備購入費	—	—	—	—	—	—	
	学生1人当り 納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次		
学生納付金以外の維持方法の概要	—								
大 学 等 の 名 称	奈良女子大学								
学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	収容定員 充足率	開設 年度	所 在 地	令和7年度入学 定員増（12名） 令和7年度編入 学定員増（8 名） 令和4年度より 学生募集停止 令和4年度より 学生募集停止
文学部		150	3年次 16	632		1.07	昭和24年度	奈良県奈良市北魚 屋西町	
人文社会学科	4	60	6	252	学士（文学）	1.04	平成7年度		
言語文化学科	4	50	5	210	学士（文学）	0.99	平成7年度		
人間科学科	4	40	5	170	学士（文学）	1.21	平成7年度		
理学部		135	3年次 10	560		1.09	昭和28年度	奈良県奈良市北魚 屋西町	
数物科学科	4	57	4	236	学士（理学）	1.05	平成26年度		
化学生物環境学科	4	78	6	324	学士（理学）	1.12	平成26年度		
生活環境学部		157	3年次 12	608		1.10	平成5年度	奈良県奈良市北魚 屋西町	
食物栄養学科	4	35	—	140	学士（生活環境学）	1.07	平成17年度		
心身健康学科	4	35	2	144	学士（生活健康科 学）	1.10	平成26年度		
住環境学科	4	30	1	122	学士（生活環境学）	1.08	平成18年度		
文化情報学科	4	57	9	202	学士（生活環境学）	1.09	令和4年度		
情報衣環境学科	4	—	—	—	学士（生活環境学）	—	平成26年度		
生活文化学科	4	—	—	—	学士（生活環境学）	—	平成18年度		
工学部		45	3年次 10	200		1.09	令和4年度	奈良県奈良市北魚 屋西町	
工学科	4	45	10	200	学士（工学）	1.09			

既設大学等の状況	大学院人間文化総合科学研究科		236	-	510	0.96	昭和56年度	奈良県奈良市北魚屋西町	令和2年4月研究科名称変更
	人文社会学専攻 (博士前期課程)	2	24	-	48	0.58	平成10年度		
	言語文化学専攻 (博士前期課程)	2	18	-	36	0.47	平成10年度		
	人間科学専攻 (博士前期課程)	2	12	-	24	0.87	平成30年度		
	食物栄養学専攻 (博士前期課程)	2	13	-	26	0.61	平成19年度		
	心身健康学専攻 (博士前期課程)	2	22	-	44	0.79	平成30年度		
	情報環境学専攻 (博士前期課程)	2	10	-	20	0.9	平成30年度		令和7年4月専攻の名称変更
	生活工学共同専攻 (博士前期課程)	2	7	-	14	1.71	平成28年度		
	住環境学専攻 (博士前期課程)	2	13	-	26	1.61	平成19年度		
	生活文化学専攻 (博士前期課程)	2	9	-	18	0.83	平成19年度		
	数物科学専攻 (博士前期課程)	2	28	-	56	1.23	平成30年度		
	化学生物環境学専攻 (博士前期課程)	2	42	-	84	1.17	平成30年度		
	人文科学専攻 (博士後期課程)	3	12	-	36	0.88	令和2年度		
	生活環境科学専攻 (博士後期課程)	3	14	-	42	0.57	令和2年度		
	自然科学専攻 (博士後期課程)	3	10	-	30	0.70	令和2年度		
	生活工学共同専攻 (博士後期課程)	3	2	-	6	2.16	平成28年度		
	比較文化学専攻 (博士後期課程)	3	-	-	-	-	平成11年度		令和2年度より学生募集停止
	社会生活環境学専攻 (博士後期課程)	3	-	-	-	-	平成15年度		令和2年度より学生募集停止
	共生自然科学専攻 (博士後期課程)	3	-	-	-	-	平成15年度		令和2年度より学生募集停止
	複合現象科学専攻 (博士後期課程)	3	-	-	-	-	平成15年度		令和2年度より学生募集停止

附属施設の概要	<p>(附属図書館)</p> <p>○学術情報センター 所在地：奈良市北魚屋東町 設置年月：平成26年 規模等：4,523㎡ 目的：図書その他の学術情報を収集、管理、提供及びその活用のための教育を行なうとともに、学術情報基盤を充実させ、本学の教育、研究、調査等に資することを目的とする。</p> <p>(附属学校)</p> <p>○附属幼稚園 所在地：奈良市学園北1丁目16番14号 設置年月：大正元年 規模等：1,202㎡ 目的：教育基本法・学校教育法及び幼稚園教育要領に基づいて幼児教育を行い、併せて奈良女子大学と協力した幼児教育に関する研究とその実証及び本学学生の教育実習を行うことを目的とする。</p> <p>○附属小学校 所在地：奈良市百楽園1丁目7番28号 設置年月：明治44年 規模等：3,075㎡ 目的：教育基本法並びに学校教育法に基づいて初等普通教育を行い、併せて奈良女子大学と協力した教育に関する実証的研究及び本学学生の教育実習を行うことを目的とする。</p> <p>○附属中等教育学校 所在地：奈良市東紀寺町1丁目60番1号 設置年月：明治44年 規模等：6,870㎡ 目的：教育基本法並びに学校教育法に基づいて中等普通教育並びに高等普通教育を一貫して行い、併せて奈良女子大学と協力して、教育に関する研究とその実践及び本学学生の教育実習を行うことを目的とする。</p>	
---------	---	--

(注)

- 1 共同教育課程の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設研究科等の目的」、「新設研究科等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「既設分」については、共同教育課程に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、及び「図書・設備」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、「図書・設備」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

設置の前後における学位等及び基幹教員の所属の状況

届出時における状況					新設学部等の学年進行 終了時における状況						
学部等の名称	授与する学位等		異動先	基幹教員		学部等の名称	授与する学位等		異動元	基幹教員	
	学位又は称号	学位又は学科の分野		助教以上	うち教授		学位又は称号	学位又は学科の分野		助教以上	うち教授
人間文化総合科学研究科 生活工学共同専攻 (博士前期課程) (廃止)	修士(工学) 修士(学術)	工学関係 家政関係	人間文化総合科学研究科工学専攻	14	8	人間文化総合科学研究科 工学専攻 (修士課程)	修士(工学) 修士(学術)	工学関係 家政関係	人間文化総合科学研究科生活工学共同専攻	14	8
			退職	2	2				新規採用	1	1
			計	16	10				計	15	9
/					/						
/					/						
/					/						

基礎となる学部等の改編状況

開設又は 改編時期	改編内容等	学位又は 学科の分野	手続きの区分
平成28年4月	大学院人間文化研究科 生活工学共同専攻 設置	工学関係 家政関係	意見伺い(研究科の専攻)
令和2年4月	大学院人間文化研究科 → 大学院人間文化総合科学研究科	—	名称変更(研究科)
令和7年10月	大学院人間文化総合科学研究科 生活工学共同専攻(博士前期課程)の学生募集停止	—	学生募集停止(研究科の専攻)
令和8年4月	大学院人間文化総合科学研究科 工学専攻(修士課程) 設置	工学関係 家政関係	事前相談(研究科の専攻)

教育課程等の概要															
(奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科 工学専攻(修士課程))															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
基礎群	研究倫理・研究マネジメント(基礎)	1後	/	1				○		9	3	2	1		共同 共同 共同 オムニバス オムニバス オムニバス
	先端工学概論Ⅰ(人間情報)	1前			1			○		1	1				
	先端工学概論Ⅱ(環境デザイン)	1前			1			○		1	1				
	統合制御特論	1・2前			1			○		2		1			
	人間環境設計特論	1・2前			1			○		3					
	基礎材料工学特論	1・2前			1			○		2	2		1		
	小計(6科目)	—	—	1	5	0			9	3	2	1			
専門群	人体生理学特論	1・2前	/		2			○		1					共同
	ヒューマンキネティクス特論	1・2前			2			○				1			
	認知神経科学特論	1・2前			2			○		1					
	生体機能演習1	1・2後			1				○	2		1			
	生体機能演習2	1・2後			1				○	2		1			
	ライフサイエンス特論	1・2前			1			○		2		1			
	ヒューマンインタフェース特論	1・2前			2			○		1					
	画像処理・信号処理演習	1・2後			1				○	1					
	機械学習特論	1・2前			2			○		1					
	多変量解析演習	1・2後			1				○	1					
	データサイエンス演習	1・2前			2				○			1			
	バーチャルリアリティ特論	1・2前			2			○			1				
	3Dモデリング演習	1・2後			1				○		1				
	時系列解析演習	1・2後			1				○			1			
	都市空間デザイン特論	1・2前			2			○		1					
	芸術計画特論	1・2前			2			○		1					
	環境人間工学特論	1・2前			2			○		1					
	機能的空間構築演習1	1・2前			1				○	1					
	機能的空間構築演習2	1・2後			2				○	2					
	繊維構造特論	1・2前			2			○		1					
	分子デザイン特論	1・2前			2			○		1					
	先端高分子材料創製特論	1・2前			2			○			1				
	エネルギー・環境材料特論	1・2前			2			○			1				
	機能的分子解析特論	1・2前			2			○					1		
	機能的物質設計法演習	1・2後			1				○	2	2		1		
	機能的物質分析法演習	1・2後			1				○	2	2		1		
	機能的物質・物体調査演習	1・2後			1				○	2	2		1		
	機能的物質・物体解析演習	1・2後			1				○	2	2		1		
	小計(28科目)	—	—	0	44	0			9	3	2	1			
実践群	工学創発演習Ⅰ(基礎)	1前	/	2				○		9	3	2	1		共同 共同
	工学創発演習Ⅱ(基礎)	1後		2				○		9	3	2	1		
	工学創発演習Ⅰ(発展)	2前			2				○	9	3	2	1		
	工学創発演習Ⅱ(発展)	2後			2				○	9	3	2	1		
	異分野融合課題研究	1・2通			1				○	9	3	2	1		
	女性エンジニア演習	1・2通			1				○	1	1				
	協創工学実習Ⅰ	1・2通			1					1					
	協創工学実習Ⅱ	1・2通			1					1					
	学術協創演習	1・2通			1				○	9	3	2	1		
	小計(9科目)	—	—	4	9	0			9	3	2	1			
論文等作成群	工学特別研究Ⅰ(修士)	1後	/	4				○		8	3	2	1		共同 共同
	工学特別研究Ⅱ(修士)	1・2前		4				○		8	3	2	1		
	工学特別研究Ⅲ(修士)	2後		4				○		8	3	2	1		
		小計(3科目)		—	—	12	0	0			8	3	2	1	
合計(46科目)		—	—	17	58	0			9	3	2	1			
学位又は称号		修士(工学)、修士(学術)			学位又は学科の分野			工学関係、家政関係							
卒業・修了要件及び履修方法							授業期間等								
基礎群、専門群及び実践群から必修科目(研究倫理・研究マネジメント(基礎)、工学創発演習Ⅰ(基礎)、工学創発演習Ⅱ(基礎))を含め18単位以上、並びに論文等作成群から12単位、合計30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査及び最終試験に合格すること。							1学年の学期区分			2期					
							1学期の授業期間			15週					
							1時限の授業の標準時間			90分					

教育課程等の概要（共同学科等）																	
(奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程 生活工学共同専攻)																	
(お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科博士前期課程 生活工学共同専攻)																	
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	開設大学	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外を除く教員
基礎科目群	生活工学概論A	1・2後	/	奈良女子大学	1			○			10	3	2	1		オムニバス オムニバス 共同 共同 共同 共同	
	生活工学概論B	1・2前		お茶の水女子大学	1			○			5	4	1	1			
	生活工学計測論（センサ工学）	1・2後		奈良女子大学		1			○			2	1				
	生活工学計測論（電子・制御工学）	1・2後		お茶の水女子大学		1				○		1					
	生活工学計測論（生活空間）	1・2前		奈良女子大学		1				○		2					
	生活工学材料解析論	1・2前		奈良女子大学		1				○		1	2				
	研究者倫理	1・2前		お茶の水女子大学		1				○		5	4	1	1		
	技術者倫理	1・2後		奈良女子大学		1				○		10	3	2	1		
	知的財産論	1・2前		お茶の水女子大学			1			○							1
	小計（9科目）	—		—	—		4	5	0	—	—	15	7	3	2		
専門科目群	繊維構造論	1・2後	/	奈良女子大学		2			○		1						
	繊維構造論演習	1・2後		奈良女子大学		2				○		1					
	分子デザイン論	1・2前		奈良女子大学		2				○		1					
	分子デザイン論演習	1・2後		奈良女子大学		2				○		1					
	繊維構造解析論	1・2前		奈良女子大学		2				○			1				
	繊維構造解析論演習	1・2後		奈良女子大学		2					○		1				
	衣環境学特論	1・2前		お茶の水女子大学		2				○					1		
	衣環境学演習	1・2後		お茶の水女子大学		2					○				1		
	生活メディア工学	1・2後		奈良女子大学		2				○		1					
	生活メディア工学演習	1・2前		奈良女子大学		2					○	1					
	データ解析論	1・2前		奈良女子大学		2				○		1					
	データ解析論演習	1・2後		奈良女子大学		2				○		1					
	衣環境情報処理論	1・2前		奈良女子大学		2					○		1				
	衣環境情報処理論演習	1・2後		奈良女子大学		2						1					
	生活医用福祉工学	1・2後		お茶の水女子大学		2				○		1					
	生活生体工学	1・2後		お茶の水女子大学		2				○		1					
	環境人間工学特論	1・2後		奈良女子大学		2				○		1					
	環境人間工学演習	1・2後		奈良女子大学		2					○	1					
	住環境管理論	1・2前		奈良女子大学		2				○						1	
	住環境管理論演習	1・2後		奈良女子大学		2					○					1	
	居住空間再生論	1・2後		奈良女子大学		2				○		1					
	居住空間再生論演習	1・2前		奈良女子大学		2					○	1					
	建築意匠特論	1・2前		お茶の水女子大学		2				○		1					
	空間デザイン演習	1・2後		お茶の水女子大学		2					○	1					
	建築環境計画特論	1・2前		お茶の水女子大学		2				○		1					
	施設デザイン演習	1・2後		お茶の水女子大学		2					○	1					
	居住空間環境学特論	1・2前		お茶の水女子大学		2				○			1				
	都市デザイン特論	1・2前		お茶の水女子大学		2				○		1					
	都市デザイン演習	1・2後		お茶の水女子大学		2					○	1					
	都市・建築デザイン特論	1・2前		奈良女子大学		2				○		1					
	都市・建築デザイン演習	1・2後		奈良女子大学		2					○	1					
	環境デザイン演習	1・2後		お茶の水女子大学		2					○		1				
	環境工学特論	1・2前		お茶の水女子大学		2				○		1					
環境工学演習	1・2後	お茶の水女子大学		2					○	1							
人体計測学特論	1・2前	お茶の水女子大学		2				○		1							
第四紀学特論	1・2前	お茶の水女子大学		2				○		1							
身体行動計測特論	1・2前	お茶の水女子大学		2				○			1						
身体行動計測演習	1・2後	お茶の水女子大学		2					○		1						
システムデザイン特論	1・2前	お茶の水女子大学		2				○				1					
システムデザイン実践	1・2後	お茶の水女子大学		2					○			1					
生体材料工学特論	1・2前	お茶の水女子大学		2				○		1							
生体材料工学演習	1・2後	お茶の水女子大学		2					○	1							
ヒューマンメディア情報論	1・2前	奈良女子大学		2				○				1					

	ヒューマンメディア情報論演習	1・2後		奈良女子大学	2			○				1						
	ヒューマンキネティクス特論	1・2後		奈良女子大学	2			○					1					
	ヒューマンキネティクス演習	1・2後		奈良女子大学	2				○				1					
	機能性分子解析論	1・2前		奈良女子大学	2			○					1					
	機能性分子解析論演習	1・2後		奈良女子大学	2				○				1					
	環境・エネルギー材料構造論	1・2前		奈良女子大学	2				○			1						
	環境・エネルギー材料構造論演習	1・2後		奈良女子大学	2				○			1						
	生体機能調節論	1・2後		奈良女子大学	2				○			1						
	生体機能調節論演習	1・2後		奈良女子大学	2				○			1						
	認知神経科学論	1・2前		奈良女子大学	2				○			1						
	認知神経科学論演習	1・2後		奈良女子大学	2				○			1						
	小計 (54科目)	—	—	—	0	108			—			13	7	2	3	0	1	—
専門 応用 科目 目 群	生活工学デザインワークショップ (LIDEE)	1・2通		お茶の水女子大学	2				○			5	4	1	1			共同
	Project Based LearningA	1・2前		奈良女子大学	2				○			10	3	2	1			隔年開講
	Project Based LearningB	1・2通		お茶の水女子大学	2				○			5	4	1	1			共同
	生活工学創発演習 (基礎) A I	1・2後		奈良女子大学	2				○			10	3	2	1			共同
	生活工学創発演習 (基礎) A II	1・2後		奈良女子大学	1				○			10	3	2	1			共同
	生活工学創発演習 (発展) A I	1・2前		奈良女子大学	1				○			10	3	2	1			共同
	生活工学創発演習 (発展) A II	1・2後		奈良女子大学	1				○			10	3	2	1			共同
	生活工学創発演習 (基礎) B I	1・2前		お茶の水女子大学	1				○			5	4	1	1			共同
	生活工学創発演習 (基礎) B II	1・2後		お茶の水女子大学	1				○			5	4	1	1			共同
	生活工学創発演習 (発展) B I	1・2前		お茶の水女子大学	1				○			5	4	1	1			共同
	生活工学創発演習 (発展) B II	1・2後		お茶の水女子大学	1				○			5	4	1	1			共同
	生活空間特別演習	1・2前		奈良女子大学	1				○			2						隔年開講
	生活メディア情報処理演習	1・2後		奈良女子大学	1				○			2	1					隔年開講
	生活工学モデリング演習	1・2後		お茶の水女子大学	1				○			1						共同
	生活工学インターンシップ	1・2通		お茶女/奈良女	2				○			15	7	3	2			共同
住環境学インターンシップ I	1・2通		お茶女/奈良女	2				○			3						共同	
住環境学インターンシップ II	1・2通		お茶女/奈良女	2				○			3						共同	
生活工学特別研究 (修士)	2通		お茶女/奈良女	10				○			14	7	2	1		1	共同	
小計 (18科目)	—	—	—	10	23	0		—			15	7	3	2	0	1	—	
合計 (81科目)		—	—	—	14	136	0	—			15	7	3	2	0	2	—	
学位	修士 (生活工学、工学、学術)				学位の分野				工学関係、家政関係									
卒業・修了要件及び履修方法					開設大学		開設単位数 (必修)		授業期間等									
当該課程に2年以上在学し、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。また、相手大学の開講科目を専門科目群より4単位以上履修した上で、合計10単位以上履修すること。 ただし、優れた研究業績を上げたと認められた者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。なお、この制度により学位申請する場合は、修士論文題目届提出の際に指導教員の推薦書を添付すること。また、修士論文提出の際に業績一覧を併せて提出すること。					お茶の水女子大学		57 (2)		1学年の学期区分		2学期		4学期					
					奈良女子大学		77 (2)		1学期の授業期間		15週		8週					
					共同開講		16 (10)		1時限の授業の標準時間		90分		90分					

(注)

- 1 共同学科等を設置する場合は、別記様式第2号 (その2の1) に代えて、この書類を作成すること。
- 2 共同学科等を設置する場合は、この書類に加え、別記様式第2号 (その2の1) の例により、構成大学別のものを作成すること。
- 3 学部等、研究科等の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等 (学位の種類及び分野の変更等に関する基準 (平成十五年文部科学省告示第三十九号) 別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。) についても作成すること。
- 4 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 5 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 6 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。
- 7 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
- 8 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 9 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 10 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。
- 11 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員 (助手を除く)」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員以外の教員 (助手を除く)」と読み替えること。
- 12 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 - (1) 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
 - (2) 「学位」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - (3) 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

教 育 課 程 等 の 概 要																	
(奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程 生活工学共同専攻)																	
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考		
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外 の教員	
基礎科目群	生活工学概論A	1・2後	/	1			○			10	3	2	1			オムニバス	
	生活工学計測論（センサ工学）	1・2後			1			○			2	1				共同	
	生活工学計測論（生活空間）	1・2前			1			○			2					共同	
	生活工学材料解析論	1・2前			1			○			1	2				共同	
	技術者倫理	1・2後			1			○			10	3	2	1		共同	
	小計（5科目）	—	—	2	3	0	—	—	—	10	3	2	1			—	
専門科目群	繊維構造論	1・2後	/		2		○			1							
	繊維構造論演習	1・2後			2			○			1						
	分子デザイン論	1・2前			2			○			1						
	分子デザイン論演習	1・2後			2			○			1						
	繊維構造解析論	1・2前			2			○				1					
	繊維構造解析論演習	1・2後			2			○				1					
	生活メディア工学	1・2後			2			○			1						
	生活メディア工学演習	1・2前			2			○			1						
	データ解析論	1・2前			2			○			1						
	データ解析論演習	1・2後			2			○			1						
	衣環境情報処理論	1・2前			2			○				1					
	衣環境情報処理論演習	1・2後			2			○				1					
	環境人間工学特論	1・2後			2			○			1						
	環境人間工学演習	1・2後			2			○			1						
	住環境管理論	1・2前			2			○							1		
	住環境管理論演習	1・2後			2			○							1		
	居住空間再生論	1・2後			2			○			1						
	居住空間再生論演習	1・2前			2			○			1						
	都市・建築デザイン特論	1・2前			2			○			1						
	都市・建築デザイン演習	1・2後			2			○			1						
	ヒューマンメディア情報論	1・2前			2			○					1				
	ヒューマンメディア情報論演習	1・2後			2			○					1				
	ヒューマンキネティクス特論	1・2後			2			○						1			
	ヒューマンキネティクス演習	1・2後			2			○						1			
	機能性分子解析論	1・2前			2			○						1			
	機能性分子解析論演習	1・2後			2			○						1			
	環境・エネルギー材料構造論	1・2前			2			○				1					
	環境・エネルギー材料構造論演習	1・2後			2			○				1					
	生体機能調節論	1・2後			2			○			1						
	生体機能調節論演習	1・2後			2			○			1						
	認知神経科学論	1・2前			2			○			1						
	認知神経科学論演習	1・2後			2			○			1						
	小計（32科目）	—	—	0	64	0	—	—	—	9	3	1	2	0	1	—	
	Project Based LearningA	1・2前	/		2			○		10	3	2	1			隔年開講	
	生活工学創発演習（基礎）A I	1・2後			1			○		10	3	2	1			共同	
	生活工学創発演習（基礎）A II	1・2後			1			○		10	3	2	1			共同	
	生活工学創発演習（発展）A I	1・2前			1			○		10	3	2	1			共同	
	生活工学創発演習（発展）A II	1・2後			1			○		10	3	2	1			共同	
	生活空間特別演習	1・2前			1			○		2						隔年開講	
	生活メディア情報処理演習	1・2後			1			○		2	1					隔年開講	
	生活工学インターンシップ	1・2通			2				○	10	3	2	1			共同	
	住環境学インターンシップ I	1・2通			2				○	2						共同	
	住環境学インターンシップ II	1・2通			2				○	2						共同	
	生活工学特別研究（修士）	2通			10				○	9	3	1	1		1	共同	
	小計（11科目）	—	—	10	14	0	—	—	10	3	2	1	0	1	—		
合計（48科目）		—	—	12	81	0	—	—	10	3	2	1	0	1	—		

学位又は称号	修士（生活工学、工学、学術）	学位又は学科の分野	工学関係、家政関係	
卒業・修了要件及び履修方法		授業期間等		
当該課程に2年以上在学し、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。また、相手大学（お茶の水女子大学）の開講科目を専門科目群より4単位以上履修した上で、合計10単位以上履修すること。ただし、優れた研究業績を上げた者と認められた者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。なお、この制度により学位申請する場合は、修士論文題目届提出の際に指導教員の推薦書を添付すること。また、修士論文提出の際に業績一覧を併せて提出すること。		1学年の学期区分	2学期	4学期
		1学期の授業期間	15週	8週
		1時限の授業の標準時間	90分	90分

(注)

- 1 学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行う場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合は届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行う場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。なお、高等専門学校の学科を設置する場合「主要授業科目」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
- 6 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 8 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。
- 9 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員（助手を除く）」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員以外の教員（助く）」と読み替えること。
- 10 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
 - (1) 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
 - (2) 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - (3) 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。
- 11 高等専門学校の学科を設置する場合は、高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については、備考欄に「」を記入すること。

教 育 課 程 等 の 概 要																
(お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科博士前期課程 生活工学共同専攻)																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考	
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		基幹教員以外の教員
基礎科目群	生活工学概論B	1・2前		1			○			5	4	1	1			オムニバス
	生活工学計測論(電子・制御工学)	1・2後			1			○		1						
	研究者倫理	1・2前		1				○		5	4	1	1			共同
	知的財産論	1・2前			1			○						1		
小計(4科目)		—	—	2	2	0	—	—	5	4	1	1	0	1	—	
専門科目群	衣環境学特論	1・2前			2		○							1		
	衣環境学演習	1・2後			2			○						1		
	生活医用福祉工学	1・2後			2			○		1						
	生活生体工学	1・2後			2			○		1						
	建築意匠特論	1・2前			2			○		1						
	空間デザイン演習	1・2後			2			○		1						
	建築環境計画特論	1・2前			2			○		1						
	施設デザイン演習	1・2後			2			○		1						
	居住空間環境学特論	1・2前			2			○			1					
	都市デザイン特論	1・2前			2			○				1				
	都市デザイン演習	1・2後			2			○				1				
	環境デザイン演習	1・2後			2			○				1				
	環境工学特論	1・2前			2			○		1						
	環境工学演習	1・2後			2			○		1						
	人体計測学特論	1・2前			2			○		1						
	第四紀学特論	1・2前			2			○		1						
	身体行動計測特論	1・2前			2			○			1					
	身体行動計測演習	1・2後			2			○			1					
	システムデザイン特論	1・2前			2			○				1				
	システムデザイン実践	1・2後			2			○				1				
	生体材料工学特論	1・2前			2			○				1				
	生体材料工学演習	1・2後			2			○				1				
小計(22科目)		—	—	0	44	0	—	—	5	4	1	1	0	0	—	
専門応用科目群	生活工学デザインワークショップ(LIDEE)	1・2通			2		○			5	4	1	1			共同
	Project Based LearningB	1・2通			2			○		5	4	1	1			
	生活工学創発演習(基礎)BI	1・2前			1			○		5	4	1	1			
	生活工学創発演習(基礎)BII	1・2後			1			○		5	4	1	1			
	生活工学創発演習(発展)BI	1・2前			1			○		5	4	1	1			
	生活工学創発演習(発展)BII	1・2後			1			○		5	4	1	1			
	生活工学モデリング演習	1・2後			1			○		1						
	生活工学インターンシップ	1・2通			2			○		5	4	1	1			
	住環境学インターンシップI	1・2通			2			○		1						
	住環境学インターンシップII	1・2通			2			○		1						
	生活工学特別研究(修士)	2通			10			○		5	4	1				
小計(11科目)		—	—	10	15	0	—	—	5	4	1	1	0	0	—	
合計(37科目)		—	—	12	61	0	—	—	5	4	1	1	0	1	—	
学位又は称号	修士(生活工学、工学、学術)			学位又は学科の分野			工学関係、家政関係									
卒業・修了要件及び履修方法							授業期間等									
当該課程に2年以上在学し、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。また、相手大学(奈良女子大学)の開講科目を専門科目群より4単位以上履修した上で、合計10単位以上履修すること。 ただし、優れた研究業績を上げた者と認められた者の在学期間に関しては、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。なお、この制度により学位申請する場合は、修士論文題目届提出の際に指導教員の推薦書を添付すること。また、修士論文提出の際に業績一覧を併せて提出すること。							1学年の学期区分		2学期		4学期					
							1学期の授業期間		15週		8週					
							1時限の授業の標準時間		90分		90分					

(注)

- 1 学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には，授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合，大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は，この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて，適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「主要授業科目」の欄は，授業科目が主要授業科目に該当する場合，欄に「○」を記入すること。なお，高等専門学校の学科を設置する場合は，「主要授業科目」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
- 5 「単位数」の欄は，各授業科目について，「必修」，「選択」，「自由」のうち，該当する履修区分に単位数を記入すること。
- 6 「授業形態」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
- 7 「授業形態」の欄は，各授業科目について，該当する授業形態の欄に「○」を記入すること。ただし，専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち，臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を，連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
- 8 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は，大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は，「専任教員等」と読み替えること。
- 9 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員（助手を除く）」は，大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は，「専任教員以外の教員（助手を除く）」と読み替えること。
- 10 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し，若しくは変更する場合は，次により記入すること。
 - (1) 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には，当該専門職大学の全課程に係る科目数，「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え，前期課程に係る科目数，「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
 - (2) 「学位又は称号」の欄には，当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え，当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
 - (3) 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には，当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え，前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。
- 11 高等専門学校の学科を設置する場合は，高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については，備考欄に「☆」を記入すること。

授 業 科 目 の 概 要			
(奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科 工学専攻(修士課程))			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
基礎群	研究倫理・研究マネジメント(基礎)	研究開発においては、研究に対する倫理観を持ち、事前に立てた研究計画を基に適切に進めることが重要である。本講義の前半は、ビデオ教材やシミュレーション教材を活用しながら、学生・教員それぞれの立場における研究倫理やマネジメントの基礎知識を習得する。後半は、人を対象とする実験の倫理審査書類に記入する事項や、科学研究費補助金の申請時に作成する研究計画調査に記入する事項といった具体例を参考にしながら、研究倫理および研究マネジメントについて、実際に学ぶ。(全8回)	共同
	先端工学概論Ⅰ(人間情報)	人間情報分野に関する先端工学の最新の研究動向と応用技術についての包括的な理解をするために、各分野の最先端技術について学び、その応用可能性を評価する能力を身につける。本科目は、特にヒューマンコンピュータインタラクション、ウェアラブル技術、脳情報科学、拡張現実(AR)と仮想現実、身体感性解析・評価技術、ユーザビリティ評価、ユーザ解析技術、人体シミュレーション技術などについて、様々な企業が持つ先端技術を実際の企業エンジニアが説明するリレー講義とする。(全8回)	共同
	先端工学概論Ⅱ(環境デザイン)	環境デザイン分野に関する先端工学の最新の研究動向と応用技術についての包括的な理解をするために、各分野の最先端技術について学び、その応用可能性を評価する能力を身につける。本科目は、アーテクト、建築家、ランドスケープ・アーキテクト、環境エンジニアについて、様々な企業や専門家が持つ先端技術を実際のエンジニアなどが説明するリレー講義とする。(全8回)	共同
	統合制御特論	ヒトの行動・活動は、神経系、感覚系、運動系、呼吸循環器系などの統一の取れた連繋のもとに成り立っており、人体の統合的な制御機構についての高度な理解をすることは重要である。本科目では特に、運動時や特殊環境における呼吸循環調節、力学的動作メカニズム、感覚運動連関等について学ぶ。 (オムニバス方式/全8回) (4 芝崎学/3回) 運動時や特殊環境における呼吸循環調節、体温変化 (5 中田大貴/2回) 脳解剖学、運動制御機構 (14 大高千明/3回) 解剖学的観点からみた身体構造、加齢変化、男女差	オムニバス方式
	人間環境設計特論	近代以降の住宅や集合住宅の歴史をとおして、ヒューマンな環境の形成についての基礎的な内容を理解する。集合住宅は、都市環境を形成する重要なビルディング・タイプであり、高度経済成長期の開発から、近年の事例までを網羅的に学習し、それらの生活環境が人間に及ぼす影響について、環境工学・人間工学に関する研究とその応用について学ぶ。そして、近代以降の環境芸術の概念形成やその後の発展と応用について学ぶ。 (オムニバス方式/全8回) (3 佐々尚美/3回) 生活空間の分析と環境工学・人間工学的研究とその応用について (6 長田直之/3回) 都市空間とパブリックスペースの分析とその設計について (7 長谷圭城/2回) 環境芸術とそのプロセスの分析と応用について	オムニバス方式
	基礎材料工学特論	身の回りには様々な機能を発現する材料があり、人々の日々の暮らしの役に立ち、社会の発展を支えている。今後の持続可能な社会を実現するためには、これらの材料がなぜ役に立っているのか?新しく役に立つ材料をつくるにはどうすればよいのか?を考える必要がある。本科目では有機・無機材料、高分子材料、固体イオニクス材料、光機能材料などの機能性材料の最先端の研究に触れ、材料の合成、構造分析、機能などについての基本概念を学ぶ。 (オムニバス方式/全8回) (1 黒子弘道/2回) 高分子材料の固体NMRを用いた構造および分子運動性解析 (8 三方裕司/1回) 有機・無機ハイブリッド型機能性材料の設計・合成・機能評価 (11 大背戸豊/2回) ゲルにおける高分子材料の機能発現の基礎と応用に関する物理と化学 (12 山本健太郎/2回) 電気化学デバイス内における固体イオニクス材料の反応機構と設計 (15 庄司淳/1回) 光機能材料の反応と設計	オムニバス方式

人体生理学特論	生きるためには様々なストレスに応答・適応する必要がある。身体に負荷されるストレスをセンシングし、恒常性を維持するためにどのようなメカニズムで応答・適応するのかについて学習する。ヒトのバイタルサインに関連する生理反応を中心に、暑熱環境、高所環境、微小重力環境など、ヒトが生活しうる特殊環境下において、生体がどのように恒常性を維持しているのか、その生体機能の調節メカニズムについて解説する。(全15回)	
ヒューマンキネティクス特論	ヒトの運動制御メカニズムを理解するために、生体の解剖学的構造や、力学的特性に関する知識や考え方を習得することは重要である。本科目では、力学的視点に基づき、生体情報に関する「動き」や「力」を評価する運動学的手法(モーションキャプチャ、高速度カメラ、センサ計測法など)と運動力学的手法(筋電図法、フォースプレート、トルクセンサなど)を用いた研究知見、データ測定および解析法について学ぶ。力学的視点からヒトの生体機能を評価することの役割や応用について考える力を身に付ける。(全15回)	
認知神経科学特論	ヒトの行動に関する理解を深めるために、脳構造、運動制御、神経可塑性と運動学習、身体知覚、発達と変化、高次脳機能(実行機能・意思決定)等についての知識を獲得することは重要である。本科目では、脳波(EEG)、脳磁図(MEG)、機能的磁気共鳴画像法(fMRI)、近赤外線分光法(NIRS)、経頭蓋磁気刺激法(TMS)等の計測機器を用いた研究知見を学ぶ。また、実験デザインの組み方や方法論などについても紹介する。(全15回)	
生体機能演習 1	生体機能に関連した学識・研究において、広い視野をもって包括的に理解し、さらに応用発展させるために、最先端の研究知見を知っておくことは重要である。本科目では、指導教員ごとのテーマに沿って英語の文献を講読することにより、英語で記載された学術雑誌の内容を理解するとともに、問題点や明らかになっていない点等に関する批判的思考能力や、その内容を説明するプレゼンテーション能力を学ぶ。(全8回)	
生体機能演習 2	生体機能に関連した学識・研究において、広い視野をもって包括的に理解し、さらに応用発展させるために、最先端の研究知見を知っておくことは重要である。本科目では、指導教員ごとのテーマに沿って英語の文献を講読することにより、英語で記載された学術雑誌の内容を理解するとともに、問題点や明らかになっていない点等に関する批判的思考能力や、その内容を説明するプレゼンテーション能力を学ぶ。(全8回)	
ライフサイエンス特論	ライフサイエンスの研究分野は、生物や生命現象に関する幅広いテーマを扱い、人類の健康や環境の保全に直結する重要な知見を提供し続ける、非常にダイナミックで進化し続ける研究分野である。本科目では、主に大学・研究所等の研究機関の研究者、民間企業の研究開発者を招き、様々なテーマについて先端の知見を紹介してもらい、基礎研究から応用研究までの多様な研究手法と内容等を学びリレー講義とする。(全8回)	
ヒューマンインタフェース特論	ヒューマンインタフェース(以下HI)特論では、国内外最新研究成果の輪読や議論を通じてHIの構築方法について学ぶ。HIに関連する学問領域は広く、ハードやソフトといった電子工学や情報処理の技術に加えて、人間工学や心理学など対象分野に応じた学際的知識やデザインの考え方、異なる専門性を有するメンバーとの協働共創なども重要である。そのため、特定分野の教科書に書かれた内容だけを理解すれば良いという訳にはいかない。そこで毎回、学生自身が興味を持った最新論文や学会誌等に掲載された専門解説記事を具体例としてとりあげHIの内容を説明して貰い、それらの多様な技術背景や研究手法、成果などについて教員が解説しつつ参加者全員で議論と理解を深めるインタラクティブな授業形態で実施する。こうした議論を通じてHIに関するインクルーシブな考え方を涵養することで、独創的な最先端HIを構想・構築する力を身につける。(全15回)	
画像処理・信号処理演習	画像処理・信号処理演習は、信号処理と画像処理の両方について、一般的に広く利用されている必須技術について学ぶ。各回の講義は、理論的な説明と実践的な演習を組み合わせることで応用力を高めることを目的としている。信号処理では、基本的な信号の生成、フーリエ変換、フィルタ設計、ノイズ除去、アナログ・デジタル変換、時間-周波数解析等について学ぶ。一方、画像処理では、画像の読み込み・表示、グレースケール変換、フィルタリング、エッジ検出、幾何変換、セグメンテーション、パターン認識等について学ぶ。これら各項目について、ソフトウェアを使用した演習を通じて理解を深め、実践力を身につける。(全8回)	
機械学習特論	大規模なデータを処理する場合には、データの特徴に応じて個々のデータを分類することが重要となる。本講義では、大規模なデータを分析して新たな価値を創出する際に重要となる教師あり学習について学ぶ。まず、教師あり学習を実現する際の基本的な考え方である、線形識別関数について学ぶ。次に、高精度な教師あり学習法の代表例として、サポートベクトルマシンとその応用例について学ぶ。さらに、線形識別できないような複雑なデータを分類する際に重要となる、カーネル法の考え方と応用例について学ぶ。(全15回)	

	多変量解析演習	センサで計測したデータやアンケートで集計したデータなどを解析する際には、行列のような表形式として表されるデータを分析することが重要となる。本演習では、データを表形式として定量的にして表現して分析する多変量解析の手法を実践的に学ぶ。まず、データの誤差やばらつきなどの統計量の計算法を実践的に学ぶ。次に、誤差に着目した解析手法として回帰分析を実践的に学ぶ。さらに、ばらつきを表す分散に着目した解析手法の例として主成分分析を実践的に学ぶ。(全8回)	
	データサイエンス演習	情報通信技術、計測技術、人工知能の技術が急激に発展する中、データを処理・分析し、データから有益な情報を生み出す方法としてデータサイエンスの重要性がより高まっている。本授業ではプログラミングの基礎的なスキルをベースとし、データ分析課題に取り組むことによって、データの加工、可視化、計算、分析、モデル化などの応用的なプログラミングスキルとデータサイエンスに関する実践力を身に付けることを目標とする。また、ビッグデータのデータエンジニアリング、機械学習、妥当性検証法などの応用を学ぶ。(全15回)	
	バーチャルリアリティ特論	人間は五感を通して外界を認識することにより生活を実現しており、コンピュータを用いて構築したバーチャルリアリティの世界を認識させるインタフェースの設計・開発において、五感の知覚メカニズムの理解は欠かせない。本講義では、五感の知覚メカニズムについて、様々な錯覚現象の原理の調査から理解を深める。さらに、知覚メカニズムに基づき、バーチャルな世界を認識するための五感情報の計測・提示インタフェースの原理や設計指針を学ぶ。(全15回)	
	3Dモデリング演習	主に製品の試作評価において活用される、バーチャルリアリティの世界の構築や3Dプリンタによる立体物の造形などにおいて、コンピュータを用いて3次元世界を構築するモデリングやレンダリングの基礎知識が重要である。本講義では、代表的なモデリングソフトや3D世界の構築に適した開発環境を用いた3Dモデルや3Dアニメーションの作成演習を通して、座標系や投影、モデリング変換、カメラや照明、シェーディング、物理シミュレーションなど、3次元世界の構築方法を習得する。(全8回)	
	時系列解析演習	日々の膨大なデータの多くは時系列性を持っており、データ内の時間変動を捉えて事象の予測につなげる技術やサービスが増えている。データサイエンスの観点では、時系列データを数値的な根拠によって客観的に分析し、可視化および事象予測するスキルが重要である。本演習授業では「データサイエンス演習」で習得した基本概念をベースとし、時系列データ分析に関する実践力を身に付ける。具体的には、pythonを用いた時系列データの読込、可視化を行い、観察し、分析の戦略を立てる。そして、情報抽出(特徴量エンジニアリング)、機械学習による予測、妥当性評価など、一連の手法を学ぶ。(全8回)	
	都市空間デザイン特論	大きな変容をとげるアジアの対象都市の空間リサーチをとおして、都市構造(物理的、環境的、経済的)の分析を手法を学ぶ。人工密度や、交通計画、建築関係法規など、目に見えている姿の都市を、その構造から観察・分析を行う。チームで複数の都市を比較しながらそれぞれの都市の構造を分析する。さらに、リサーチの結果を踏まえ、プログラム・ミクストな建築やランドスケープの提案を行う。(全15回)	
	芸術計画特論	近年の芸術表現のなかでも、地域のコミュニティ形成やブランディングの向上がその社会的・経済的価値に寄与するものとして、アートプロジェクトが注目を集めている。本科目では、芸術文化の表象表現が社会構造のなかで果たした役割を考察して学ぶ。さらに、造形や映像、音響、情報メディアを融合した知識と技術を利用したアートの力で社会に対し、新たな視点と価値を創造する提案を行う。(全15回)	
専門群	環境人間工学特論	人間の生活は、周囲の生活環境から影響を受けるとともに、自ら様々な生活環境を改善するなど、生活環境と人間の相互作用の上に成り立っており、生活環境が人間に及ぼす影響について検討することは重要である。本科目では、生活環境が人間に及ぼす影響について人間工学的視点で検討する為の様々な生理的・心理的・行動的な測定法およびその結果の評価方法等を身に付ける。更に、環境工学・人間工学に関する研究成果が生活の中でどの様に生かされているか、生活空間等のデザインへの応用について学ぶ。(全15回)	
	機能的空間構築演習 1	人の営みのなかで必要とされてきた生活空間は、生活集団や生活文化の変化や発達と共にその役割を変化させており、その機能や空間が人間文化に及ぼした影響について検討することは重要である。生活空間での環境や空間、人間行動、人間の反応など様々な計測方法について知識を習得し、測定結果をどのように生活空間の計画に生かすか議論を重ねながら検討する。(全8回)	
	機能的空間構築演習 2	人の営みのなかで必要とされてきたパブリックスペースは、都市の発達と共にその役割を変化させており、その機能や空間が人間文化に及ぼした影響について検討することは重要である。本科目では、人の営みをより豊かにするためのパブリックスペースを考察するために、近代以降の優れた美術館の分析・リサーチを通して空間の構築原理について学び、その後、この建築への増築をとおして新しい建築のありかたの提案を行う。(全15回)	共同

繊維構造特論	繊維のほとんどは高分子材料であり、繊維材料の性質は、高分子中の結晶、非晶ならびにその中間領域の構造に大きく依存するためこれらを理解することは重要である。さらに結晶および非晶領域を含む繊維材料の高次構造解析には固体高分解能NMRは最適な手法であることから、本科目では高分子・繊維の構造について、固体高分解能NMRにより求まる化学シフトならびに緩和時間の変化の情報をもとに、高分子・繊維の構造と物性との関連について学ぶ。(全15回)	
分子デザイン特論	これまで得られている知見をもとに機能性分子をデザイン・合成し、その機能を適切に評価し、さらにその結果をフィードバックし新たな分子設計に応用するという研究プロセスを講義する。講義前半では機能性分子の合成に必要とされる有機化学の基礎的事項の復習と確認を行い、講義後半では具体的な研究例を紹介する。機能性分子の例として、本講義では、生理活性物質、細胞内プロセス解明のための機能性分子、人工酵素、人工光合成を取り上げ、それらの原理と作用機序に基づいた分子設計の指針について解説する。(全15回)	
先端高分子材料創製特論	高分子化合物に分子レベルでの機能付与を行うことで、特異な光・電子機能、表面特性あるいは力学物性を有し、実社会での益々の応用が期待される先端高分子材料が創製される。本講義では、様々な先端高分子材料における分子構造と機能との相関を理解し、機能発現の原理及び応用例を学ぶ。本講義での学習により、これら先端高分子材料の機能を学び、正しく評価し、利用するための知識や考え方を獲得でき、新規先端高分子材料創製の基盤を築くことができる。(全15回)	
エネルギー・環境材料特論	リチウムイオン二次電池などに代表される電気化学デバイスはエネルギー・環境問題を解決し、持続可能な社会を実現する上で重要な技術である。電気化学デバイス内部ではイオン伝導体、イオン・電子混合伝導体などの無機固体材料が用いられており、電気化学デバイスの性能向上のためには、無機固体材料の構造を正しく理解し、制御することが必要不可欠である。本科目では、無機固体材料を設計する上で必要となる結晶構造、格子欠陥、拡散、相転移、X線回折、固体の合成方法などについての基本概念を説明する。(全15回)	
機能性分子解析特論	社会を支え、豊かにするような材料を提供するためには、原子や分子レベルの構造と機能に関する知識を広げ、それらを解析するための原理を理解することが重要である。機能性有機分子やその集合体は人々の生活を支えるだけでなく、自然界の光合成やエネルギー問題を解決するための人工光合成研究など至るところでみられる。本科目では、身の回りにおける様々な種類の有機化合物について、分子構造と機能に関する理解を深め、それらを解析するための手法や原理について学ぶ。(全15回)	
機能性物質設計法演習	有機・無機材料、高分子材料、固体イオニクス材料、光機能材料などの機能性物質は、科学・産業の発展の基盤であり、持続可能な社会を実現するためには、新たな機能性物質の設計が必要がある。本科目では有機・無機ハイブリット材料、高分子材料、光機能材料、固体イオニクス材料などの機能性物質の設計に関する学術誌を読み、その内容を要約し、プレゼンテーション形式で紹介することを通じて、文献調査の方法、内容を的確に要約し定められた時間で発表することを学ぶと共に、関係する学問分野の最先端に触れる。ゼミごとの以下のテーマに沿って演習を行う。(全8回) (1 黒子弘道) 高分子材料の設計に関する演習 (8 三方裕司) 光機能および酸化還元機能を有する金属錯体の設計に関する演習 (11 大背戸豊) 特異な光・電子機能、表面特性あるいは力学物性を示す先端高分子材料の分子設計に関する演習 (12 山本健太郎) 電気化学デバイス内で用いられる固体イオニクス材料の設計に関する演習 (15 庄司淳) 自己集合能をもつ有機色素の設計に関する演習	
機能性物質分析法演習	持続可能な社会を実現するための新しい有機・無機材料、高分子材料、固体イオニクス材料、光機能材料などの機能性物質を設計するためには、その構造を正しく理解する必要がある。本科目では有機・無機ハイブリット材料、高分子材料、光機能材料、固体イオニクス材料などの機能性物質の構造分析に関する学術誌を読み、その内容を要約し、プレゼンテーション形式で紹介することを通じて、文献調査の方法、内容を的確に要約し定められた時間で発表することを学ぶと共に、関係する学問分野の最先端に触れる。ゼミごとの以下のテーマに沿って演習を行う。(全8回) (1 黒子弘道) 高分子材料の構造分析に関する演習 (8 三方裕司) 光機能および酸化還元機能を有する金属錯体の分析法に関する演習 (11 大背戸豊) 特異な光・電子機能、表面特性あるいは力学物性を示す先端高分子材料の分析法に関する演習 (12 山本健太郎) 電気化学デバイス内で用いられる固体イオニクス材料の分析法に関する演習 (15 庄司淳) 自己集合能をもつ有機色素の分析法に関する演習	

機能性物質・物体調査演習	<p>人と自然の調和を可能とする社会を実現するためには、オングストロームからセンチメートルレベルの幅広い空間スケールでの機能性物質・物体の構造設計が必要となる。本科目では当該の空間スケールでの機能性物質・物体の構造設計に関する学術誌を読み、その内容を要約し、プレゼンテーション形式で紹介することを通じて、文献調査の方法、内容を的確に要約し定められた時間で発表することを学ぶと共に、関係する学問分野の最先端に触れる。ゼミごとの以下のテーマに沿って演習を行う。(全8回)</p> <p>(1 黒子弘道) 高分子材料の構造設計に関する演習 (8 三方裕司) 光機能および酸化還元機能を有する金属錯体の機能設計に関する演習 (11 大背戸豊) 特異な光・電子機能、表面特性あるいは力学的物性を示す先端高分子材料の機能設計に関する演習 (12 山本健太郎) 電気化学デバイス内の電極/電解質界面、電極活物質、合剤電極の設計に関する演習 (15 庄司淳) 自己集合能をもつ有機色素の機能設計に関する演習</p>	
機能性物質・物体解析演習	<p>オングストロームからセンチメートルレベルの幅広い空間スケールでの機能性物質・物体の構造設計を行うためには、それぞれの空間スケールに応じた解析法が必要となる。本科目では当該の空間スケールでの機能性物質・物体の構造解析に関する学術誌を読み、その内容を要約し、プレゼンテーション形式で紹介することを通じて、文献調査の方法、内容を的確に要約し定められた時間で発表することを学ぶと共に、関係する学問分野の最先端に触れる。ゼミごとの以下のテーマに沿って演習を行う。(全8回)</p> <p>(1 黒子弘道) 高分子材料の固体NMRによる構造解析に関する演習 (8 三方裕司) 光機能および酸化還元機能を有する金属錯体の物性解析に関する演習 (11 大背戸豊) 特異な光・電子機能、表面特性あるいは力学的物性を示す先端高分子材料の物性解析に関する演習 (12 山本健太郎) 電気化学デバイス内の電極/電解質界面、電極活物質、合剤電極で起こる現象解析に関する演習 (15 庄司淳) 自己集合能をもつ有機色素の物性解析に関する演習</p>	
工学創発演習Ⅰ(基礎)	<p>工学的知識を基盤に、創発的思考と実践的な問題解決能力を養うための演習型授業である。学生が主体となり、輪番で研究を発表して学生同士で議論することで、コミュニケーションスキル・プレゼンテーション能力・協創力・トランスファラブルスキルを養うとともに、異分野の研究内容に対する理解を深め、新しい研究コラボレーションへの発展につなげる。また、演習授業を通し、新たな人的ネットワークを構築する活用のもとにつなげる。(全15回)</p>	
工学創発演習Ⅱ(基礎)	<p>自身の研究進捗や関連研究を輪番で発表するとともに、発表内容に対し、批判的思考やコラボレーションの視点から、学生・教員間で議論する。これらのプロセスを通して、各自の研究内容に対する理解を深めると共に、新しい研究コラボレーションの提案、技術開発、イノベーションへの発展につなげる。また自身が習得した知識や研究データを異分野の人にも分かりやすく説明できる論理思考力、質問への対応法、対話法なども身に付ける。(全15回)</p>	
工学創発演習Ⅰ(発展)	<p>工学創発演習(基礎)の発展形として、学生は輪番による発表討論だけでなく、討論の司会進行をも務め、授業自体の運営も行う。発表会の事前準備や運営を他の学生と共同で行うことにより、プランニング力、コミュニケーション能力、協働能力、リーダーシップ、時間管理能力、自己管理能力なども身につける。演習の場をより発展させるため、能動的に議論に参加し、新しい研究コラボレーションを生み出すために、積極的な提案を行う。(全15回)</p>	

実践群	工学創発演習Ⅱ（発展）	工学創発演習（基礎）の発展形として、学生は輪番による発表討論だけでなく、討論の司会進行をも務め、授業自体の運営も行う。これまでの創発演習Ⅰ（基礎）・創発演習Ⅱ（基礎）・創発演習Ⅲ（発展）の集大成として、社会に出てからも通用するアドバンススキル、フューチャーリーダーシップスキルを身に付ける。異分野の知識や議論によって得られた論理的思考を自身の研究と結びつけ、イノベーションや新たな知識へと発展させることを目指す。（全15回）	
	異分野融合課題研究	現代における複雑な社会課題を解決するには複合的な技術が必要であり、自身の専門性に加え他分野への理解がある、分野横断的なエンジニアが求められる。本科目では、所属研究室以外の研究進捗報告会や輪読会への参加し、参加研究室で実施している研究内容に関するディスカッションを行う。これにより、自身の研究領域の範囲を超えた専門的な知識を身につけるとともに、異分野への理解を高め、複数の分野を融合したテーマを発案・実践する能力を身に付ける。（全8回）	共同
	女性エンジニア演習	女性エンジニアとしては、研究開発を進め社会に還元すると同時に、技術の価値を広める能力や後進を育成する能力も重要である。女子中高生や大学生を対象とした工学技術を体験し学ぶワークショップを企画・運営する。工学技術を中高生にもわかりやすく説明し、体験を通してその仕組みや価値を理解させることを通じて、波及力を実践的に身につける。また、自身が女性エンジニアのロールモデルの役割を果たすことで、女性エンジニアを養成することの意義を学ぶ。（全8回）	
	協創工学実習Ⅰ	民間企業、国内外の研究機関、地域社会の課題に取り組むプロジェクト型のインターンシップへ参加し、自身の専門性や関心を実社会で活用・実践を行う。工学の研究成果の社会貢献や社会・生活への展開について学び、課題発見力・課題解決力・情報収集力・主体性・積極性・協調性・技術者としての倫理感を身につける。また実際の社会に出るまでの間に、さらに必要とされる自身の能力について再考し、自身の研究を発展させる機会とする。（全8回）	
	協創工学実習Ⅱ	民間企業、国内外の研究機関、地域社会の課題に取り組むプロジェクト型のインターンシップへ参加し、自身の専門性や関心を実社会で活用・実践を行う。工学の研究成果の社会貢献や社会・生活への展開について学び、課題発見力・課題解決力・情報収集力・主体性・積極性・協調性・技術者としての倫理感を身につける。また実際の社会に出るまでの間に、さらに必要とされる自身の能力について再考し、自身の研究を発展させる機会とする。（全8回）	
	学術協創演習	工学の研究開発においては、自身の研究内容について発表し、他の研究者やエンジニアとの議論する能力が求められる。本科目では、年次大会や研究会などの学術講演会に参加して研究成果を発表するとともに、他の研究者とのディスカッションを通して、女性エンジニアとして当該分野の発展に寄与する協創力や波及力を身につける。さらに、参加した学術講演会の内容をまとめた報告書を作成して他の受講生と共有することで、異分野の理解を深める。（全8回）	共同
	工学特別研究Ⅰ（修士）	<p>エンジニアとしては、研究を円滑に進め、その意義や成果をまとめ上げ、様々な形で社会に発信することが重要である。本科目では、指導教員や副指導教員と相談し、自らの研究テーマを決め、テーマに関する関連論文の講読や学習、実験・測定・調査等を行うことにより、研究の手法や解析、まとめ方などを学習する。さらに、国内外の関連学会発表を行うための手法、研究の締め方を学習し、修士論文としてまとめ、提出・発表する。</p> <p>(1 黒子弘道) 高分子材料の高次構造解析と新規材料開発に関する研究</p> <p>(2 才脇直樹) ユーザーとコンピューターシステム間の最適なインタラクションをデザインし、またシステム構築するための理論と技術及びその応用に関する研究</p> <p>(3 佐々尚美) 快適で健康な生活のための温熱環境の人体影響、居住空間の人間工学的解析・評価に関する研究</p> <p>(4 芝崎学) ヒトのストレスに対する生理応答に関する研究</p> <p>(5 中田大貴) 運動制御・運動学習・感覚運動機能向上に関わる脳活動動態メカニズムの研究</p> <p>(6 長田直之) 都市構造の分析と建築やランドスケープの設計・提案に関する研究</p> <p>(8 三方裕司) 生理活性、細胞内プロセス解明、人工酵素、人工光合成などの分野で有用な機能性分子の設計・合成・機能評価に関する研究</p> <p>(9 吉田哲也) 機械学習法と関係データ解析法の開発・応用に関する研究</p> <p>(10 佐藤克成) 人の知覚特性解明とインタフェース設計・応用に関する研究</p> <p>(11 大背戸豊) 有機材料および高分子材料の性能向上・機能付与に関する研究</p> <p>(12 山本健太郎) 電気化学デバイス内の反応機構解明と新規材料設計に関する研究</p> <p>(13 安在絵美) 健康、福祉、生活におけるセンサデバイス技術やヒューマンインタフェースなどの工学情報技術ならびにデータ解析手法に関する研究</p> <p>(14 大高千明) ヒトの運動制御と力学的特性の解明に関する研究</p> <p>(15 庄司淳) 有機色素分子の合成と物性に関する研究</p>	

論文等 作成群	工学特別研究Ⅱ（修士）	<p>エンジニアとしては、研究を円滑に進め、その意義や成果をまとめ上げ、様々な形で社会に発信することが重要である。本科目では、指導教員や副指導教員と相談し、自らの研究テーマを決め、テーマに関する関連論文の講読や学習、実験・測定・調査等を行うことにより、研究の手法や解析、まとめ方などを学習する。さらに、国内外の関連学会発表を行うための手法、研究の纏め方を学習し、修士論文としてまとめ、提出・発表する。</p> <p>(1 黒子弘道) 高分子材料の高次構造解析と新規材料開発に関する研究 (2 才脇直樹) ユーザーとコンピューターシステム間の最適なインタラクションをデザインし、またシステム構築するための理論と技術及びその応用に関する研究 (3 佐々尚美) 快適で健康な生活のための温熱環境の人体影響、居住空間の人間工学的解析・評価に関する研究 (4 芝崎学) ヒトのストレスに対する生理応答に関する研究 (5 中田大貴) 運動制御・運動学習・感覚運動機能向上に関わる脳活動動態メカニズムの研究 (6 長田直之) 都市構造の分析と建築やランドスケープの設計・提案に関する研究 (8 三方裕司) 生理活性、細胞内プロセス解明、人工酵素、人工光合成などの分野で有用な機能性分子の設計・合成・機能評価に関する研究 (9 吉田哲也) 機械学習法と関係データ解析法の開発・応用に関する研究 (10 佐藤克成) 人の知覚特性解明とインタフェース設計・応用に関する研究 (11 大背戸豊) 有機材料および高分子材料の性能向上・機能付与に関する研究 (12 山本健太郎) 電気化学デバイス内の反応機構解明と新規材料設計に関する研究 (13 安在絵美) 健康、福祉、生活におけるセンサデバイス技術やヒューマンインタフェースなどの工学情報技術ならびにデータ解析手法に関する研究 (14 大高千明) ヒトの運動制御と力学的特性の解明に関する研究 (15 庄司淳) 有機色素分子の合成と物性に関する研究</p>	
	工学特別研究Ⅲ（修士）	<p>エンジニアとしては、研究を円滑に進め、その意義や成果をまとめ上げ、様々な形で社会に発信することが重要である。本科目では、指導教員や副指導教員と相談し、自らの研究テーマを決め、テーマに関する関連論文の講読や学習、実験・測定・調査等を行うことにより、研究の手法や解析、まとめ方などを学習する。さらに、国内外の関連学会発表を行うための手法、研究の纏め方を学習し、修士論文としてまとめ、提出・発表する。</p> <p>(1 黒子弘道) 高分子材料の高次構造解析と新規材料開発に関する研究 (2 才脇直樹) ユーザーとコンピューターシステム間の最適なインタラクションをデザインし、またシステム構築するための理論と技術及びその応用に関する研究 (3 佐々尚美) 快適で健康な生活のための温熱環境の人体影響、居住空間の人間工学的解析・評価に関する研究 (4 芝崎学) ヒトのストレスに対する生理応答に関する研究 (5 中田大貴) 運動制御・運動学習・感覚運動機能向上に関わる脳活動動態メカニズムの研究 (6 長田直之) 都市構造の分析と建築やランドスケープの設計・提案に関する研究 (8 三方裕司) 生理活性、細胞内プロセス解明、人工酵素、人工光合成などの分野で有用な機能性分子の設計・合成・機能評価に関する研究 (9 吉田哲也) 機械学習法と関係データ解析法の開発・応用に関する研究 (10 佐藤克成) 人の知覚特性解明とインタフェース設計・応用に関する研究 (11 大背戸豊) 有機材料および高分子材料の性能向上・機能付与に関する研究 (12 山本健太郎) 電気化学デバイス内の反応機構解明と新規材料設計に関する研究 (13 安在絵美) 健康、福祉、生活におけるセンサデバイス技術やヒューマンインタフェースなどの工学情報技術ならびにデータ解析手法に関する研究 (14 大高千明) ヒトの運動制御と力学的特性の解明に関する研究 (15 庄司淳) 有機色素分子の合成と物性に関する研究</p>	

(注)

- 1 開設する授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 2 専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目であって同時に授業を行う学生数が40人を超えることを想定するものにつきその旨及び当該想定する学生数を「備考」の欄に記入すること。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の出発定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは行うようとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行うようとするこの書類を作成する必要はない。
- 4 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。なお、高等専門学校の学科を設置する場合は、科目の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 高等専門学校の学科を設置する場合は、高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については、備考欄に「☆」すること。





最寄駅：近鉄奈良線「近鉄奈良駅」

JR 大和路線「奈良駅」

最寄駅までのアクセス

- ・ 京都から

近鉄京都線で近鉄奈良駅まで特急約 35 分、急行 45 分

- ・ 大阪から

JR 大阪環状線(外回り)で鶴橋へ、近鉄奈良線(快急・急行)で近鉄奈良まで約 50 分

- ・ 関西国際空港から

空港バスで近鉄奈良駅まで約 80 分 又は

南海空港急行で難波へ、近鉄奈良線(快急・急行)で近鉄奈良まで約 110 分

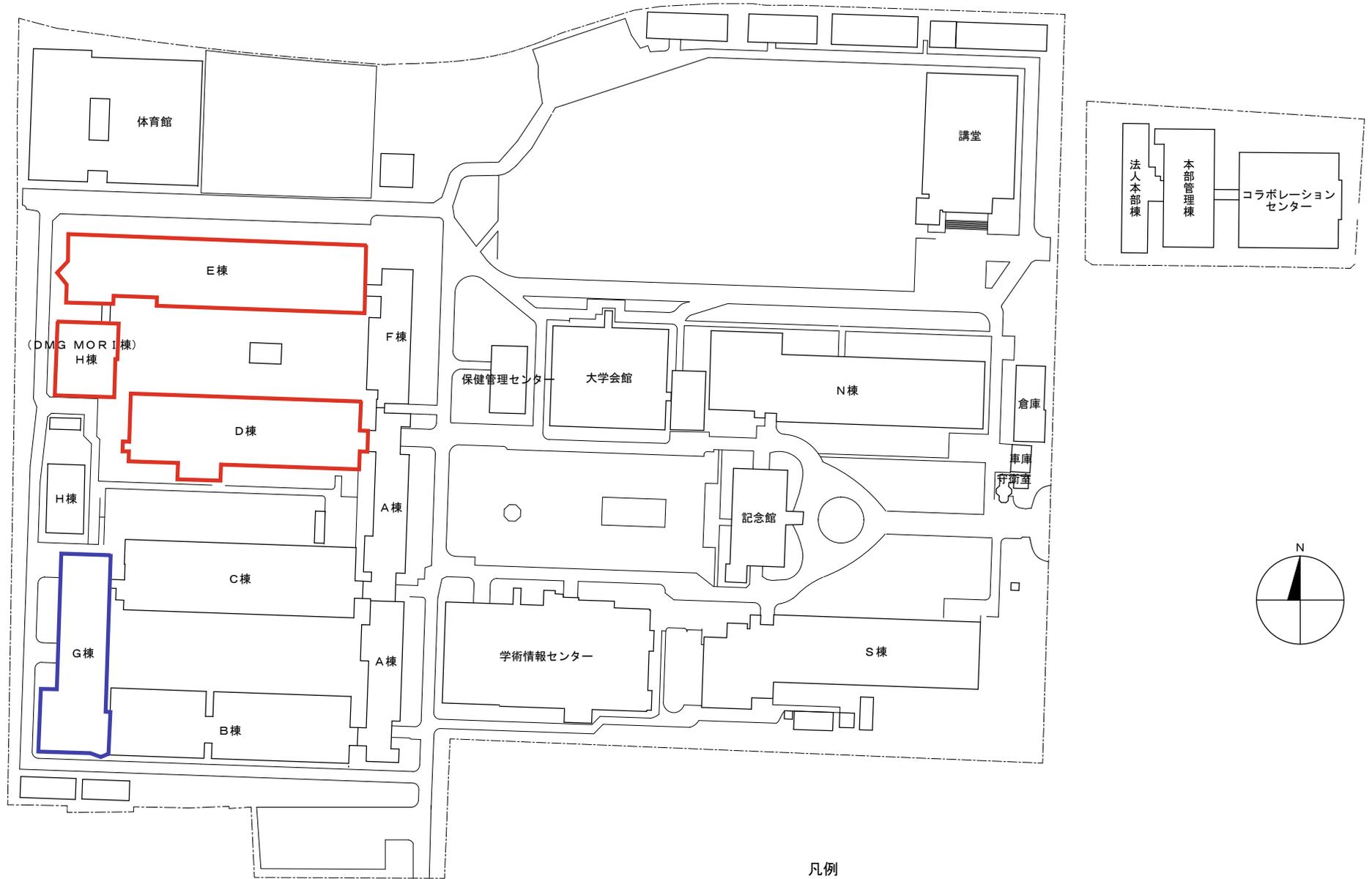
JR 関空快速で天王寺へ、JR 大阪環状線(内回り)で鶴橋へ、近鉄奈良線(快急・急行)で近鉄奈良まで約 100 分

- ・ 大阪空港から

空港バスで近鉄奈良駅まで約 60 分

空港バスで難波へ、近鉄奈良線(快急・急行)で近鉄奈良まで約 70 分

奈良女子大学北魚屋団地配置図

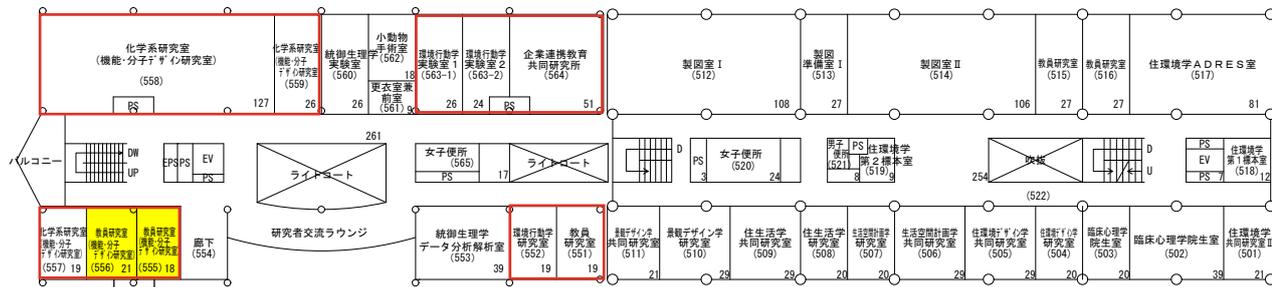


校地面積：76,260㎡
 校舎面積：59,979㎡

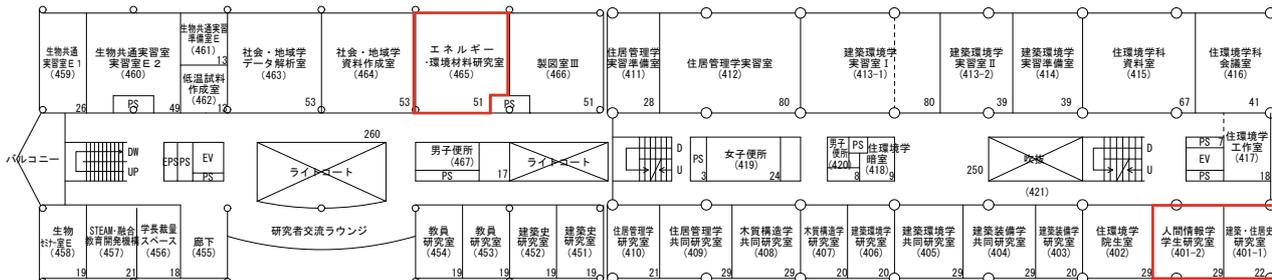
凡例

- : 当該申請に係る工学専攻が使用する部分
- : 他専攻等と共通で使用する部分

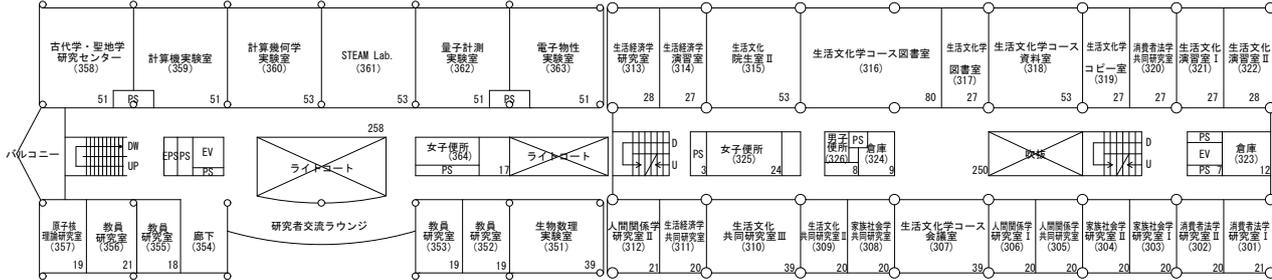
総合研究棟 (E棟)



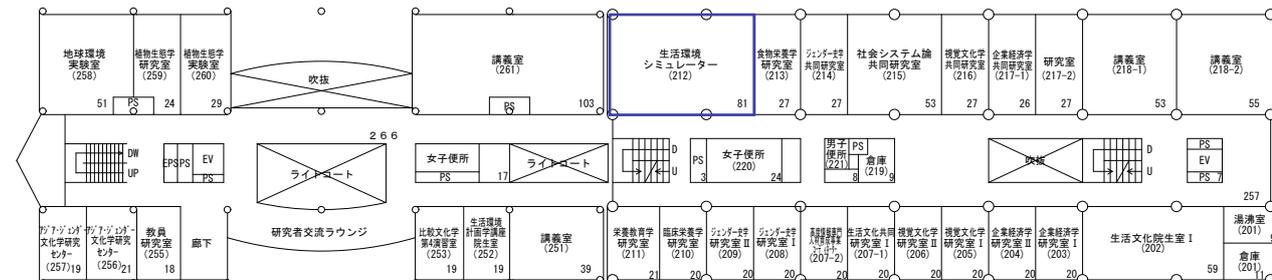
127_生環系E棟 5階平面図



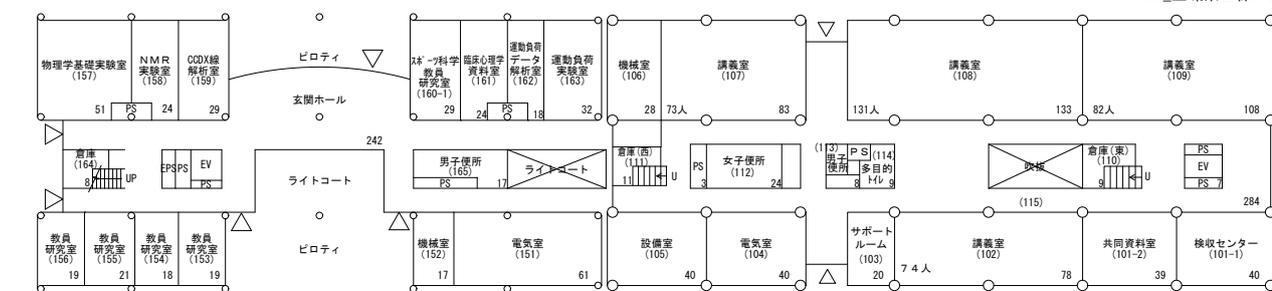
127_生環系E棟 4階平面図



127_生環系E棟 3階平面図



127_生環系E棟 2階平面図

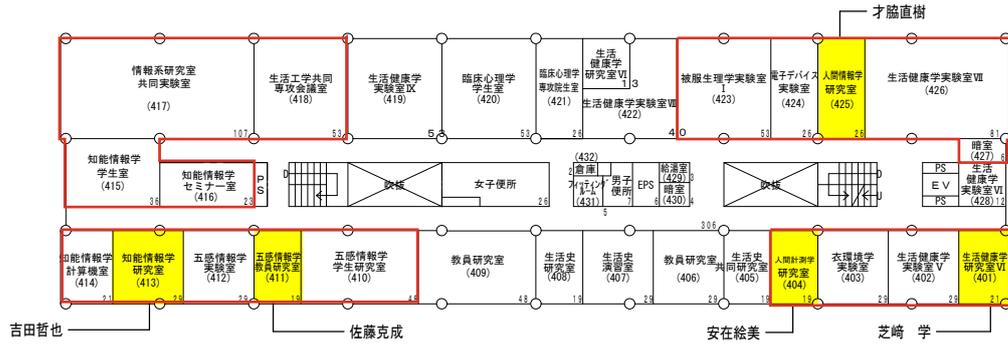


127_生環系E棟 1階平面図

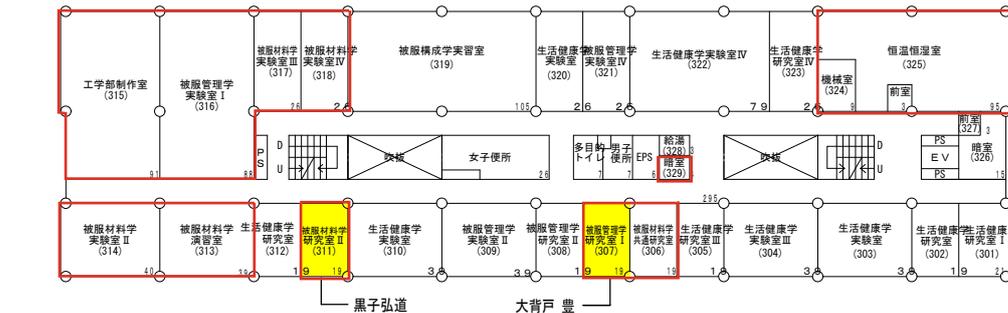
凡例

- : 当該申請に係る工学専攻が使用する部分
- : 他専攻等と共通で使用する部分

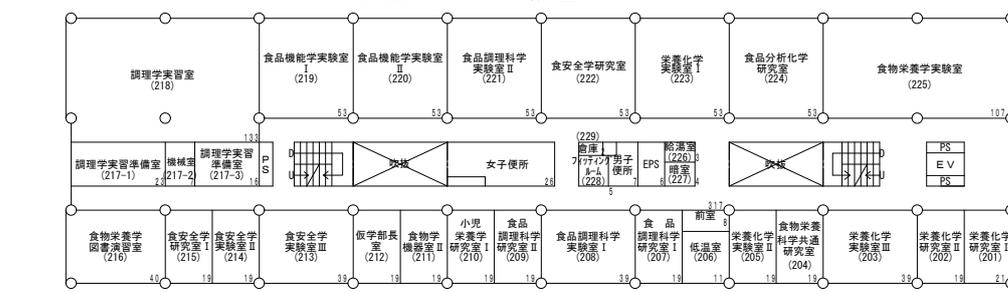
総合研究棟 (D棟)



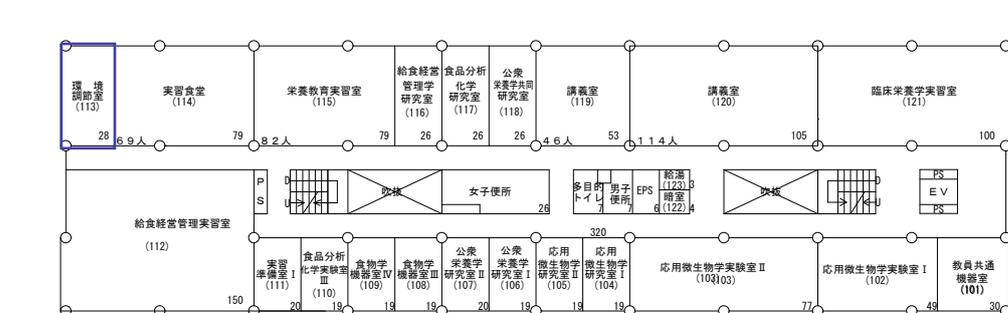
102_生環系D棟 4階平面図



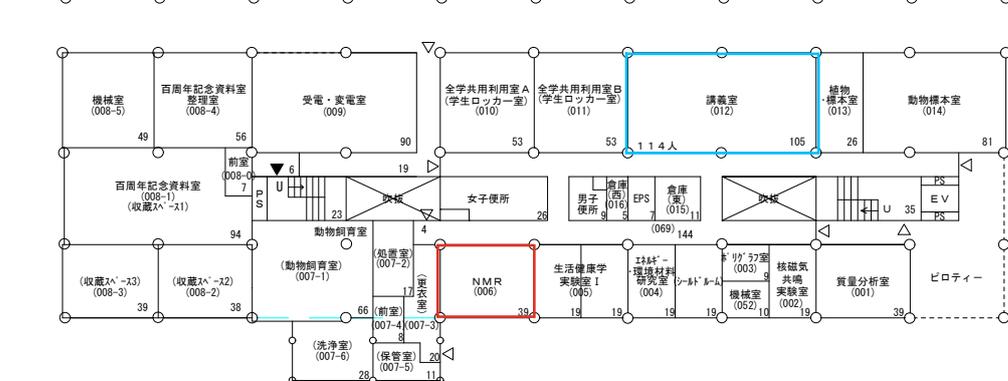
102_生環系D棟 3階平面図



102_生環系D棟 2階平面図



102_生環系D棟 1階平面図

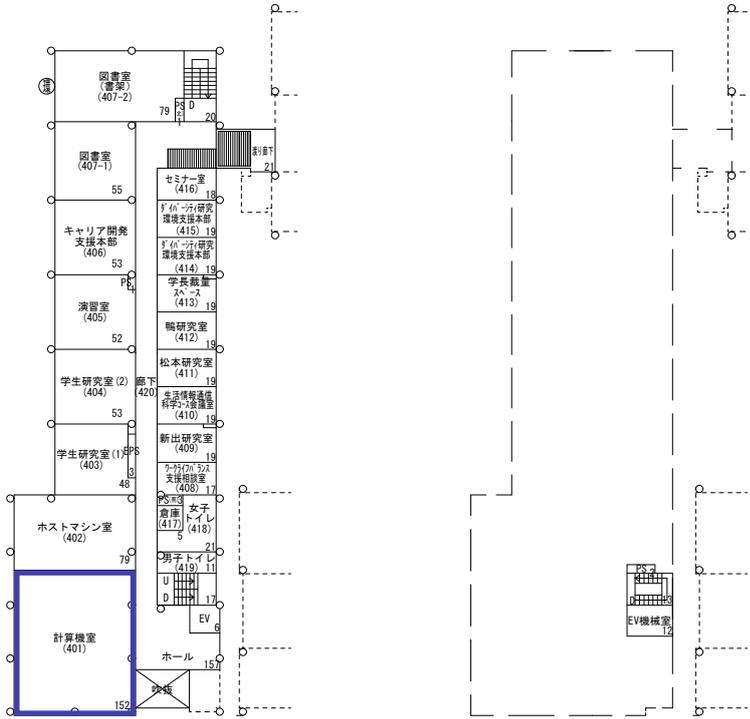


102_生環系D棟 地階平面図

凡例

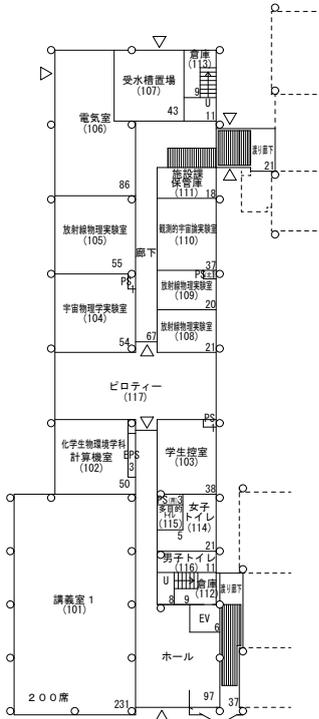
- : 当該申請に係る工学専攻が使用する部分
- : 全学で使用する部分
- : 他専攻等と共通で使用する部分

総合研究棟 (G棟)

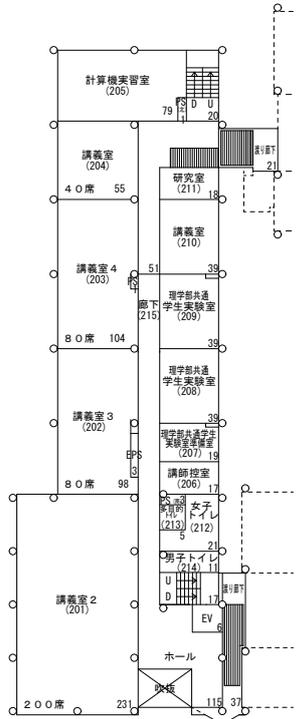


134_理学部G棟 4階平面図

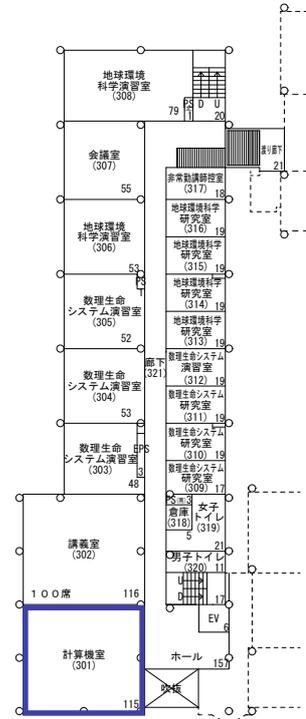
134_理学部G棟 PH階平面図



134_理学部G棟 1階平面図



134_理学部G棟 2階平面図



134_理学部G棟 3階平面図

凡例

: 他専攻等と共通で使用する部分

○奈良女子大学学則（案）

（平成 16 年 4 月 1 日学則第 1 号）

第 1 章 総則

第 1 節 趣旨及び目的

（趣旨）

第 1 条 この学則は、国立大学法人奈良国立大学機構が設置する奈良女子大学(以下「本学」という。)の教育課程に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 本学は、女子の最高教育機関として、広く知識を授けるとともに、専門の学術文化を教授、研究し、その能力を展開させるとともに、学術の理論及び応用を教授、研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第 2 節 自己評価及び教育研究等の状況等の公表

（自己評価等）

第 3 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。

3 第 1 項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

（情報の積極的な提供）

第 4 条 本学は、本学の教育研究活動等の状況について、刊行物等への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第 2 章 学部及び大学院

（学部）

第 5 条 本学に、次の学部及び学科を置く。

（1）文学部

人文社会学科

言語文化学科

人間科学科

（2）理学部

数物科学科

化学生物環境学科

（3）生活環境学部

食物栄養学科

心身健康学科

住環境学科

文化情報学科

（4）工学部

工学科

- 2 学部の収容定員は、別表第1のとおりとする。
- 3 学部に学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。学部長は、当該学部に関する校務をつかさどる。
- 4 学部に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第6条 本学に、大学院人間文化総合科学研究科(以下「研究科」という。)を置く。

- 2 研究科は、博士課程及び修士課程とし、博士課程は、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する。この場合において、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。
- 3 博士前期課程に、次の専攻を置く。

人文社会学専攻

言語文化学専攻

人間科学専攻

食物栄養学専攻

心身健康学専攻

情報環境学専攻

住環境学専攻

生活文化学専攻

数物科学専攻

化学生物環境学専攻

- 4 修士課程に、次の専攻を置く。

工学専攻

- 5 博士後期課程に、次の専攻を置く。

人文科学専攻

生活環境科学専攻

自然科学専攻

生活工学共同専攻

- 6 第5項の生活工学共同専攻は、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科生活工学共同専攻と共同で実施する。

- 7 研究科の収容定員は、別表第2のとおりとする。

- 8 研究科に研究科長を置き、本学の教授をもって充てる。研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。

- 9 研究科に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 (削る)

第3章 通則

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 春季, 夏季, 冬季及び学年末の休業日

2 前項第三号の休業日は、学長が別に定める。ただし、学部等の事情により、教育上必要がある場合は、学長の承認を得て変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、臨時の休業日は、その都度学長が定める。

第2節 入学及び入学手続等

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年の始め1か月以内とする。ただし、特別の必要があり、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めとすることができる。

(出願手続)

第12条 本学に入学を志願する者は、入学願書に別に定める書類及び所定の検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選抜を行う。

(入学手続)

第14条 前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者(第34条の規定により入学料の免除を申請した者及び第35条の規定により徴収猶予を申請した者を含む。)に入学を許可する。

3 入学を許可された者は、本学の定めるところにより、宣誓しなければならない。

第3節 休学, 留学, 退学, 除籍及び再入学

(休学)

第15条 病気その他やむを得ない理由で3か月以上修学を中止しようとする者は、医師の診断書又は理由書を添えて休学を願い出て、学部長又は研究科長の許可を受けなければならない。

2 休学は、引き続き1年を超えることはできない。ただし、特別の事情があると認められる者には、更に引き続き休学を許可することがある。

3 休学期間は、通算して、学部においては4年、大学院の博士前期課程及び修士課程においては2年、博士後期課程においては3年を超えることができない。

4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない特別の理由があると認められるときは、教授会の議を経て、学長が更に休学期間の延長を許可することがある。

5 休学期間は、第 53 条、第 80 条第 2 項又は第 81 条第 2 項に定める在学年限には算入しない。

(休学の措置)

第 16 条 病気その他の理由で修学が不相当と認められる者に対しては、学部長又は研究科長は、学長の許可を得て、休学を命ずることがある。

(休学期間内の復学)

第 17 条 休学期間内でもその理由がなくなったときは、学部長又は研究科長の許可を得て復学することができる。

(外国留学)

第 18 条 第 65 条、第 88 条又は第 89 条の規定により、外国の大学、大学院又は研究機関に留学を志願する者は、教授会の議を経て、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(退学)

第 19 条 退学しようとする者は、理由書を添えて、学長に退学願を提出し、その許可を得なければならない。

(除籍)

第 20 条 次の各号の一に該当する者は、当該教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第 53 条、第 80 条第 2 項及び第 81 条第 2 項に定める在学期間を超えても、なお学部の定める卒業資格又は大学院の定める修了資格を取得できない者

(2) 第 15 条第 3 項に定める休学期間を超えても、なお修学できない者

(3) 入学料の免除若しくは徴収猶予を申請し、不許可とされた者又は一部免除若しくは徴収猶予を許可された者で、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しない者

(4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

2 前項第一号の在学期間には他の大学の在学期間を加えることがある。

(再入学)

第 21 条 第 19 条により本学を退学した者又は前条第 1 項第四号の規定により除籍となった者が、再入学を願い出たときは、別に定めるところにより、相当年次への入学を許可することがある。

第 4 節 賞罰

(表彰)

第 22 条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長がこれを表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 23 条 本学の学則に背き、又は学生としての本分に反する行為のあった者は、当該教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第5節 研究生，特別研究学生，聴講生，科目等履修生及び特別聴講学生等
(研究生)

第24条 学部又は研究科において，特定事項の研究を願い出た者には，当該学部又は研究科において選考の上，研究生として入学を許可することがある。

- 2 大学院の研究生として入学できる者は，女子に限らないものとする。
- 3 その他研究生に関する細則は，別に定める。

(特別研究学生)

第25条 他の大学の大学院(外国の大学の大学院を含む。)学生で，本学の研究科において研究指導を受けようとする者があるときは，当該他の大学院との事前の協議に基づき，特別研究学生として入学を許可することがある。

- 2 特別研究学生として入学できる者は，女子に限らないものとする。
- 3 特別研究学生の在学期間は1年を超えないものとする。ただし，博士後期課程の特別研究学生については，許可を得て在学期間を延長することができる。
- 4 前2項の実施について必要な事項は，研究科教授会が定める。

(聴講生)

第26条 学部又は研究科の授業科目中1科目又は数科目について聴講を願い出た者には，当該学部又は研究科において選考の上，聴講生として入学を許可することがある。

- 2 研究科の聴講生として入学できる者は，女子に限らないものとする。
- 3 その他聴講生に関する細則は，別に定める。

(科目等履修生)

第27条 学部又は研究科の授業科目中1科目又は数科目について履修を願い出た者には，当該学部又は研究科において選考の上，科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 研究科の科目等履修生として入学できる者は，女子に限らないものとする。
- 3 科目等履修生で履修科目について，試験に合格した者には単位を与える。
- 4 その他科目等履修生に関する細則は，別に定める。

(特別聴講学生)

第28条 他の大学及び大学院(外国の大学及び大学院を含む。以下に同じ。)の学生で，本学の学部又は研究科の授業科目の履修を願い出た者には，当該他の大学及び大学院との事前の協議に基づき，当該学部又は研究科において選考の上，特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生として入学できる者は，女子に限らないものとする。
- 3 特別聴講学生の入学期は毎学期の始めとする。ただし，特別の事情のある者はこの限りでない。
- 4 特別聴講学生で聴講科目にかかる試験に合格した者には，単位を与える。

5 特に定められた場合を除き、本学学則、規程等は特別聴講学生にも適用し、その他の取扱いについても学生に準ずる。

6 その他特別聴講学生に関する細則は、別に定める。

(委託生)

第 29 条 公の機関又は団体から、その所属職員について、履修科目を定め、学部又は研究科に入学の願い出があったときは、当該学部又は研究科の定めるところにより、研究生、聴講生又は科目等履修生として入学を許可することがある。

第 6 節 外国人留学生

(外国人留学生)

第 30 条 外国人で大学又は大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者については、学部又は研究科において選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 節 教育職員免許状授与の所要資格の取得

(教育職員免許状授与の所要資格)

第 31 条 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の資格を取得させることのできる学部、研究科及び教育職員免許状の種類は、別表第 3 の 1 及び別表第 3 の 2 のとおりとする。

第 8 節 学生寄宿舍

(学生寄宿舍)

第 32 条 本学に学生寄宿舍を置く。

2 学生寄宿舍への入舎を希望する者は、許可を受けなければならない。

3 その他学生寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

第 9 節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等の額)

第 33 条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、奈良国立大学機構における授業料その他の費用を定める規程(以下「費用規程」という。)の定めるところによる。

(入学料の免除)

第 34 条 特別な事情により入学料の納付が著しく困難と認められる者については、その者の願い出により、審査の上入学料の一部又は全部を免除することがある。

(入学料の徴収猶予)

第 35 条 入学料の納付期限において、納付が困難な者については、願い出により、徴収を猶予することがある。

2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者については、所定の期日まで入学料の徴収を猶予する。

(授業料の納付)

第 36 条 授業料は次の 2 期に分けて納付しなければならない。

前期 5 月末日まで 年額の 2 分の 1 に相当する額

後期 11 月末日まで 年額の 2 分の 1 に相当する額

2 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第 1 項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出により、入学を許可されるときに納付することができる。

(授業料の月割分納)

第 37 条 授業料は、願い出により月割分納を許可することがある。

2 分納の許可を受けた者は、毎月末日までに納付しなければならない。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に納付しなければならない。

(授業料の延納)

第 38 条 授業料の納付期において、納付困難な者については、願い出により、延納を許可することがある。

(授業料の免除)

第 39 条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者については、その者の願い出により、審査の上授業料の一部又は全部を免除することがある。

(休学中の授業料)

第 40 条 休学期間中は、授業料を徴収しない。ただし、各期の途中において休学若しくは復学する者の授業料は、各月割をもって徴収する。

(転学、退学、停学又は除籍の場合における授業料)

第 41 条 転学、退学、停学又は除籍の者については、その期の授業料は徴収する。

(研究生等の入学料等)

第 42 条 研究生、聴講生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料については、別に定める。

(国費外国人留学生の入学料等)

第 43 条 国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日 文部大臣裁定)に基づく国費外国人留学生の検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

(特別研究学生及び特別聴講学生の検定料、入学料等)

第 44 条 特別研究学生及び特別聴講学生の検定料及び入学料は徴収しない。授業料は研究生、科目等履修生及び聴講生と同額を徴収する。ただし、次の各号に掲げる者については、授業料を徴収しない。

(1) 国立大学の大学院に在学中の者

(2) 大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項(平成 3 年 4 月 11 日 文部省学術国際局長裁定)に基づく協定留学生

(3) 大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項(平成 8 年 11 月 1 日 文部省高等教育局長裁定)に基づく特別聴講学生

(4) 大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項(平成 10 年 3 月 10 日 文部省高等教育局長裁定)に基づく特別研究学生

(寄宿料の納付)

第 45 条 寄宿料は、所定の期日までに納付しなければならない。

(寄宿料の免除)

第 46 条 特別な事情により寄宿料の納付が著しく困難と認められる者については、その者の願い出により、審査の上寄宿料を免除することがある。

第 4 章 学部

第 1 節 入学及び編入学等

(学部の入学資格)

第 47 条 学部に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業したと同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

(編入学)

第 48 条 次の各号のいずれかに該当する女子で、本学に編入学を志願する者があるときは、学部の定めるところにより、学長が相当年次への入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者又は学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (2) 大学に所定の期間在学し所定の単位を修得した者
- (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第 90 条に規定する大学入学資格を有する者に限る。)
- (5) 外国において学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (6) 外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (7) 前各号に定めるもののほか、法令等で大学に編入学できると定められた者

2 前項各号の一に該当する者で、第3年次に編入学を志願する者があるときは、学部の定めるところにより、学長が入学を許可することがある。

(転入学)

第49条 他の大学から本学に転学を志願する者があるときは、学部の定めるところにより、学長が相当年次への入学を許可することがある。

(編入学者等にかかる既修得単位等の取扱い)

第50条 第21条及び前2条の規定により入学を許可された者の既修単位の認定及び修業年限等の取扱いについては、別に定める。

(他大学への転学)

第51条 本学より他の大学に、転学又は入学しようとする者は、理由を付して、学部長に願い出て、その許可を得なければならない。

第2節 修業年限及び在学年限

(学部の修業年限)

第52条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、本学に3年以上在学した者が、卒業の要件として本学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる場合は、その卒業を認めることができる。

2 大学の学生以外の者として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、前項の修業年限の2分の1を超えない範囲で、修業年限に通算することができる。

3 前各項の取扱いについては、別に定める。

(在学年限)

第53条 在学年限は、8年を超えることができない。

第3節 授業科目及び履修単位

(授業科目及び授業方法)

第54条 本学において開設する授業科目は、教養教育科目(外国語科目、保健体育科目等からなる基礎科目群及び教養科目群等)、専門教育科目及びキャリア教育科目とする。

2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 前項の授業を、文部科学大臣が別に定めるところ(平成13年文部科学省告示第51号)により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

4 第2項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第55条 前条に規定する授業科目のほか、外国人留学生のための日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

2 前項の詳細については、別に定める。

(帰国子女等への準用)

第 56 条 前条の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当期間中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けたものの教育について必要であると認める場合に準用する。

(卒業の要件となる単位数)

第 57 条 卒業に必要な単位は 124 単位以上とし、詳細は学部でこれを定める。

2 前項の卒業に必要な単位を定める場合は、教養教育科目及び専門教育科目について次の各号に定める基準以上の単位を含めるものとする。

(1) 教養教育科目

外国語科目 8 単位及び保健体育科目 2 単位を含め基礎科目群から 12 単位以上、教養科目群から 10 単位以上を含めて基礎科目群と教養科目群の計 30 単位を基準とする。ただし、基礎科目群の超過単位は、各学部の定めるところにより教養科目群の単位とすることができる。

(2) 専門教育科目

60 単位を基準とする。

3 前項第一号の保健体育科目の 2 単位は、実習をもって充てる。

4 第 1 項の規定により卒業の要件として修得すべき 124 単位のうち、第 54 条第 3 項の授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。

(他学科、他学部専門教育科目の履修)

第 58 条 学生は、他の学科及び他の学部の開設する専門教育科目を履修することができる。

2 前項の規定により修得した単位は、前条第 2 項第二号による単位に加算する。

(教育プログラム)

第 59 条 学生は、本学の各教育課程が定める教育プログラムを履修することができる。

2 前項のほか、学生は、第 54 条及び第 55 条に定める科目の履修による特定の教育プログラムを履修することができる。

3 前 2 項の教育プログラムについては、別に定める。

(単位の計算方法等)

第 60 条 授業科目の単位計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義については、15 時間の講義をもって 1 単位とする。

(2) 演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で学部が定める時間の演習をもって 1 単位とする。

(3) 実験及び実習については、30 時間から 45 時間までの範囲で学部が定める時間の実験及び実習をもって 1 単位とする。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、外国語科目及び保健体育科目の実習については、30 時間をもって1 単位とする。
- 3 前2 項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を別に定めることができる。

(履修科目の登録の上限)

第 61 条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1 年間又は1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。

- 2 学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(単位計算の特例)

第 62 条 第 55 条及び第 56 条に規定する科目のうち、講義については、第 60 条第 1 項第一号の規定にかかわらず教育効果を考慮して必要があるときは、30 時間の講義をもって1 単位とすることができる。

(単位の授与)

第 63 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(連携開設科目の履修)

第 64 条 学部は、大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 19 条の 2 に規定する連携開設科目において修得した単位を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなす。

- 2 連携開設科目に関し、必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 65 条 学部は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 66 条 学部は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(平成 3 年文部省告示第 68 号)を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 67 条 学部は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学において科目等履修生とし

て修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学部は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第65条及び第66条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(所属学部又は学科の変更)

第68条 所属学部又は学科の変更を願い出る者のあるときは、別に定めるところにより、許可することがある。

第4節 成績評価、卒業及び学位の授与

(成績評価)

第69条 成績評価については、別に定める。

(卒業の認定)

第70条 学部長は、本学に第52条に定める期間在学し、所定の科目を履修して、その単位を取得し、かつ学部の定める卒業要件を満たした者には、当該課程を修めたことを認める。

(学位の授与)

第71条 学長は前条により認定された者には、卒業を認め学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与については、奈良女子大学学位規程(以下「学位規程」という。)の定めるところによる。

第5章 大学院

第1節 入学、進学及び編入学等

(博士前期課程及び修士課程の入学資格)

第72条 博士前期課程及び修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が

3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本学大学院において認めた者

(10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(博士後期課程の入学資格)

第73条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第104条第3項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。)を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(博士後期課程への進学)

第74条 本学大学院の博士前期課程及び修士課程から引き続き博士後期課程に進学することのできる者は、本学大学院の博士前期課程及び修士課程を修了した者とする。

(進学手続き)

第75条 前条に規定する進学志願者は、所定の書類を指定の期日までに提出しなければならない。

2 前項に規定する者については、検定料及び入学金は徴収しない。

(博士前期課程及び修士課程修了後の他専攻への入学)

第76条 本学大学院の博士前期課程及び修士課程を修了し、更に同課程の他の専攻に入学を志願する者については、収容定員を考慮の上、研究科教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。

(他大学大学院への転学)

第77条 他の大学の大学院に転学しようとする者は、研究科教授会の議を経て、転学願を学長に提出し、その許可を得なければならない。

(他大学大学院からの転入学)

第78条 他の大学の大学院学生で本学大学院に転入学しようとする者があるときは、研究科教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。

(転専攻)

第79条 所属専攻の変更を願い出る者のあるときは、研究科教授会の議を経て、学長が転専攻を許可することがある。

第2節 修業年限及び在学年限

(博士前期課程及び修士課程の標準修業年限)

第80条 博士前期課程及び修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士前期課程及び修士課程の在学年限は、4年を超えることができない。

(博士後期課程の標準修業年限)

第81条 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

2 博士後期課程の在学年限は、6年を超えることができない。

(長期履修制度)

第82条 前2条の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する学生(以下「長期履修学生」という。)がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

第3節 授業科目及び履修単位

(授業科目)

第83条 博士前期課程、修士課程及び博士後期課程における授業科目は、別に定める。

(博士前期課程及び修士課程の修了要件となる単位数等)

第84条 博士前期課程及び修士課程における修了に必要な単位は30単位以上とし、詳細は研究科でこれを定める。

(博士後期課程の修了要件となる単位数等)

第85条 博士後期課程における修了に必要な単位は12単位以上とし、詳細は研究科でこれを定める。

(教育プログラム)

第85条の2 学生は、本学の各教育課程が定める教育プログラムを履修することができる。

2 前項のほか、学生は、第83条に定める科目の履修による特定の教育プログラムを履修することができる。

3 前2項の教育プログラムについては、別に定める。

(単位の計算方法等)

第 86 条 研究科における授業科目に係る単位の計算方法等については、第 60 条の規定を準用する。

(単位の授与)

第 87 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他大学の大学院又は外国の大学の大学院における授業科目の履修等)

第 88 条 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院又は外国の大学の大学院との事前の協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。ただし、やむを得ない事情により外国の大学院との事前の協議を行うことが困難な場合は、これを欠くことができる。

2 前項の規定により学生が他の大学の大学院又は外国の大学の大学院において修得した単位は、博士前期課程及び修士課程にあつては 15 単位、博士後期課程にあつては 4 単位をそれぞれ超えない範囲で、本学大学院において履修したものとして認定し、第 84 条及び第 85 条に規定する単位に充当することができる。

3 前項の規定にかかわらず、奈良女子大学ダブルディグリー・プログラムに基づく外国人留学生が、外国の協定大学の大学院において修得した単位の認定については、別に定める。

(他大学の大学院又は外国の大学の大学院における研究指導)

第 89 条 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院(外国の大学の大学院を含む。)又は研究所等(外国の研究機関を含む。)(以下「当該大学院等」という。)との事前の協議に基づき、学生に当該大学院等において研究指導を受けさせることができる。ただし、博士前期課程及び修士課程の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1 年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 90 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において修得した単位(大学院において科目等履修生として修得した単位を含む。)を、博士前期課程及び修士課程にあつては 15 単位、博士後期課程にあつては 4 単位をそれぞれ超えない範囲で、本学大学院において履修したものとして認定し、第 84 条及び第 85 条に規定する単位に充当することができる。ただし、博士前期課程及び修士課程にあつては、第 88 条第 2 項により修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を限度とする。

(教育方法の特例)

第 91 条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(長期履修学生の取扱い)

第 92 条 学生が長期履修学生として教育課程を履修しようとするときは、研究科教授会の議を経て学長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

3 長期履修学生にかかる授業料等については、費用規程の定めるところによる。

第4節 成績評価，課程修了の認定及び学位の授与

(成績評価)

第93条 成績評価については，別に定める。

(課程修了の認定)

第94条 本学に所定の期間在学し，所定の科目を履修して，その単位を取得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，本学大学院の行う修士論文又は博士論文の審査及び最終試験に合格した者には，人間文化総合科学研究科長は当該課程を修めたことを認める。

(学位の授与)

第95条 学長は，博士前期課程及び修士課程を修了した者には，修士の学位を授与する。

2 学長は，博士後期課程を修了した者には，博士の学位を授与する。

3 修士及び博士の学位の授与については，学位規程の定めるところによる。

第6章 雑則

(学則の制定・改廃)

第96条 この学則の制定及び改廃は，経営協議会及び教育研究評議会の議に基づき，役員会の議を経て，学長が決定する。

(雑則)

第97条 この学則の施行について必要な事項は，学長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は，平成16年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日の前日において，旧奈良女子大学に在学する学生は，この学則施行の日において本学に在学するものとし，その者に係る教育課程及び履修その他教育上必要な事項については，なお従前の例による。
- 3 この学則の別表第2の規定にかかわらず，博士後期課程の平成16年度の収容定員は，次の表のとおりとする。

課程・専攻		平成16年度
		収容定員
博士後期	人間環境科学専攻	15
	複合領域科学専攻	15
	比較文化学専攻	36
	社会生活環境学専攻	30
課程	共生自然科学専攻	30
	複合現象科学専攻	16
計		142

附 則(平成16年12月24日規程第163号)

この学則は，平成16年12月24日から施行し，平成16年7月1日から適用する。

附 則(平成17年3月17日規程第247号)

この学則は，平成17年3月17日から施行し，平成17年2月28日から適用する。

附 則(平成 17 年 3 月 17 日規程第 248 号)

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第 17 条の規定にかかわらず、生活環境学部生活環境学科は、施行日の前日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第 1 の規定にかかわらず、生活環境学部における平成 17 年度から平成 19 年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学部	学科	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
生活環境学部	生活環境学科	210	140	70
	食物栄養学科	35	70	105
	生活健康・衣環境学科	40	80	120
	人間環境学科	275	270	265
	第 3 年次編入 (食物栄養学科は除く)	20	20	20
	計	580	580	580

備考 別表第 1 中編入学には転学を含むものとする。

附 則(平成 17 年 6 月 24 日規程第 12 号)

この学則は、平成 17 年 6 月 24 日から施行する。ただし、別表第 1 については、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 9 月 30 日規程第 82 号)

この学則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 11 月 25 日規程第 39 号)

この学則は、平成 17 年 11 月 25 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 22 日規程第 66 号)

この学則は、平成 17 年 12 月 22 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 12 月 22 日規程第 67 号)

この学則は、平成 17 年 12 月 22 日から施行し、平成 17 年 9 月 9 日から適用する。ただし、第 66 号第五号の改正規定については、平成 17 年 12 月 1 日から適用する。

附 則(平成 18 年 1 月 27 日規程第 73 号)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行前から引き続き在学する者の授業科目及び単位の取扱いについては、この学則による改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第 73 条、第 76 条第 2 項及び第 77 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 2 月 24 日規程第 76 号)

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 17 日規程第 100 号)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第 17 条の規定にかかわらず、生活環境学部人間環境学科は、施行日の前日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第 1 の規定にかかわらず、生活環境学部における平成 18 年度から平成 20 年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学部	学科	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
生活環境学部	生活環境学科	140	70	0
	食物栄養学科	70	105	140
	生活健康・衣環境学科	80	120	160
	人間環境学科	205	135	65
	住環境学科	35	70	105
	生活文化学科	30	60	90
	第 3 年次編入 (食物栄養学科は除く)	20	20	20
	計	580	580	580

附 則(平成 18 年 6 月 23 日規程第 15 号)

この規程は、平成 18 年 6 月 23 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 18 年 12 月 22 日規程第 36 号)

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第 18 条の規定にかかわらず、博士前期課程生活環境学専攻及び人間環境学専攻は、施行日の前日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第 1 の規定にかかわらず、理学部における平成 19 年度から平成 21 年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学部	学科	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
理学部	数学科	120	120	120
	物理科学科	155	150	145
	化学科	125	130	135
	生物科学科	140	140	140
	情報科学科	160	160	160
	第 3 年次編入	20	20	20
	計	720	720	720

- 4 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第 2 の規定にかかわらず、博士前期課程における平成 19 年度の収容定員は、次の表のとおりとする。

	課程・専攻	平成 19 年度
博士前期課程	国際社会文化学専攻	48
	言語文化学専攻	48
	人間行動科学専攻	36

生活環境学専攻	22
人間環境学専攻	22
食物栄養学専攻	11
生活健康・衣環境学専攻	13
住環境学専攻	11
生活文化学専攻	9
数学専攻	28
物理学専攻	30
化学専攻	26
生物科学専攻	32
情報科学専攻	24
計	360

附 則(平成 19 年 2 月 23 日規程第 90 号)

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 6 月 22 日規程第 4 号)

この学則は、平成 19 年 6 月 22 日から施行する。

附 則(平成 19 年 7 月 12 日規程第 5 号)

この学則は、平成 19 年 7 月 12 日から施行し、平成 19 年 6 月 25 日から適用する。

附 則(平成 19 年 12 月 19 日規程第 25 号)

この学則は、平成 19 年 12 月 19 日から施行する。ただし、第 78 条第 1 項第四号の改正規定については、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日規程第 32 号)

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第 17 条の規定にかかわらず、文学部国際社会文化学科及び人間行動科学科は、施行日の前日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(平成 22 年 3 月 25 日規程第 75 号)

- 1 この学則は、平成 22 年 3 月 25 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日現在において在学する者の取扱いについては、改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第 4 の 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月 25 日規程第 76 号)

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日現在において在学する者の取扱いについては、改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表 4 の 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 12 月 15 日規程第 37 号)

この学則は、平成 22 年 12 月 15 日から施行する。

附 則(平成 23 年 1 月 19 日規程第 53 号)

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 16 日規程第 64 号)

この学則は、平成 23 年 2 月 16 日から施行する。

附 則(平成 24 年 1 月 18 日規程第 48 号)

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 21 日規程第 65 号)

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 22 日規程第 87 号)

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 2 月 22 日規程第 105 号)

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日現在において在学する者の取扱いについては、改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表 4 の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 3 月 21 日規程第 124 号)

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 26 日規程第 3 号)

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 26 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第 3 の規定にかかわらず、附属学校における平成 24 年度から平成 28 年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

附属学校	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
附属幼稚園	156	152	150	150	150
附属小学校	470	460	450	440	430
附属中等教育学校	720	720	720	720	720

附 則(平成 26 年 1 月 24 日規程第 81 号)

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 28 日規程第 90 号)

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第 17 条の規定にかかわらず、理学部数学科、物理科学科、化学科、生物科学科、情報科学科及び生活環境学部生活健康・衣環境学科は、施行日の前日に当該学科に在籍する者及び施行日以降にこれらの学科の在籍者

が属する年次に入学する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第1の規定にかかわらず、文学部、理学部及び生活環境学部における平成26年度から平成28年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学部	学科	平成26年度	平成27年度	平成28年度
文学部	人文社会学科	240	240	240
	言語文化学科	200	200	200
	人間科学科	190	180	170
	第3年次編入	40	40	36
	計	670	660	646
理学部	数学科	90	60	30
	物理科学科	105	70	35
	化学科	105	70	35
	生物科学科	105	70	35
	情報科学科	120	80	40
	数物科学科	63	126	189
	数学コース	(23)	(46)	(69)
	物理学コース	(27)	(54)	(81)
	数物連携コース	(13)	(26)	(39)
	化学生命環境学科	87	174	261
	第3年次編入	20	20	20
	計	695	670	645
生活環境学部	食物栄養学科	140	140	140
	生活健康・衣環境学科	120	80	40
	心身健康学科	40	80	120
	生活健康学コース	(16)	(32)	(48)
	スポーツ健康科学コース	(12)	(24)	(36)
	臨床心理学コース	(12)	(24)	(36)
	情報衣環境学科	35	70	105
	衣環境学コース	(18)	(36)	(54)
	生活情報通信科学コース	(17)	(34)	(51)
	住環境学科	140	140	140
	生活文化学科	120	120	120
	第3年次編入 (食物栄養学科は除く)	20	20	24
	計	615	650	689

- 4 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第18条の規定にかかわらず、博士前期課程生活健康・衣環境学専攻は、施行日の前日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 5 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第2の規定にかかわらず、博士前期課程における平成26年度の収容定員は、次の表のとおりとする。

	課程・専攻		平成 26 年度
	人間文化研究科	博士前期課程	国際社会文化学専攻
言語文化学専攻			48
人間行動科学専攻			36
食物栄養学専攻			22
生活健康・衣環境学専攻			13
心身健康学専攻			25
住環境学専攻			22
生活文化学専攻			18
数学専攻			28
物理科学専攻			28
化学専攻			28
生物科学専攻			32
情報科学専攻			24
計			372

- 6 平成 26 年 3 月 31 日現在において本学に在籍する者及び同在籍者が属する年次に平成 26 年 4 月 1 日以降に入学する者の取扱いについては、改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第 4 の 1 及び別表第 4 の 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 3 月 27 日規程第 63 号)

- この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第 3 の規定にかかわらず、附属学校における平成 27 年度から平成 28 年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

附属学校	平成 27 年度	平成 28 年度
附属幼稚園	156	144
附属小学校	440	430
附属中等教育学校	720	720

附 則(平成 27 年 11 月 27 日規程第 60 号)

この学則中、第 24 条の 5 の改正規定については、平成 27 年 12 月 1 日、その他の規定は、平成 27 年 11 月 27 日から施行する。ただし、第 25 条第 1 項第六号の改正規定については、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 1 月 29 日規程第 83 号)

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 26 日規程第 90 号)

- この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第 2 の規定にかかわらず、人間文化研究科における平成 28 年度及び平成 29 年度の収容定員は、次の表のとおりとする。

人間文化研究科	課程・専攻		平成 28 年度	平成 29 年度
	博士前期課程	国際社会文化学専攻	48	48

		言語文化学専攻	42	36
		人間行動科学専攻	34	32
		食物栄養学専攻	24	26
		心身健康学専攻	43	36
		生活工学共同専攻	7 (14)	14 (28)
		住環境学専攻	24	26
		生活文化学専攻	18	18
		数学専攻	28	28
		物理科学専攻	28	28
		化学専攻	34	40
		生物科学専攻	36	40
		情報科学専攻	24	24
		計	390 (14)	396 (28)
	博士後期課程	比較文化学専攻	34	32
		社会生活環境学専攻	45	45
		共生自然科学専攻	38	31
		生活工学共同専攻	2 (4)	4 (8)
		複合現象科学専攻	19	14
	計	138 (4)	126 (8)	
	合計	528 (18)	522 (36)	

備 ()内の数字は、共同教育課程である生活工学共同専攻構成大学全体の収容定員考を外数で表している。

附 則(平成 29 年 3 月 23 日規程第 90 号)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 1 月 31 日規程第 43 号)

この学則は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 29 日規程第 107 号)

- この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第 18 条の規定にかかわらず、博士前期課程人間行動科学専攻、数学専攻、物理科学専攻、化学専攻、生物科学専攻及び情報科学専攻は、施行日の前日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第 2 の規定にかかわらず、人間文化研究科博士前期課程における平成 30 年度の収容定員は、次の表のとおりとする。

		課程・専攻	平成 30 年度
人間文化研究科	博士前期課程	人文社会学専攻	48
		言語文化学専攻	36
		人間科学専攻	12
		食物栄養学専攻	26
		心身健康学専攻	40

	情報衣環境学専攻	10
	生活工学共同専攻	14(28)
	住環境学専攻	26
	生活文化学専攻	18
	数物科学専攻	28
	化学生物環境学専攻	42
	人間行動科学専攻	16
	数学専攻	14
	物理科学専攻	14
	化学専攻	20
	生物科学専攻	20
	情報科学専攻	12
	計	396(28)

備 ()内の数字は、共同教育課程である生活工学共同専攻構成大学全体の収容定員考を外数で表している。

- 4 施行日の前日に博士前期課程人間行動科学専攻、数学専攻、物理科学専攻、化学専攻、生物科学専攻及び情報科学専攻に在籍する者の教育職員免許状の所要資格の取得にかかる取扱いについては、改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第4の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成30年9月19日規程第29号)

この学則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(平成30年12月21日規程第48号)

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第1の規定にかかわらず、文学部における平成31年度から平成33年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学部	学科	平成31年度	平成32年度	平成33年度
文学部	人文社会学科	240	240	240
	言語文化学科	200	200	200
	人間科学科	160	160	160
	〈子ども教育専修プログラム〉	〈12〉	〈24〉	〈36〉
	第3年次編入	32	32	32
	計	632	632	632

附 則(令和元年9月27日規程第42号)

この学則は、令和元年9月27日から施行し、令和元年9月1日から適用する。

附 則(令和2年1月28日規程第62号)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月28日規程第77号)

この学則は、令和2年2月28日から施行する。ただし、第76条第2項第一号の改正規定については、平成28年4月1日から適用する。

附 則(令和2年2月28日規程第78号)

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則第18条の規定にかかわらず、人間文化総合科学研究科博士後期課程比較文化学専攻，社会生活環境学専攻，共生自然科学専攻及び複合現象科学専攻は，施行日の前日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなるまでの間，存続するものとする。
- 3 改正後の国立大学法人奈良女子大学学則別表第2の規定にかかわらず，人間文化総合科学研究科博士後期課程における令和2年度及び令和3年度の収容定員は，次の表のとおりとする。

	課程・専攻		令和2年度	令和3年度
	人間文化総合科学研究科	博士前期課程	人文社会学専攻	48
言語文化学専攻			36	36
人間科学専攻			24	24
食物栄養学専攻			26	26
心身健康学専攻			44	44
情報衣環境学専攻			20	20
生活工学共同専攻			14(28)	14(28)
住環境学専攻			26	26
生活文化学専攻			18	18
数物科学専攻			56	56
化学生物環境学専攻			84	84
		計	396(28)	396(28)
博士後期課程		人文科学専攻	12	24
		生活環境科学専攻	14	28
	自然科学専攻	10	20	
	生活工学共同専攻	6(12)	6(12)	
		計	42(12)	78(12)
	比較文化学専攻	20	10	
	社会生活環境学専攻	30	15	
共生自然科学専攻	16	8		
複合現象学専攻	6	3		
	計	72	36	
	小計	114(12)	114(12)	
合計			510(40)	510(40)

備考 ()内の数字は、共同教育課程である生活工学共同専攻構成大学全体の収容定員を外数で表している。

附 則(令和2年12月18日規程第88号)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月18日規程第86号)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月18日規程第87号)

この学則は、令和2年12月18日から施行する。

附 則(令和4年4月1日女子大学則第1号)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の奈良女子大学学則第5条の規定にかかわらず、生活環境学部情報衣環境学科は、施行日の前日に当該学科に在籍する者及び施行日以降にこれらの学科の在籍者が属する年次に入学する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の奈良女子大学学則別表第1の規定にかかわらず、理学部、生活環境学部及び工学部における令和4年度から令和6年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学部	学科	令和4年度	令和5年度	令和6年度
理学部	数物科学科	246	240	234
	数学コース	(90)	(88)	(86)
	物理学コース	(106)	(104)	(102)
	数物連携コース	(50)	(48)	(46)
	化学生物環境学科	339	330	321
	第3年次編入	20	20	20
	計	605	590	575
生活環境学部	食物栄養学科	140	140	140
	心身健康学科	155	150	145
	生活健康学コース	(60)	(56)	(52)
	スポーツ健康科学コース	(47)	(46)	(45)
	臨床心理学コース	(48)	(48)	(48)
	情報衣環境学科	105	70	35
	衣環境学コース	(54)	(36)	(18)
	生活情報通信科学コース	(51)	(34)	(17)
	住環境学科	135	130	125
	文化情報学科	45	90	135
	生活文化学コース	(30)	(60)	(90)
	生活情報通信科学コース	(15)	(30)	(45)
	生活文化学科	90	60	30
第3年次編入 (食物栄養学科を除く)	28	28	18	
	計	698	668	628
工学部	工学科	45	90	135
	第3年次編入	0	0	10
	計	45	90	145

- 4 施行日の前日に生活環境学部情報環境学科環境学コース、生活情報通信科学コース及び生活文化学科に在籍する者及び施行日以降にこれらの学科、コースの在籍者が属する年次に入学する者の教育職員免許状の所要資格の取得にかかる取扱いについては、改正後の奈良女子大学学則別表第3の1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月15日女子大学則第2号)
この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日女子大学則第1号)
この学則は、令和6年4月1日から施行する。

- 附 則(令和7年3月26日女子大学則第1号)
- この学則は、令和7年4月1日から施行する。
 - 改正後の奈良女子大学学則別表第2の規定にかかわらず、博士前期課程における令和7年度の収容定員は、表のとおりとする。

	課程・専攻		令和7年度
	人間文化総合科学研究科	博士前期課程	人文社会学専攻
		〈社会人リカレント教育プログラム〉	〈2〉
		言語文化学専攻	36
		人間科学専攻	24
		食物栄養学専攻	26
		心身健康学専攻	44
		情報環境学専攻	20
		生活工学共同専攻	14(28)
		住環境学専攻	26
		生活文化学専攻	18
		数物科学専攻	56
		化学生物環境学専攻	84
		計	396(28)

備考1. ()内の数字は、共同教育課程である生活工学共同専攻構成大学全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。

備考2. 〈 〉内の数字は、専攻の内数を示す。

- 附 則(令和7年5月21日女子大学則第1号)
- この学則は、令和7年5月21日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
 - 改正後の奈良女子大学学則別表第1の規定にかかわらず、生活環境学部における令和7年度から令和9年度までの収容定員は、次の表のとおりとする。

学部	学科	令和7年度	令和8年度	令和9年度
生活環境学部	食物栄養学科	140	140	140
	心身健康学科	140	140	140
	生活健康学コース	(48)	(48)	(48)

	スポーツ健康科学コース	(44)	(44)	(44)
	臨床心理学コース	(48)	(48)	(48)
	住環境学科	120	120	120
	文化情報学科	192	204	216
	生活文化学コース	(120)	(120)	(120)
	生活情報通信科学コース	(72)	(84)	(96)
	第3年次編入 (食物栄養学科を除く)	16	24	24
	計	608	628	640

附 則(一年一月一日学則第一号)

- この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正後の奈良女子大学学則第6条の規定にかかわらず、人間文化総合科学研究科博士前期課程生活工学共同専攻は、施行日の前日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 改正後の奈良女子大学学則別表第2の規定にかかわらず、博士前期課程及び修士課程における令和8年度の収容定員は、次の表のとおりとする。

課程・専攻		令和8年度
人間文化総合科学研究科	人文社会学専攻	42
	〈社会人リカレント教育プログラム〉	〈4〉
	言語文化学専攻	30
	人間科学専攻	24
	食物栄養学専攻	26
	心身健康学専攻	44
	情報環境学専攻	20
	生活工学共同専攻	7(14)
	住環境学専攻	26
	生活文化学専攻	16
	数物科学専攻	56
	化学生物環境学専攻	84
計	375(14)	
修士課程	工学専攻	25

備考1. ()内の数字は、共同教育課程である生活工学共同専攻構成大学全体の収容定員を外数で表している。

備考2. 〈 〉は専攻の内数を示す。

別表第1

学部	学科・コース等	入学定員	第3年次編入学定員	収容定員
文学部	人文社会学科	60	6	252
	言語文化学科	50	5	210
	人間科学科	40	5	170

	〈子ども教育専修プログラム〉	〈12〉		〈48〉
	計	150	16	632
理学部	数物科学科	57	4	236
	数学コース	(21)		(84)
	物理学コース	(25)		(100)
	数物連携コース	(11)		(44)
	化学生物環境学科	78	6	324
	計	135	10	560
生活環境学部	食物栄養学科	35	0	140
	心身健康学科	35	2	144
	生活健康学コース	(12)		(48)
	スポーツ健康科学コース	(11)		(44)
	臨床心理学コース	(12)		(48)
	住環境学科	30	1	122
	文化情報学科	57	9	246
	生活文化学コース	(30)	(1)	(122)
	生活情報通信科学コース	(27)	(8)	(124)
	計	157	12	652
工学部	工学科	45	10	200
	計	45	10	200
合計		487	48	2,044

備考

1. 別表第1中編入学には転学を含むものとする。
2. 入学定員及び収容定員の()内は各学科の内訳を示す。
3. 〈 〉内は、学科の内数を示す。

別表第2

	課程・専攻		入学定員	収容定員
	人間文化総合科学研究科	博士前期課程	人文社会学専攻	18
〈社会人リカレント教育プログラム〉			〈2〉	〈4〉
言語文化学専攻			12	24
人間科学専攻			12	24
食物栄養学専攻			13	26
心身健康学専攻			22	44
情報環境学専攻			10	20
住環境学専攻			13	26
生活文化学専攻			7	14
数物科学専攻			28	56
化学生物環境学専攻			42	84

		計	177	354
	修士課程	工学専攻	25	50
	博士後期課程	人文科学専攻	12	36
		生活環境科学専攻	14	42
		自然科学専攻	10	30
		生活工学共同専攻	2(4)	6(12)
		計	38(4)	114(12)
	合計		240(4)	518(12)

備考

1. ()内の数字は、共同教育課程である生活工学共同専攻構成大学全体の入学定員及び収容定員を外数で表している。
2. 〈 〉内の数字は、専攻の内数を示す。

別表第3の1

学部	学科・コース等	免許状の種類	教科
文学部	人文社会学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史, 公民
	言語文化学科	中学校教諭一種免許状	国語, 英語
		高等学校教諭一種免許状	国語, 書道, 英語
	人間科学科 子ども教育専修プログラム	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
理学部	数物科学科数学コース	中学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	数学
	数物科学科物理学コース	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	化学生物環境学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
生活環境学部	食物栄養学科	中学校教諭一種免許状	家庭
		高等学校教諭一種免許状	家庭
		栄養教諭一種免許状	
	心身健康学科 生活健康学コース	中学校教諭一種免許状	家庭
		高等学校教諭一種免許状	家庭
	心身健康学科 スポーツ健康科学コース	中学校教諭一種免許状	保健体育
		高等学校教諭一種免許状	保健体育
	住環境学科	中学校教諭一種免許状	家庭
		高等学校教諭一種免許状	家庭
	文化情報学科 生活文化学コース	中学校教諭一種免許状	家庭
		高等学校教諭一種免許状	家庭
	文化情報学科 生活情報通信科学コース	高等学校教諭一種免許状	情報

別表第3の2

課程	専攻	免許状の種類	教科
博士前期課程	人文社会学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史, 公民
	言語文化学専攻	中学校教諭専修免許状	国語, 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語, 英語
	人間科学専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
	食物栄養学専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	家庭
		栄養教諭専修免許状	
	心身健康学専攻	中学校教諭専修免許状	家庭, 保健体育
		高等学校教諭専修免許状	家庭, 保健体育
	情報環境学専攻	高等学校教諭専修免許状	情報
	生活工学共同専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	家庭
	住環境学専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	家庭
	生活文化学専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	家庭
	数物科学専攻	中学校教諭専修免許状	数学, 理科
		高等学校教諭専修免許状	数学, 理科
化学生物環境学専攻	中学校教諭専修免許状	理科	
	高等学校教諭専修免許状	理科	

奈良女子大学学則 変更事項を記載した書類

1. 変更の事由

奈良女子大学に、新たに工学専攻(修士課程)を設置することに伴い、所要の改正を行う。

2. 主な変更点

ア. 大学院人間文化総合科学研究科に、新たに工学専攻(修士課程)を設置する。

イ. 上記専攻の設置に伴い、人間文化総合科学研究科の区分に修士課程を設けるとともに、博士前期課程から生活工学共同専攻を削る。

3. 施行予定日

令和8年4月1日

奈良女子大学学則一部改正 新旧対照表 (案)

改正の趣旨：①令和8年4月工学専攻（修士課程）の設置並びにそれに伴う生活工学共同専攻（博士前期課程）の募集停止のため。
②令和8年度から博士前期課程の入学定員及び収容定員の変更のため。

新	旧
<p>第2章 学部及び大学院 (大学院) 第6条 (略)</p> <p>2 研究科は、博士課程及び修士課程とし、博士課程は、前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する。この場合において、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。</p> <p>3 博士前期課程に、次の専攻を置く。 人文社会学専攻 言語文化学専攻 人間科学専攻 食物栄養学専攻 心身健康学専攻 情報環境学専攻</p> <hr/> <p>住環境学専攻 生活文化学専攻 数物科学専攻 化学生物環境学専攻</p> <p>4 修士課程に、次の専攻を置く。 <u>工学専攻</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>第2章 学部及び大学院 (大学院) 第6条 (略)</p> <p>2 研究科は、博士課程_____とし、_____前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する。この場合において、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。</p> <p>3 博士前期課程に、次の専攻を置く。 人文社会学専攻 言語文化学専攻 人間科学専攻 食物栄養学専攻 心身健康学専攻 情報環境学専攻 <u>生活工学共同専攻</u> 住環境学専攻 生活文化学専攻 数物科学専攻 化学生物環境学専攻</p> <p>(新設)</p> <p>4 (略)</p>

<p>6 _____第5項の生活工学共同専攻は、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科生活工学共同専攻と共同で実施する。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>第3章 通則</p> <p>第3節 休学, 留学, 退学, 除籍及び再入学</p> <p>(休学)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 休学期間は、通算して、学部においては4年、大学院の博士前期課程及び修士課程においては2年、博士後期課程においては3年を超えることができない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第5章 大学院</p> <p>第1節 入学, 進学及び編入学等</p> <p>(博士前期課程及び修士課程の入学資格)</p> <p>第72条 博士前期課程及び修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(博士後期課程への進学)</p> <p>第74条 本学大学院の博士前期課程及び修士課程から引き続き博士後期課程に進学することのできる者は、本学大学院の博士前期課程及び修士課程を修了した者とする。</p> <p>(削る)</p>	<p>5 第3項及び第4項の生活工学共同専攻は、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科生活工学共同専攻と共同で実施する。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>第3章 通則</p> <p>第3節 休学, 留学, 退学, 除籍及び再入学</p> <p>(休学)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 休学期間は、通算して、学部においては4年、大学院の博士前期課程_____においては2年、博士後期課程においては3年を超えることができない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第5章 大学院</p> <p>第1節 入学, 進学及び編入学等</p> <p>(博士前期課程_____の入学資格)</p> <p>第72条 博士前期課程_____に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(博士後期課程への進学)</p> <p>第74条 本学大学院の博士前期課程_____から引き続き博士後期課程に進学することのできる者は、本学大学院の博士前期課程_____を修了した者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学</p>
---	---

<p>(博士前期課程及び修士課程修了後の他専攻への入学)</p> <p>第76条 本学大学院の博士前期課程及び修士課程を修了し、更に同課程の他の専攻に入学を志願する者については、収容定員を考慮の上、研究科教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。</p> <p>第2節 修業年限及び在学年限</p> <p>(博士前期課程及び修士課程の標準修業年限)</p> <p>第80条 博士前期課程及び修士課程の標準修業年限は、2年とする。</p> <p>2 博士前期課程及び修士課程の在学年限は、4年を超えることができない。</p> <p>第3節 授業科目及び履修単位</p> <p>(授業科目)</p> <p>第83条 博士前期課程、修士課程及び博士後期課程における授業科目は、別に定める。</p> <p>(博士前期課程及び修士課程の修了要件となる単位数等)</p> <p>第84条 博士前期課程及び修士課程における修了に必要な単位は30単位以上とし、詳細は研究科でこれを定める。</p> <p>(他大学の大学院又は外国の大学の大学院における授業科目の履修等)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2 前項の規定により学生が他の大学の大学院又は外国の大学の大学院において修得した単位は、博士前期課程及び修士課程にあつては15単位、博士後期課程にあつては4単位をそれぞれ超えない範囲で、本学大学院において履修したものとして認定し、第84条及び第85条に規定する単位に充当することができる。</p>	<p><u>研究科生活工学共同専攻の博士前期課程を修了し、引き続き本学大学院人間文化総合科学研究科生活工学共同専攻の博士後期課程に入学する者についても、進学として取り扱うものとする。</u></p> <p>(博士前期課程_____修了後の他専攻への入学)</p> <p>第76条 本学大学院の博士前期課程_____を修了し、更に同課程の他の専攻に入学を志願する者については、収容定員を考慮の上、研究科教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。</p> <p>第2節 修業年限及び在学年限</p> <p>(博士前期課程_____の標準修業年限)</p> <p>第80条 博士前期課程_____の標準修業年限は、2年とする。</p> <p>2 博士前期課程_____の在学年限は、4年を超えることができない。</p> <p>第3節 授業科目及び履修単位</p> <p>(授業科目)</p> <p>第83条 博士前期課程_____及び博士後期課程における授業科目は、別に定める。</p> <p>(博士前期課程_____の修了要件となる単位数等)</p> <p>第84条 博士前期課程_____における修了に必要な単位は30単位以上とし、詳細は研究科でこれを定める。</p> <p>(他大学の大学院又は外国の大学の大学院における授業科目の履修等)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2 前項の規定により学生が他の大学の大学院又は外国の大学の大学院において修得した単位は、博士前期課程_____にあつては15単位、博士後期課程にあつては4単位をそれぞれ超えない範囲で、本学大学院において履修したものとして認定し、第84条及び第85条に規定する単位に充当することができる。</p>
--	--

3 (略)

(他大学の大学院又は外国の大学の大学院における研究指導)

第89条 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院(外国の大学の大学院を含む。)又は研究所等(外国の研究機関を含む。)(以下「当該大学院等」という。)との事前の協議に基づき、学生に当該大学院等において研究指導を受けさせることができる。ただし、博士前期課程及び修士課程の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第90条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において修得した単位(大学院において科目等履修生として修得した単位を含む。)を、博士前期課程及び修士課程にあつては15単位、博士後期課程にあつては4単位をそれぞれ超えない範囲で、本学大学院において履修したものとして認定し、第84条及び第85条に規定する単位の充当することができる。ただし、博士前期課程及び修士課程にあつては、第88条第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を限度とする。

第4節 成績評価、課程修了の認定及び学位の授与

(学位の授与)

第95条 学長は、博士前期課程及び修士課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2・3 (略)

別表第2

人間文化総合科学 研究科	課程・専攻	入学定 員	収容定 員
-----------------	-------	----------	----------

3 (略)

(他大学の大学院又は外国の大学の大学院における研究指導)

第89条 教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院(外国の大学の大学院を含む。)又は研究所等(外国の研究機関を含む。)(以下「当該大学院等」という。)との事前の協議に基づき、学生に当該大学院等において研究指導を受けさせることができる。ただし、博士前期課程_____の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第90条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において修得した単位(大学院において科目等履修生として修得した単位を含む。)を、博士前期課程_____にあつては15単位、博士後期課程にあつては4単位をそれぞれ超えない範囲で、本学大学院において履修したものとして認定し、第84条及び第85条に規定する単位の充当することができる。ただし、博士前期課程_____にあつては、第88条第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を限度とする。

第4節 成績評価、課程修了の認定及び学位の授与

(学位の授与)

第95条 学長は、博士前期課程_____を修了した者には、修士の学位を授与する。

2・3 (略)

別表第2

人間文化総合科学 研究科	課程・専攻	入学定 員	収容定 員
-----------------	-------	----------	----------

	博士前期 課程	人文社会学専攻	<u>18</u>	<u>36</u>	博士前期 課程	人文社会学専攻	<u>24</u>	<u>48</u>
		〈社会人向け教育プログラム〉	〈2〉	〈4〉		〈2〉	〈4〉	
		言語文化学専攻	<u>12</u>	<u>24</u>		言語文化学専攻	<u>18</u>	<u>36</u>
		人間科学専攻	12	24		人間科学専攻	12	24
		食物栄養学専攻	13	26		食物栄養学専攻	13	26
		心身健康学専攻	22	44		心身健康学専攻	22	44
		情報環境学専攻	10	20		情報環境学専攻	10	20
		住環境学専攻	13	26		生活工学共同専攻	<u>7 (14)</u>	<u>14 (28)</u>
		生活文化学専攻	<u>7</u>	<u>14</u>		住環境学専攻	13	26
		数物科学専攻	28	56		生活文化学専攻	<u>9</u>	<u>18</u>
	化学生物環境学専攻	42	84	数物科学専攻	28	56		
				化学生物環境学専攻	42	84		
		計	<u>177</u>	<u>354</u>		計	<u>198 (14)</u>	<u>396 (28)</u>
	修士課程	工学専攻	<u>25</u>	<u>50</u>	博士後期 課程	人文科学専攻	12	36
博士後期 課程	人文科学専攻	12	36	生活環境科学専攻		14	42	
	生活環境科学専攻	14	42	自然科学専攻		10	30	
	自然科学専攻	10	30	生活工学共同専攻		2 (4)	6 (12)	
	生活工学共同専攻	2 (4)	6 (12)	計		38 (4)	114 (12)	
	計	38 (4)	114 (12)		合計	<u>236 (18)</u>	<u>510 (40)</u>	
	合計	<u>240 (4)</u>	<u>518 (12)</u>					

附 則

- この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正後の奈良女子大学学則第6条の規定にかかわらず、人間文化総合科学研究科博士前期課程生活工学共同専攻は、施行日の前日に当該専攻

に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 改正後の奈良女子大学学則別表第2の規定にかかわらず、博士前期課程及び修士課程における令和8年度の収容定員は、次の表のとおりとする。

		課程・専攻	令和8年度
人間文化総合科学研究科	博士前期課程	人文社会学専攻	42
		〈社会人向け教育プログラム〉	〈4〉
		言語文化学専攻	30
		人間科学専攻	24
		食物栄養学専攻	26
		心身健康学専攻	44
		情報環境学専攻	20
		生活工学共同専攻	7(14)
		住環境学専攻	26
		生活文化学専攻	16
		数物科学専攻	56
		化学生物環境学専攻	84
	計	375 (14)	
修士課程	工学専攻	25	

備考1. ()内の数字は、共同教育課程である生活工学共同専攻構成大学全体の収容定員を外数で表している。

備考2. 〈 〉は専攻の内数を示す。

○奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科教授会規則（案）

（平成 12 年 3 月 15 日規程第 16 号）

改正 平成 16 年 4 月 1 日 平成 18 年 12 月 21 日規程第 122 号
平成 24 年 9 月 19 日規程第 32 号 平成 27 年 6 月 25 日規程第 44 号
令和 2 年 2 月 6 日規程第 159 号 令和 4 年 4 月 1 日女子大規程第 69 号
--年--月--日規則第--号

（趣旨）

第 1 条 奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）の議事及び運営は、奈良女子大学教授会規程（平成 16 年 4 月 1 日制定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（構成）

第 2 条 研究科教授会は、人間文化総合科学研究科長（以下「研究科長」という。）及び人間文化総合科学研究科（以下「研究科」という。）担当の教授をもって組織する。

2 前項に定める構成員のほか、研究科教授会が必要と認めたときは、研究科担当の准教授、講師及び助教を加えることができる。

（審議事項）

第 3 条 研究科教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（1） 学生の入学及び課程の修了

（2） 学位の授与

（3） 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 研究科教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（会議の招集及び議長）

第 4 条 研究科長は、研究科教授会を招集してその議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、研究科教授会の構成員である教授の中から、研究科長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

第 5 条 研究科長は、研究科教授会構成員の 3 分の 2 以上の要求があった場合は、研究科教授会を招集しなければならない。

（定足数）

第 6 条 研究科教授会は、研究科教授会構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

2 海外渡航中、休職中及び長期病気休暇中等の者は、研究科教授会の構成員に算入しない。

（議決）

第 7 条 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代議員会)

第8条 研究科教授会に、代議員会を置く。

2 代議員会は、研究科教授会から委任された事項を審議し、その議決をもって研究科教授会の議決に代えるものとする。

3 代議員会に関する事項は、別に定める。

(運営委員会)

第9条 研究科教授会に、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(分科会)

第10条 博士前期課程に、文学系分科会、生活環境学系分科会及び理学系分科会を置き、修士課程に工学系分科会を置く。

2 分科会に関する事項は、別に定める。

(専攻会議)

第11条 博士後期課程に、人文科学専攻会議、生活環境科学専攻会議、自然科学専攻会議及び生活工学共同専攻会議を置く。

2 専攻会議に関する事項は、別に定める

(研究科長候補者等の選考)

第12条 研究科長候補者及び評議員の選考に関しては、研究科教授会が別に定める。

(事務)

第13条 研究科教授会の事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、研究科教授会に関する必要な事項については、研究科教授会が定める。

附 則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 奈良女子大学大学院人間文化研究科会議規程(昭和56年3月18日制定)は、廃止する。

附 則(平成16年4月1日)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月21日規程第122号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月19日規程第32号)

この規則は、平成24年9月19日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成27年6月25日規程第44号)

この規則は、平成27年6月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(令和2年2月6日規程第159号)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日女子大規程第69号)
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(--年--月--日規則第--号)
この規則は、令和8年4月1日から施行する。

国立大学法人奈良国立大学機構 奈良女子大学
大学院人間文化総合科学研究科 工学専攻

設置の趣旨等を記載した書類

	目次	ページ
1	設置の趣旨及び必要性	4
1.1	社会的背景	4
1.2	本学の設置経緯と教育研究を通じて果たしてきた貢献	5
1.2.1	本学の設置経緯と沿革	5
1.2.2	本学のミッションと教育研究を通じて果たしてきた貢献	6
1.3	工学専攻の設置について	7
1.3.1	育成人材像とディプロマ・ポリシー	9
1.3.2	対象とする専門的な学問分野	10
1.4	工学専攻の特色	10
2	修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	12
3	専攻の名称及び学位の名称	14
3.1	専攻の名称	14
3.2	学位の名称	14
4	教育課程の編成の考え方及び特色	15
4.1	教育課程編成の考え方と特色	15
4.1.1	教育課程の編成の考え方	15
4.1.2	教育課程の編成の特色	16
4.2	教育課程の編成	17
5	教員組織の編成の考え方及び特色	18
5.1	教員組織の編成と基本的な考え方	18
5.2	教員の年齢構成	19

6	教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	20
6.1	教育方法	20
6.1.1	基礎群	20
6.1.2	専門群	21
6.1.3	実践群	21
6.1.4	論文等作成群	22
6.1.5	教育上主要と認められる科目の担当	22
6.2	履修指導	23
6.2.1	履修モデル	23
6.2.2	授業科目のナンバリング	24
6.3	研究指導の方法	24
6.4	修了要件	25
6.5	倫理審査体制	25
7	施設、設備等の整備計画	26
7.1	校地、運動場の整備計画	26
7.2	校舎等設備の整備計画	26
7.3	図書館等の資料及び図書館の整備計画	26
8	基礎となる学部との関係	28
9	入学者選抜の概要	29
9.1	学生受け入れの方針	29
9.2	入学者選抜の方法	29
9.3	入学者選抜の体制	30
9.4	長期履修学生制度	30
9.5	大学院設置基準第 14 条による教育方法の特例措置	30
10	管理運営	31
11	自己点検・評価	33
11.1	本学の自己点検・評価	33

11.2 大学院人間文化総合科学研究科の自己点検・評価	33
12 情報の公開	35
13 教育内容等の改善を図るための組織的な取り組み	38
13.1 全学的な取り組み	38
13.2 人間文化総合科学研究科の取り組み	38

1 設置の趣旨及び必要性

1.1 社会的背景

(1)社会構造や産業構造の変化

近年の急速に進む少子高齢化など、わが国では労働力人口の減少による国力の低下が危惧されている。社会構造の変化に伴い人材の確保が大きな問題となっている現在、企業における雇用の延長や定年の廃止など、長く働き続けられる社会的な制度を整備することに加えて、これまでは出産、育児等のライフイベントなどの理由から家庭にとどまるが多かった女性が、仕事などを通じて社会で活躍することが望まれている。

このような社会構造の変化を踏まえて、政府は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年 9 月施行、女性活躍推進法)などを策定し、女性が活躍しやすい社会の構築を目標に掲げている。しかし、SDGs 達成度 (SDG Index) などでも、欧米諸国に比べて、わが国における国会議員や企業の管理職における女性の比率の低さが指摘されている。このような状況を受け、女性活躍推進法も改正され(令和 2 年 6 月から施行)、多様な人材を積極的に活用するダイバーシティへの意識が高まりつつある。たとえば、平成 27 年度から「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」などの公募も行われている。

また、上記の社会構造の変化に加えて、インターネットに代表される近年の情報通信技術を中心とする科学技術の革新、いわゆるデジタル革命により、わが国の産業構造や社会基盤も変化しつつある。このため、「日本再興戦略 2016」(平成 28 年 6 月)や「未来投資戦略 2017(平成 29 年 6 月閣議決定)」「未来投資戦略 2018(平成 30 年 6 月閣議決定)」などにおいても、近年急激に生じている第 4 次産業革命(AI(人工知能)、ビッグデータ、IoT (Internet of Things) 等のイノベーション)を、あらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会課題を解決する「Society 5.0」の実現を重点施策の一つとして掲げている。たとえば、IoT などで実世界から得られる様々な情報をサイバー空間で AI により処理し、その結果を実世界にフィードバックすることで社会課題を解決するサイバー・フィジカル・システムなども注目を集めている。

第 4 次産業革命や Society 5.0 の実現に向けて実施してきた、第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年 1 月閣議決定)や科学技術イノベーション総合戦略 2017 (平成 29 年 6 月閣議決定)での取り組みを受けて、統合イノベーション戦略 2019 (令和元年 6 月閣議決定)から始まる統合イノベーション戦略 2024(令和 6 年 6 月閣議決定)までにおいても、強化すべき分野での展開の一つとしてあらゆるシーンでの AI 活用や AI の技術開発が挙げられている。これからの「読み・書き・そろばん」である AI 技術を使いこなす IT リテラシーを誰もが持つことの重要性を指摘し、IT 人材を年数十万人規模で育成・採用できる体制を確立することを目標として設定し、大学改革等によるイノベーション・エコシステムの創出を促している。たとえば、令和 4 年度から始まった大学・高専機能強化支援事業における高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援(支援2)なども行われている。

(2)工学系人材の養成に対する社会の要請と期待

上記のような社会構造や産業構造の変化に呼応し、文部科学省は、理工系人材の戦略的育成に向けて、平成 27 年3月に「理工系人材育成戦略」を策定した。理工系人材に期待される活躍として「新しい価値の創造及び技術革新」「起業、新規事業化」「産業基盤を支える技術の発展維持」「第三次産業を含む多様な業界での力量発揮」を示すとともに、より高度な能力を有する人材育成の重要性を指摘し、高等教育を担う国立大学において教育研究組織の整備・再編を通じてその機能を強化することを掲げている。この戦略においても、女性の理工系分野への進出の推進を 7 番目の重点項目として挙げ、理工系分野における女性人材の育成の重要性を指摘している。

また、社会から求められる人材育成の実現に向けた教育方法の見直しとして、「大学における工学系教育の在り方について(中間まとめ)」(平成 29 年 6 月)や「工学系教育改革制度設計等に関する懇談会取りまとめ」(平成 30 年 3 月)が報告された。さらに、「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」(平成 30 年 11 月、中央教育審議会答申)においても、予測不可能な時代において協働して社会と世界に貢献できる人材を育成するために、学修者の「主体的な学び」の質を高めるシステムを構築することの重要性が指摘されている。

これらの提案に共通して求められていることは、社会構造や産業構造の急速な変化に対応しつつ、新たな課題に柔軟かつ的確に対応できる人材の育成である。さらに、世界で破壊的イノベーションが進行し、国際競争などのあり方が一変するなかで Society5.0 を実現するためには、未来を切り開くための新規分野の創出や、分野横断的なアイデアを生み出せる人材の育成が企業などから求められている。このため、「主体的な学修態度を身につけ、分野横断的な知識に基づいて多様な課題に自ら取り組むことができる人材」「課題の完遂に必要な専門知識と技術を備えた人材」「多様な専門家とチームで協働し、異分野間でも効果的なコミュニケーションができる人材」を育成することが重要となる。このような要請や期待に応えるためには、分野横断的にものごとを考慮することに優れた女性を積極的に工学分野に導入することが重要となる。

【資料1:「養成する人材像への企業からの意見(抜粋)」参照】

【資料2:「産業界から求められる工学系人材像」参照】

1.2 本学の設置経緯と教育研究を通じて果たしてきた貢献

1.2.1 本学の設置経緯と沿革

奈良女子大学は、昭和 24 年に「女子の最高教育機関として、広く知識を授けるとともに、専門の学術文化を教授、研究し、女子の特性に即してその能力を展開させる」ことを目的として発足し、今日に至っている。本学は現在、文学部、理学部、生活環境学部、工学部の4学部とこれらの教育研究分野を総合した大学院人間文化総合科学研究科から成り、教育研究に関して次の3つの理念を掲げている。

- 理念1 男女共同参画社会をリードする人材の育成
—女性の能力発現をはかり情報発信する大学へ—
- 理念2 教養教育、基礎教育の充実と専門教育の高度化

理念3 高度な基礎研究と学際研究の追究

このような基本理念に基づき、我が国における女性の高等教育機関として、本学は数多くの女性人材を育成し、社会に輩出してきた。さらに、社会の要請や時代の変化に対応した女性人材を育成するために、「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」を踏まえ、本学はこれまで教育研究組織の見直しを行ってきた。

教育研究組織の見直しの過程では、まず平成 26 年度の全学的な学部の組織変更と同時に、大学院人間文化研究科博士前期課程の一部の組織変更を行った。その際、博士前期課程の全体的見直しや博士後期課程の組織変更については、学部の組織変更の成果を見極めつつ進める方針を打ち出した。これを踏まえ、第3期中期計画に基づき、まず、平成 30 年度に大学院人間文化研究科博士前期課程の組織変更を行った。この組織変更は、近年の教育研究組織の見直しの一環として、広い視野を持ち高度な専門能力を有する女性リーダーを育成し、地域、日本、そして国際社会が直面している数多くの課題の解決に貢献する人材を養成することを目指して実施したものである。また、令和 2 年度には大学院人間文化研究科の組織名を大学院人間文化総合科学研究科に変更するとともに、博士後期課程の組織変更を行った。なお、平成 30 年度の組織変更先立ち、平成 28 年度には、お茶の水女子大学と共同運営する生活工学共同専攻を、大学院人間文化研究科の博士前期課程と後期課程に新設した。

さらに、従来のハードウェアに加えてサービスも含む「ものづくり」に共通する課題への対処と、社会が求める新たな女性人材の輩出における課題解決を目指して、平成 26 年度に設置した生活環境学部の情報衣環境学科を発展的に解消し、令和 4 年度に全国の女子大学として初めてとなる工学部を設置した。奈良女子大学工学部の設置後、「1.1 社会的背景」で述べた社会の要請と期待に応えるために、理工系分野における女性人材を育成するための入試区分として多くの国立大学で女性枠が令和 5 年度から設定されるようになっている。

1.2.2 本学のミッションと教育研究を通じて果たしてきた貢献

上記で挙げた基本理念に基づき、教育研究の成果等に関する中期目標を『学士課程においては、体系的に構築された専門教育、キャリア教育と教養教育により、幅広い分野で活躍できる女性人材を育成する。大学院課程においては、高度な専門教育を行い、国際的にも活躍できる研究者・高度専門職業人として男女共同参画社会をリードし活躍する女性人材を育成する。』、『国際的水準の個性的、独創的な基礎研究や応用研究を推進するとともに、本学の特徴を生かした分野横断的な研究を展開する。』と定めている。

【資料3:「奈良国立大学機構の経営方針」参照】

本学は、前述の特色・強みを活かしながら、我が国で活躍する女性人材を育成するという役割をこれまで果たしてきた。また、優れた女性研究者を採用し、そのキャリア形成・維持・向上の支援のために様々な教育研究環境整備を行ってきた。特に、文学部における人と社会の探求、理学部における真理の解明、生活環境学部における人間生活の分析・評価など、自然や人間社会を対象と

する認識や分析を中心とした教育研究を行ってきた。しかし、日本学術会議が提言した「新しい学術体系」(平成 15 年 6 月) などでも重要性が指摘されてきたように、「あるものの探究」を主な目的として発展してきた「認識科学」とあわせて、「あるべきものの探求」を目的とする知の営みとしての「設計科学」に相当する創造や設計に関する教育研究を行うことも重要となる。

後述する工学部の設置以前は文学部、理学部、生活環境学部の 3 学部からなっていた本学でも、「認識科学」から「設計科学」へと教育研究の対象を拡げていくことに向けて、工学との融合を目指す試みを行ってきた。たとえば、平成 26 年度に理系女性教育開発共同機構を設置し、高大接続の観点から理系進路選択可能性の拡大に努めるとともに、魅力的な理数教育を創造するための中等教育改革プロジェクト、理系女性リーダーを育成するための大学理工系教育改革プロジェクト、グローバル人材を育成するためのグローバル化推進プロジェクトなどを行ってきた。また、平成 28 年度にお茶の水女子大学とともに大学院生活工学共同専攻を設置し、家政学的知見(生活科学)を基盤として、生活者の視点から生活に有用な技術(工学)の開発を目指す生活工学を創出することを目指した教育研究を展開してきた。さらに、「1.1 社会的背景」で述べた工学系人材の養成に対する社会の要請と期待に応えるために、平成 26 年度に設置した生活環境学部の情報環境学科を発展的に解消し、令和 4 年度に全国の女子大学として初めてとなる工学部を設置した。これらの教育研究や組織改革の成果を、新たな大学院教育体制として生かす段階に至ったと考える。

【資料4:「奈良女子大学における工学部」参照】

1.3 工学専攻の設置について

本学は、設立以来、我が国における女性の高等教育機関として数多くの女性人材を育成し、幅広い分野における女性リーダーを社会に輩出して我が国の成長を支えてきた。一方で、世界的にはイノベーションの源泉であるダイバーシティを含む持続可能な開発目標(SDGs)への関心が高まっているにも関わらず、世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数 2024」でも我が国は 146 か国中 118 位であり、女性のさらなる社会進出が望まれている。このような日本社会の質的变化へ対応するため、本学が提示する教育研究の理念「男女共同参画社会をリードする女性人材の育成」に関する拠点整備のために、社会のニーズに対応した「応用的実践的分野を拡充強化」し、また着実な学士力に繋がる「基礎学系分野の基盤強化」を図るための全学的教育研究組織の見直しを行ってきた。しかし、これまで本学が果たしてきた役割と、女性の進出が少ないわが国の工学分野で必要な人材輩出をどのように構築していくかを総合的に検討した結果、新たな教育体制の構築が必要との結論を得た。技術革新が繰り返されて専門技術が速く陳腐化するなか、Society 5.0 時代を迎えて他分野の専門家との協働場面が増加していることから、他分野のことも理解しながら自身の分野の専門知識が重要となる。

Society 5.0 時代においては、あらゆる分野における基盤となっている ICT を効果的に活用するための情報関連分野の技術・能力が、専門分野にかかわらず全ての分野の専門家に不可欠なものとなっている。それらを兼ね備えた人材が、従来からイメージされる伝統的な『ものづくり』に加

え、「課題の発見」や「ニーズの創出」に基づいて新しいサービスを創り出すことも含めた『価値づくり』を行うことができる人材として、Society 5.0 時代に必要な工学系女性人材になりうる。

こうした人材育成に関しては、研究面では、前述のとおり既設の研究科や専攻で数多くの女性人材を育成して社会に輩出してきたものの、教育面では、モノやサービスを創り出すことを中心とした教育体制が不十分であること、一部の領域においてのみ情報技術を教育してきたことなど、社会が求める新たな女性人材を輩出できる体制とはなっていない。「1.1 社会的背景」で述べた社会や技術の変化に対応するために、本学に対し、地元である奈良をはじめ、関西の産業界・経済界の諸団体からも、工学系女性人材を輩出するための新たな大学院教育体制の構築が強く望まれている。こうした声に応え、本学の発足目的である「女子の最高教育機関として、広く知識を授けるとともに、専門の学術文化を教授、研究し、女子の特性に即してその能力を展開させる」という目的をさらに発展させるために、平成 28 年に設置した生活工学共同専攻を発展的に解消し、令和 8 年 4 月に、『工学専攻(修士課程)』を設置する。(図 1 に奈良女子大学の工学専攻の全体像を示す。)

【資料5:「奈良女子大学の工学専攻」参照】

複数の分野を**自身の専門性から融合してイノベーションを行う人材**
 →分野横断的な知識に基づいて**融合と協創**を行える**工学系女性人材**を育成



図 1 奈良女子大学の工学専攻の全体像

【資料6:「生活工学共同専攻(博士前期課程)の募集停止(予定)について」参照】

<https://www.nara-wu.ac.jp/nyusi/seikatukougaku-osirase.pdf>

1.3.1 育成人材像とディプロマ・ポリシー

旧制奈良女子高等師範学校以来の伝統を受け継ぎ、「男女共同参画社会をリードする人材の養成」という基本理念に基づいて工学専攻での教育研究を行うために、「1.1 社会的背景」で述べた企業アンケートをもとに産業界や社会から求められる工学系人材が身につけるべき能力を整理し、次の3つの能力「主体性」「専門性」「社会性」を身につけた工学系女性人材を育成する。

1) 育成人材像

1. 「主体性」

課題発見やニーズ創出を行う際に必要となる主体的な学修態度を身につけ、分野横断的な知識に基づいて多様な課題に自ら取り組める技術者

2. 「専門性」

サービスも含めた「ものづくり」において、課題の完遂に必要な専門知識と技術を備えた技術者

3. 「社会性」

多様な専門家とチームで協働し、異分野間でも効果的なコミュニケーションができる社会性を備えた技術者

2) 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)

上記で述べた能力を備えた人材を育成するため、それぞれの能力をさらに細分化した下記の学修成果を基準に単位認定を行い、必要単位数を取得した者に学位を授与する。

1. 「主体性」

(1a) 倫理観

専門知識や技術が社会にもたらす影響や責任なども考慮して、技術者としての倫理観に基づいて研究開発に主体的に取り組む姿勢を身に付ける。

(1b) 異分野の理解

複数の要因が関わる複雑な問題を解決する際に必要となる、異分野からの視点や知識を自ら学び理解しようとする姿勢を身に付ける。

2. 「専門性」

(2a) 専門知識

人間情報分野あるいは環境デザイン分野における高度な専門知識を体系的に身に付ける。

(2b) 技術力

多種多様な課題に専門知識を適用して解決するために、高度専門技術者として必要な技術力を身に付ける。

3. 「社会性」

(3a) 協創力

企業での研究開発のように、多様な専門性や価値観をもつ人とチームで協創できる能力を身に付ける。

(3b) 波及力

専門知識や技術を用いた解決策を平易に説明し、研究開発の方向性をリードしたり成果を広く社会に還元できる能力を身に付ける。

【資料7:「工学専攻のディプロマ・ポリシー」参照】

1.3.2 対象とする専門的な学問分野

社会構造の変化に伴う課題を解決するためには、人間や人間を取り巻く環境の性質を理解するとともに、様々な分野の基盤である情報技術を理解して活用することが重要となる。このため、学問分野としては、工学専攻の基礎となる工学部と同様に、デバイスで計測した人間からの情報を処理して個人に適応したモノやサービスを創出する人間情報分野、快適な住環境や社会環境を実現するための素材やデザインを創出する環境デザイン分野に基づき、分野における「専門知識」と「技術力」をそれぞれ身に付ける。また、人間を取り巻く環境やニーズに応じて個人に適応したソリューションとしてのモノやサービスを提案し、提案に対する人間や社会の受け止めなどの心理的・社会的な要因をも考慮して快適な環境を創出するためには、それぞれの専門性を探求することに加えて、異分野と連携しながら身に付けた専門知識と技術を活用することが不可欠となる。このため、エンジニアとして必要となる「倫理観」と、チームで連携する際に必要となる「異分野の理解」への姿勢を身につけるとともに、身に付けた専門性をチームで活用する「協創力」と、研究成果を社会に還元するための「波及力」を育むための修士課程教育を行う。

1.4 工学専攻の特色

上記で述べたように、本学は令和4年4月に女子大学として日本初となる「工学部」を設置した。この工学部が本専攻の基礎となるが、大学入学時に学科を選択して専門分野を学ぶ従来の工学教育と比べた本学の工学部の特色のひとつは、Late Specialization の考え方に沿って、複数の分野の基礎を学ぶことで分野横断的な知識を身につけるとともに、分野横断的な知識をもとに学生が主体的に専門性を選んで卒業研究を行うことである。本専攻の基礎となる工学部には、人間情報分野と環境デザイン分野をそれぞれ専門とする教員が所属し、「2 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か」や「6.3 研究指導の方法」で述べるように異分野を専門とする教員を副指導教員とすることで、自分分野の研究領域の範囲を超えた異分野の知識や技術を学ぶことに加えて、イノベーションに必要となる多角的な視点に基づき、異分野融合と協創を通じて研究開発を行える工学系女性人材を育成できる。本専攻で育成する人材は自分分野の専門性を備えながら異分野も理解できるため、図2に示すように、企業での研究開発のように多様な専門家とチームで協働する際にも分野間のコミュニケーションを円滑に進めることができると考えられる。

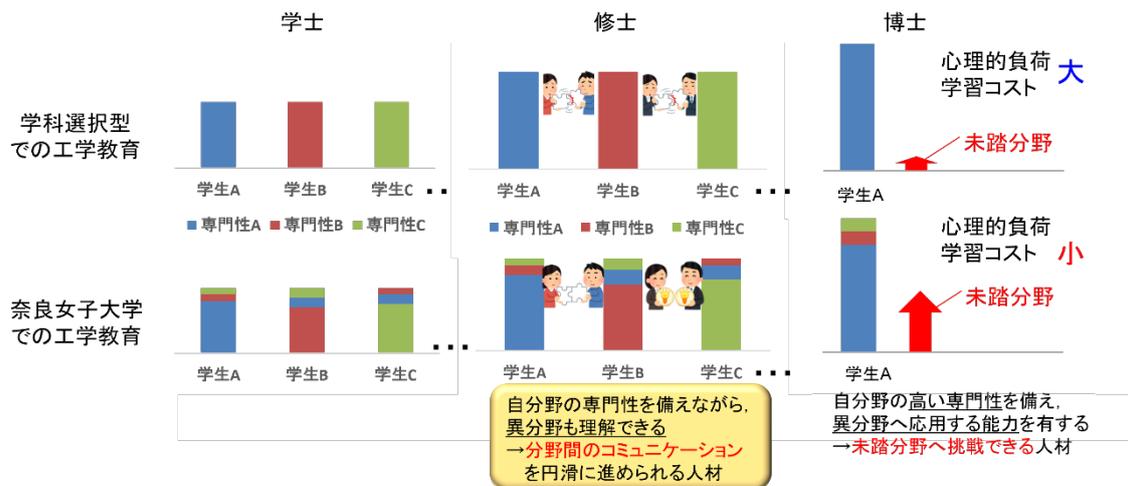


図2 奈良女子大学の工学専攻の特色

もうひとつの特色は、本学が女子大学であるため、これまで男性に偏っていた工学の学び方に対して女性のみの学びの場を提供できることである。男性が大多数を占める既存の工学部では女性がリーダーシップを発揮する機会が少なくなる場合もあるが、本専攻では異性の目を気にすることなくのびのびと活躍する機会に恵まれるという強みがある。このような環境で友人と学びあうことは、工学の専門知識技術を身につけることに加えて、社会に出てから働き続ける際の人的ネットワークの形成にも役立つと考えられる。

【資料8:「奈良女子大学の工学専攻の特色と波及効果」参照】

さらに、本学に工学部を設置後、企業や財団などから外部資金を得ているが、これらの企業や財団からは、本学に限ることなく全国の工学系女性エンジニア育成の拠点を形成して欲しいとの要望を受けている。このため、外部資金の援助なども受けて実施しているワークショップは本学の学生に加えて他大の女子学生や中高の女子生徒も参加できるようにし、女子生徒の理工系進路選択の一層の醸成に貢献してきた。本専攻では、教育の一環として大学院生がワークショップの企画・運営に参加し、女性エンジニアのロールモデルとなることで理工系分野の中高生への裾野拡大に貢献するとともに、ワークショップの対象者を大学院生に拡充して工学系女性エンジニア育成の全国的拠点の構築を進める。

【資料9:「企業連携事業「女性エンジニア養成ワークショップ」」参照】

2 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

図1に示すように、工学専攻は博士課程の設置を目指した構想である。

奈良国立大学機構および本学のミッションに沿った「工学系女性人材の育成」という観点から、社会的要請の高い修士課程修了者をまずは一定程度輩出することで社会に貢献するとともに、さらに続いて博士課程の設置を目指す。

工学系女性人材の育成

工学系女性人材の育成のために博士課程の設置を構想する主要な理由は、世界的にはイノベーションの源泉であるダイバーシティを含む持続可能な開発目標(SDGs)への関心が高まっているにも関わらず、我が国の「ジェンダー・ギャップ指数」の低迷に見られるように女性の社会進出が遅れているため、1.2.2節で述べた本学のミッションを実現するためにイノベーションを牽引する工学系女性人材を育成することが急務であるからである。

本学では、複数の分野を自身の専門性から融合してイノベーションを行う人材に対する社会からのニーズに応えるために、分野横断的な知識に基づいて融合と協創を行える工学系女性人材を育成する。学士課程では工学の基礎と分野横断的な知識を身につけることを目標とし、修士課程では、学部で身につけた分野横断的な知識に基づいて多角的な視点から研究開発を行える人材として、創造性を備えた高度専門技術者を育成する。このために、学生は、研究開発に必要な知識と技術を学んで課題を完遂できる専門性を身につけるとともに、異分野を専門とする教員を副指導教員とすることで、多角的な視点から研究開発を行う姿勢を身につける。さらに、企業との協創を通じて知識と技術を実践的に修得する。

博士課程では、自身の専門性から複数の分野を融合することで新たな価値創造をできる人材として、未踏分野へ挑戦できるパイオニア(研究者や技術者)を育成する。このために、所属する研究室での研究活動を通じて自身の専門性を深めるとともに、自身の専門と異分野の融合が必要となる課題にチームで取り組むプロジェクトの立案と運営の経験をさせる。これにより、博士課程を修了して社会に出てからも、企業などでチームリーダーとして研究開発を行い、たとえばモノやサービスの開発を通じた新たな市場の開拓ができる。

なお、未踏分野を開拓する博士課程の学生に効果的に助言するためには、複数の教員がチームとして博士課程の学生を指導する必要がある。これは、複数の要因が関わる複雑な問題の解決には異分野を融合することが必要だからである。このため、後述する「5 教員組織の編成の考え方及び特色」で述べるように、本専攻の多様な専門領域の教員が博士課程の学生をサポートする。また、奈良国立大学機構が設置する奈良カレッジズ連携推進センターなどとも連携し、産地学官連携プラットフォームなども活用することで、新たな汎用技術と産官学の領域とのマッチングを仲立ちすると共に足りない部分を補完して支援する。そして、このような共同研究に本学の修士課程および学士課程の学生が参加することにより、博士課程・修士課程・学士課程の3つの教育課程の相乗効果が生まれると考えられる。

以上のように、博士課程までが設置されることによる修士課程・学士課程への教育効果は非常に大きいと期待される。

3 専攻の名称及び学位の名称

3.1 専攻の名称

工学専攻: Department of Engineering

工学専攻では、専攻の育成人材像のもと、専攻全体で深い専門性を身に付けた工学系女性人材を育成する。本専攻は、学部で身につける分野横断的な工学の知識を基盤として、人間情報分野と環境デザイン分野の融合に加えて、企業との協創に基づく工学(Engineering)の学びを通して教育を行う。この理念と育成人材像、教育課程を踏まえ、本専攻の名称を「工学専攻」とする。また、学生自身の専門知識と技術力に立脚した、サービスも含む「ものづくり」ができる工学分野の技術者を育成する。したがって、英語名称は、「Department of Engineering」とする。Department of Engineering の英語名称は、欧米など海外の大学における教育研究機関においても用いられており、国際的にも十分通用するものである。

3.2 学位の名称

修士(工学): Master of Engineering

修士(学術): Master of Philosophy

本学は令和4年4月に「工学部工学科」を設置し、学位の名称は「学士(工学)」としている。この学部が本専攻の基礎となることから、本専攻の学位は「修士(工学)」が基本となる。併せて、本専攻の前身である生活工学共同専攻と同様に、より学際領域の分野に該当する場合には修士(学術)の学位が適切と考えられる。

以上、本専攻においては工学と学術の2種類の学位が授与されるが、どちらが授与されるかについては、入学時及び各年次における学生の希望を適宜考慮して指導教員が十分に検討・指導し、最終的に提出された論文内容も考慮して決定される。このため、学生の希望する学位と実際に授与される学位に齟齬が生じることはない。

4 教育課程の編成の考え方及び特色

4.1 教育課程編成の考え方と特色

4.1.1 教育課程の編成の考え方

学位授与方針に示す目標を学生が達成できるように、図 3 に示す科目群に沿って教育課程を編成する。技術者としての倫理観や、研究開発に必要となる基礎を養成する科目群を「基礎群」として、基礎的な知識と能力を養成する。一方で、人間情報分野あるいは環境デザイン分野における専門知識や技術を修得し、課題の解決策を提案するとともに検証し、新たな技術を実現可能な形で提案する力を養成する科目群を「専門群」として、人間情報分野もしくは環境デザイン分野の専門性を獲得させる。また、異なる分野の知見を連携して活用する際に重要となる、チームで協働する能力や専門の異なる人に平易に説明する能力を企業との協創なども通じて涵養する科目群を「実践群」とする。さらに、修士課程での研究を通じて修士論文を執筆するための科目群を「論文等作成群」とする。

論文等 作成群	工学特別研究I 工学特別研究II 工学特別研究III			研究士
実践群	協創工学実習I 学術協創演習 工学創発演習（基礎・発展） 異分野融合課題研究 女性エンジニア演習 など			融合・ 協創
専門群	ヒューマンキネティクス特論 認知神経科学特論 バーチャルリアリティ特論 機械学習特論 など	3Dモデリング演習 機能性空間構築演習 環境人間工学特論	分子デザイン特論 先端高分子材料創製特論 都市空間デザイン特論 エネルギー・環境 材料特論 など	専門 深化
基礎群	先端工学概論I（人間情報） 統合制御特論	研究倫理・ 研究マネジメント （基礎）	先端工学概論II （環境デザイン） 人間環境設計特論 基礎材料工学特論	技術者 の基 幹
	人間情報分野	共通	環境デザイン分野	

図 3 工学専攻(修士課程)の科目群

工学専攻の育成人材像に掲げる3つの能力「主体性」「専門性」「社会性」をそれぞれさらに細分化した学修成果（「1.3.1 育成人材像とディプロマ・ポリシー」で述べた(1a)から(3b)）を修得させるために、次のカリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成する。

1.「主体性」

専門知識や技術が社会にもたらす影響や責任なども考慮して、エンジニアとして研究開発をする際に必要となる姿勢（倫理観や社会実装の観点など）を身につけるための科目を設

けるとともに、複数の要因が関わる複雑な問題をチームで協働して解決する場合などのように、異なる分野の専門家と円滑にコミュニケーションをするために必要となる、異分野からの視点や知識を修得するための科目を設ける。

2.「専門性」

エンジニアとしての基礎的な素養を身につけた後に、生体計測と情報処理の専門知識と技術を身につけ、個人に適応したデバイスやシステムを造り出す人間情報分野の高度な専門性、あるいは環境と素材の専門知識と技術を身につけ、安全で持続可能な環境設計や機能性素材を開発する環境デザイン分野の高度な専門性を身に付けるための科目を設ける。

3.「社会性」

社会へ及ぼす影響なども考慮しながらチームで協働し、人や社会にとって有用なニーズの創出や、ニーズを満たすモノやサービスを創り出す方法を企業との協創なども通じて涵養する科目を設ける。

上記のカリキュラム・ポリシーに基づいて科目を配置するとともに、それぞれの科目で学ぶこととディプロマ・ポリシーで掲げた学修成果との関係を示すカリキュラムマップを学生に提示することで履修計画に役立てる。

【資料 10:「工学専攻(修士課程)カリキュラムマップ」参照】

エンジニアとしての倫理観や管理運営を身につけるための「研究倫理・研究マネジメント」は必修科目とし、研究開発をする上での基礎力や企業などでの社会実装の例を学修する。これらの科目は、「1.3 工学専攻の設置について」で述べた能力を身に付けた工学系女性人材を育成するための基礎となる科目であるため、関連する選択科目も含めて「基礎群」と呼ぶ。他方、人間情報分野あるいは環境デザイン分野の科目からなる「専門群」と「実践群」は、学生の興味や研究開発における必要性に応じて履修できるように選択科目とする。

専門科目の座学では、基礎群で身につけたことをさらに発展させて理解を深めるとともに、座学で学んだ知識を活かす技術を身に付けるために演習科目を編成している。さらに、協創工学実習 I、II などの科目は、座学や演習などで身に付けたことを、企業などと協働しながら異分野とも連携して実践的に学ぶ科目であるため、関連する科目も含めて「実践群」と呼ぶ。また、「論文等作成群」の科目である工学特別研究 I、II、III(修士)は、それまでに学んだ全ての講義科目の知識や技術の総まとめに位置づけている。

4.1.2 教育課程の編成の特色

専門性を身につけるための履修を、教員がサポートしつつ学生が主体的に決めることにより、学生それぞれが望む専門性が興味に応じて獲得されるとともに、新分野の芽生えが生じることを期待する。ただし、専門分野に応じて履修すべき科目や学修効果を高める履修順序がある場合は、後述する「6.2 履修指導方法」で述べるように、それぞれの分野における典型的な履修モデルを学生に提示するとともに、カリキュラムマップやカリキュラムツリー、履修モデルなどを活用して指導や助言を行う。

4.2 教育課程の編成

教育課程の編成では、科目区分は科目が位置づけられた目的に応じて設定する。設置する専攻が掲げる育成人材像は、「主体性」「専門性」「社会性」の3つの能力に集約され、それぞれをさらに2つずつの学修成果に細分化している。全ての科目は、科目の学修を通じて修得すべきことが明確になるよう、これらの能力や学修成果を育成するように位置づけており、後述する「6.2 履修指導」で述べるカリキュラムマップやカリキュラムツリー、履修モデルなどを学生に示す。科目区分を設定することにより、学生がそれぞれの科目を学ぶ目的とその科目の位置付けについて容易に理解することができる。また、教員にとっては、修学指導をきめ細かく行い、かつ、科目担当の責任範囲を明確にする利点がある。

個人に適応したデバイスやシステムを造り出す人間情報分野と、安全で持続可能な環境設計や機能性素材を開発する環境デザイン分野の専門性を修得するための科目を専門群に配置しているが、この科目群で専門知識や技術を修得する前に、基礎群における「先端工学概論 I、II」で企業などでの社会実装の例などを学ぶとともに、人間情報分野と環境デザイン分野における基礎科目を学ぶことで、社会課題へのソリューションを意識しながら専門性を身につけることができると期待される。

5 教員組織の編成の考え方及び特色

5.1 教員組織の編成と基本的な考え方

人間情報分野と環境デザイン分野に係わる教育・研究を行うための教員組織を、生活工学共同専攻に所属する教員の再配置と新たに大学院担当となる教員、および、新規採用教員で編成する。新専攻の専任教員は、学内資源の再配置による 14 名(教授 8 名、准教授 3 名、講師 2 名、助教 1 名)に、新規採用教員 1 名(教授 1 名)を合わせて、図 4 に示す 15 名の専任教員を配置する。

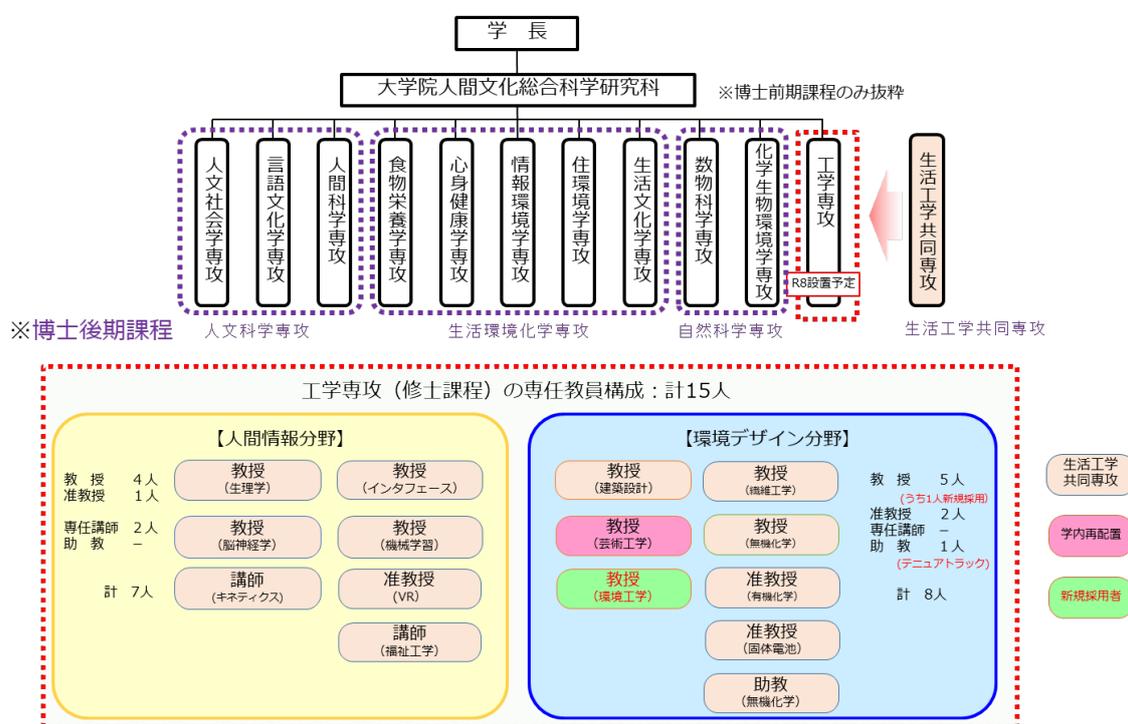


図 4 工学専攻の教員組織

人間情報分野では、デバイスで計測した人間からの情報を処理して個人に適応したモノやサービスを創出するための専門知識と技術に関する教育・研究を行う。このため、人間の生体機能の解明やヘルスケアを研究分野とする教員 3 名(教授 2 名、講師 1 名)と、デバイスを用いた情報処理やデータ解析を研究分野とする教員 4 名(教授 2 名、准教授 1 名、講師 1 名)の、計 7 名で編成する。

一方、環境デザイン分野では、安全で持続可能な住環境や社会環境を実現するための素材やデザイン創出するための専門知識と技術に関する教育・研究を行う。このため、芸術と都市建築のデザインを研究分野とする教員 2 名および環境人間工学を研究分野とする新規採用教員 1 名の教員 3 名(教授 3 名)と、応用化学を研究分野とする 5 名(教授 2 名、准教授 2 名、助教 1 名)の、計 8 名で編成する。

後述する「6.1 教育方法」で述べるように、それぞれの分野での教育研究上主要と認められる科目については、「6.1.5 教育上主要と認められる科目の担当」での表に示すように、分野を編成する専任教員がそれぞれ担当する。

5.2 教員の年齢構成

本専攻の専任教員 15 名のうち、教授が 9 名、准教授が 3 名、講師が 2 名、助教が 1 名である。専任教員の年齢構成については、完成年度(令和 10 年 3 月 31 日)時点で、30～39 歳が 2 名、40～49 歳が 4 名、50～59 歳が 5 名、60 歳～64 歳が 3 名、65 歳～69 歳が 1 名となっており、教育研究水準の維持向上、教育組織の持続性に問題はない構成となっている。

6 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

6.1 教育方法

工学専攻では、専攻の育成人材像のもと、エンジニアとして研究開発をする際に必要となる姿勢や倫理観を身につけるための「研究倫理・研究マネジメント」を必修科目とするとともに、エンジニア養成に必要な基礎科目を強化し、専攻全体でイノベーションにつながる工学の基礎を身に付けた工学系女性人材を育成する。また、デバイスやシステムを造り出す人間情報分野、あるいは、安全で持続可能な環境設計や機能性素材を開発する環境デザイン分野での高度な専門性を身に付けるための教育を行う。さらに、多様な人とコミュニケーションをとりながら協働する能力を身に付けさせるため、企業との協創を実施するための協創工学実習や異分野融合課題研究を設ける。このような一体的な大学院教育の上に、専攻の育成人材像のもと、入学後の学びとともに芽生える興味に応じた専門教育を行う。図5に科目相関図を示す。

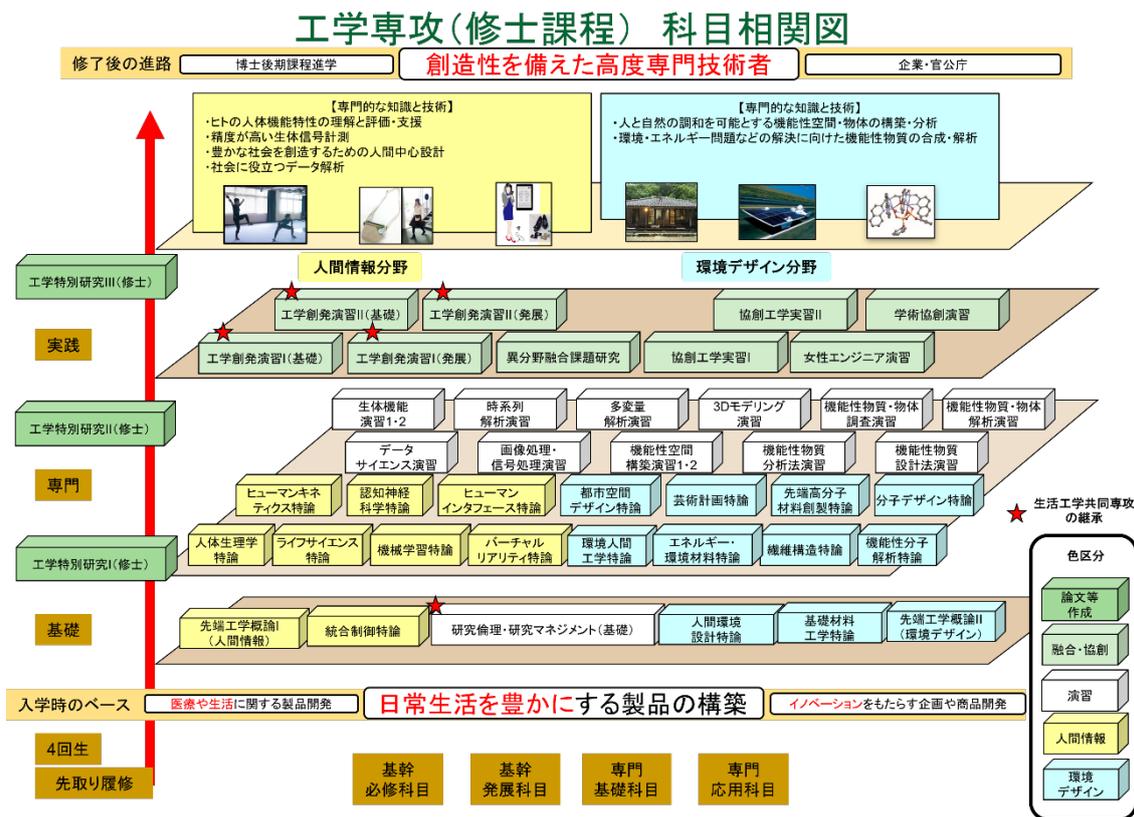


図5 工学専攻(修士課程) 科目相関図

【資料 11:「工学専攻(修士課程)カリキュラムツリー」参照】

6.1.1 基礎群

エンジニアとしての基礎に加えて、社会実装をする際に必要となる「倫理観」や「異分野の理解」

を培うために、工学専攻では基礎群を設定する。

専門知識や技術が社会にもたらす影響や責任なども考慮して、エンジニアとして研究開発をする際に必要となる姿勢を身につけるために、「研究倫理・研究マネジメント」を必修科目とする。また、人間情報分野と環境デザイン分野の融合を促進するために、それぞれの分野の基礎となる「統合制御特論」、「人間環境設計特論」、「基礎材料工学特論」などの基礎科目を設ける。さらに、社会課題へのソリューションを意識しながら専門性を身につけるために、企業などでの社会実装の例などを学ぶ「先端工学概論 I」、「先端工学概論 II」を設ける。

6.1.2 専門群

基礎群で修得する素養のもと、個人に適応したデバイスやシステムを造り出す人間情報分野と、安全で持続可能な環境設計や機能性素材を開発する環境デザイン分野での「専門知識」や「技術力」を培うために、工学専攻では専門群を設定する。

人間情報分野では、生体構造と機能を理解し、医療・福祉支援、生体と調和した材料や機器の開発をするために、「人体生理学特論」、「ライフサイエンス特論」、「ヒューマンキネティクス特論」、「生体機能演習 1・2」などの科目を設ける。また、計測・評価により得られた時系列データや画像等を分析し活用する機械学習やデータサイエンスの専門知識と技術を修得するために、「機械学習特論」、「データサイエンス演習」、「画像処理・信号処理演習」などの科目を設ける。さらに、人間と環境の特性を理解し、適切な情報空間のインタラクションを実現するために、「ヒューマンインタフェース特論」、「バーチャルリアリティ特論」などの科目を設ける。

環境デザイン分野では、環境・エネルギー問題の解決に貢献する分子センサーや蓄電池材料などの機能性材料の研究開発をするために、「分子デザイン特論」、「機能性分子解析特論」などの科目を設ける。また、ウェアラブルデバイス用の導電性繊維や各種部材などの機能性物体の研究開発をするために、「繊維構造特論」、「エネルギー・環境材料特論」、「先端高分子材料創製特論」などの科目を設ける。さらに、環境負荷が小さく、Quality of life を向上させる自然環境や都市空間を含む機能性空間の研究開発をするために、「都市空間デザイン特論」、「芸術計画特論」などの科目を設ける。

なお、3D CAD やレンダリング、温熱や光などの環境・空間計画等の専門知識を修得するための「3D モデリング演習」、「環境人間工学特論」、「機能性空間構築演習 1・2」などの科目は、人間情報分野と環境デザイン分野の両分野で必要な科目であり、この両分野の融合を通じた研究開発を促進するための科目として設ける。

6.1.3 実践群

社会へ及ぼす影響なども考慮しながらチームで協働し、イノベーションに必要な多角的な視点に基づき、異分野融合と企業との協創を通じて研究開発を行う際に必要となる「協創力」や「波及力」を培うために、工学専攻では実践群を設定する。

企業・研究所等における研究・開発に参加し、ディスカッションを行うことで協創力を身につけ、

工学的研究の社会に対する波及効果について学ぶために、「協創工学実習Ⅰ」、「協創工学実習Ⅱ」を設ける。また、ワークショップ等への参加を通じてマネジメント能力を養成するために、「女性エンジニア演習」を設ける。さらに、異分野との活動・研究発表を通じ、分野横断的な研究の推進能力、論理的説明能力を修得するために、「異分野融合課題研究」、「工学創発演習Ⅰ(基礎)」、「工学創発演習Ⅱ(基礎)」、「工学創発演習Ⅰ(発展)」、「工学創発演習Ⅱ(発展)」、「学術協創演習」を設けるとともに、「工学創発演習Ⅰ(基礎)」、「工学創発演習Ⅱ(基礎)」は必修科目とする。

6.1.4 論文等作成群

上記の科目群で修得する専門知識や技術に基づく研究開発の成果を社会に還元する能力を培うために、工学専攻では論文等作成群を設定する。「工学特別研究Ⅰ(修士)」、「工学特別研究Ⅱ(修士)」、「工学特別研究Ⅲ(修士)」を通じて、修士論文の作成と発表を行う。

6.1.5 教育上主要と認められる科目の担当

専門知識や技術を修得するために教育研究上主要と認められる科目については、下記の表に示すように、各分野の専任教員が担当する。このため、本専攻が目指す人材を養成する上で必要となる専門知識や技術を体系的に修得できる体制等は整備されていると考える。

表「専任教員担当科目一覧」

	人間情報分野	分野共通	環境デザイン分野
論文等作成群		工学特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(修士)	
実践群		工学創発演習Ⅰ・Ⅱ(基礎) 工学創発演習Ⅰ・Ⅱ(発展) 異分野融合課題研究 女性エンジニア演習 協創工学実習Ⅰ・Ⅱ 学術協創演習	
専門群	ヒューマンインターフェース特論 バーチャルリアリティ特論 データサイエンス演習 時系列解析演習 機械学習特論 多変量解析演習 ライフサイエンス特論 画像処理・信号処理演習 生体機能演習Ⅰ・Ⅱ 人体生理学特論 ヒューマンキネティクス特論 認知神経科学特論	3Dモデリング演習 環境人間工学特論 機能性空間構築演習Ⅰ・Ⅱ	都市空間デザイン特論 芸術計画特論 繊維構造特論 分子デザイン特論 先端高分子材料創製特論 エネルギー・環境材料特論 機能性分子解析特論 機能性物質設計法演習 機能性物質分析法演習 機能性物質・物体調査演習 機能性物質・物体解析演習
基礎群	先端工学概論Ⅰ(人間情報) 統合制御特論	研究倫理・研究マネジメント(基礎)	先端工学概論Ⅱ(環境デザイン) 人間環境設計特論 基礎材料工学特論

6.2 履修指導

6.2.1 履修モデル

本専攻では、入学者の興味・関心や基本的素養、将来の進路等を考慮した履修モデルを設定する。これにより、必修科目以外の科目を履修する際に、ガイダンスと個別指導により効率的・効果的な学修を促す。分野に応じて必要となる科目の履修をサポートするために、学期ごとに学生と面談を行い、それぞれの分野の履修モデルを学生に提示するとともに、「4.1.1 教育課程の編成の考え方」で示したカリキュラムマップやカリキュラムツリー、履修モデルなどを活用して指導や助言を行う。以下に、人間情報分野と環境デザイン分野での履修モデルの趣旨、履修科目、育成人材像を示す。なお、資料 12「履修モデル」では、両分野を積極的に融合して教育開発を行う場合の履修モデルも示す。

【資料 12:「履修モデル」参照】

(ア)人間情報分野

人間情報分野の履修モデルを選択する学生は、人体を生理学的に理解し、そこから得た知識を活用した新しい技術や装置の創出に関心を示し、生体情報を活用するために必要となる計測技術や、計測したデータの処理とその応用に関心を持つと考えられる。このタイプの学生には、ライフサイエンス特論、認知神経科学特論、生体機能演習1、機能性物質分析法演習、などの医療機器やバイオセンサーに関する科目や、機械学習特論、データサイエンス演習、画像処理・信号処理演習などの機械学習やデータサイエンスに関する科目を履修させる。

これらの科目を中心に履修することにより、人間が関わるとどのような応用技術を扱う場合にも必要となる、ヒトの特性と機能に関する深い理解を有し、生体情報を収集・処理・分析し、そこから得られる結果を活用して機器を自ら創り出すとともに、収集したデータの処理・分析をこなし、そこから得られる結果を活用して新たなシステム開発を行える人材となることを目指す。修了後の進路とキャリアパスとしては、QoL と健康寿命延伸に貢献する研究開発職、ヘルスケア機器メーカーや医療機関等、情報関連企業などでの研究開発や技術営業、博士課程への進学等を想定している。

(イ)環境デザイン分野

環境デザイン分野の履修モデルを選択する学生は、現代社会の環境問題と住環境などのデザインに興味を持ち、住環境などの社会環境のデザインに加えて、使用可能な技術やシーズの観点から提案されるモノやサービスに対する人間や社会の受け止めなどの心理的・社会的なことにも関心を示し、「何を作れば」良いのかという観点からより安全で持続可能な住環境や社会環境の創出に興味を持つと考えられる。このタイプの学生には、エネルギー・環境材料特論、機能性物質分析法演習、機能性物質設計法演習など、持続可能な環境を実現するために必要な高機能素材の創出に関する科目や、環境人間工学特論、都市空間デザイン特論、機能性空間構築演習、などの都市や建築などの環境に関する科目を履修させる。

これらの科目を中心に履修することにより、より安全で持続可能な住環境や社会環境の創出に

関わるどのような応用を扱う場合でも必要となる、人間の心理的・社会的な要因に関する深い理解と、環境物質や素材と環境デザインに関する知識と技術を有し、日常生活や社会を安全で持続可能にするために有用な事物や環境改善を行える人材となることを目指す。卒業後の進路とキャリアパスとしては、環境系コンサルタント、住宅メーカー、都市・建築・環境に関連する公務員やデザイナー、化学・素材メーカーの研究開発職等、サイエンス・コミュニケーター、博士課程への進学等を想定している。

6.2.2 授業科目のナンバリング

学位プログラムとして体系化された教育課程であることを示し、カリキュラムにおける個々の授業科目の位置付けや水準を明確にすることで、学生に対して、教育目的に沿った知識や能力が身についていくのかを明確にし、学修に対する意識と意欲の向上を図るため、科目群ごとの個別番号、開講形態、対象学年で構成する授業科目のナンバリングを行う。

6.3 研究指導の方法

入学してからの学びと興味・関心に応じて専門性を獲得できるよう、1年生全員が参加する入学時ガイダンスにおいて履修モデルの説明を行う。また、人間情報分野と環境デザイン分野を融合した研究を促進するために、主指導教員に加えて、少なくとも1名の異分野の教員を副指導教員としてそれぞれの学生に割り当てる。指導教員は研究のディスカッションや面談を通じて修学指導や生活指導、各種相談等を行う。この際、専門性を獲得する履修計画をたてるために必要な情報(履修モデル、教育内容、教育課程や主な就職先等)について説明するとともに、学生の疑問にも応える。

1年次の年度当初のガイダンスにおいて、入学時に決定する主指導教員と相談しつつ、研究分野や内容を決定する。また、少なくとも1名の異分野の教員を副指導教員として決定し、研究方針に基づいた2年間の履修科目や研究計画の概要を纏める。後期開始時のガイダンスにおいては、研究分野や内容の確認と履修状況確認を行い、当初の計画を修正・推進する。また、適切な時期に研究進捗状況に関して主指導教員及び副指導教員に中間報告を行う。

2年次の年度当初ガイダンスにおいて、主指導教員及び副指導教員と1年次に定めた研究計画について確認を行い必要な修正を行う。2年次にも主指導教員・副指導教員に対して中間報告を行い、研究計画の状況を確認し、論文完成に至るまでのディスカッションを行う。

学位論文審査

規定された期間以上在学し、所定の授業科目の単位を修得し、定められた要件を満たした者は、学位論文の審査を申請することができる。2月頃に公聴会を実施し、修士論文の審査を行う。修士論文は主指導資格を持った教員を主査とする審査委員会で審査され、その結果を研究科教授会に報告する。研究科教授会の工学系分科会は、その報告に基づいて学位を授与すべきか否かを審議し、学長に報告する。

6.4 修了要件

修士課程は、同課程に2年以上在学し、授業科目について所定の単位数を修得し、必要な研究指導を受け、最終審査に合格した者に修士(工学)もしくは修士(学術)を授与する。

本専攻の修了要件単位数は、基礎群、専門群及び実践群から必修科目(研究倫理・研究マネジメント(基礎)、工学創発演習Ⅰ(基礎)、工学創発演習Ⅱ(基礎))を含め18単位以上、並びに論文等作成群から12単位の合計30単位以上とする。併せて、必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。

6.5 倫理審査体制

奈良女子大学では、同大学における倫理及び人権問題に係る啓発、教育等に関し審議・実施することを目的に、「奈良女子大学 研究者行動規範」、「奈良女子大学における人を対象とする研究に関する倫理規程」、「奈良女子大学における研究上の不正行為の防止等に関する規程」を定めるとともに、研究倫理審査委員会ならびに疫学研究倫理審査委員会を設置している。工学専攻における研究教育についても、各種倫理指針に基づいて実施するため、研究実施の可否に関しては、倫理審査委員会の判断に基づいて決定される。教育研究の実施に際しては、人を調査研究対象とする場合や、実験動物を用いる場合、野生生物を調査研究対象とする場合など、研究倫理と深く関わる場面が少なくない。また、近年の研究不正や研究者の利益相反は、社会的にも関心の高い倫理的な問題である。このため、専門知識や技術が社会にもたらす影響や責任なども考慮して、エンジニアとして研究開発をする際に必要となる姿勢を身につけるために、「研究倫理・研究マネジメント」を必修科目とする。

本学には、疫学研究倫理審査委員会、組換えDNA実験安全委員会、研究倫理審査委員会、ならびに、動物実験施設運営委員会が設置されており、具体的な倫理審査に関しては、これら既存委員会と関わる各規程に従う。学生の研究実施に際しても、これらの委員会の中から適切なものを選び、倫理審査を受けるものとする。

【資料 13:「奈良女子大学研究者行動規範」参照】

【資料 14:「奈良女子大学における人を対象とする研究に関する倫理規程」参照】

【資料 15:「奈良女子大学における研究上の不正行為の防止等に関する規程」参照】

7 施設、設備等の整備計画

7.1 校地、運動場の整備計画

本学は、近鉄奈良線の起点となる近鉄奈良駅から徒歩約 5 分で、駅から至近に位置する。大学キャンパスの校舎敷地は 66,081 m²で教育・研究のために十分な面積を有している。このキャンパス内には申請時 4 学部(文学部、理学部、生活環境学部、工学部)と 1 研究科(人間文化総合科学研究科)が設置されており、令和 6 年 5 月 1 日現在 2,126 人の学部生と 494 人の大学院生が在籍している。

運動施設については、キャンパス内に運動場(10,179 m²)と体育館(1,822 m²)、テニスコート 3 面、弓道場が併設されており、正課及び課外活動等に利用している。

本学部の校地、運動場についてはこれらの既存の校地等を利用する。

7.2 校舎等施設の整備計画

授業等に必要な講義室や演習室は、既存の全学共通施設を確保し、他専攻と調整のうえ効率的に活用する。また、令和元年度には理学系 G 棟にある教育用電子計算機室を理工系教育に共同利用することを想定し更新を行った。さらに令和元年度補正予算として措置された学術情報センター第 II 期改修(旧情報処理センター)及び ICT 教育設備の整備を進め、本学部のカリキュラムの拠点のひとつとして活用する。

上記全学共通施設以外に本専攻独自の施設として、工学部で使用している既存の医工学・環境工学・物理化学用の各種実験室、アクティブラーニング室、精密加工室、金属加工室、多目的加工室などを活用する。

7.3 図書等の資料及び図書館の整備計画

奈良女子大学学術情報センターは、令和 7 年 3 月 1 日現在、蔵書約 60 万冊、雑誌約 1.9 万種(電子ジャーナルを含む)を有している。データベースは、新聞記事データベースである聞蔵 II・日本の百科事典や辞書等を収録した Japan Knowledge 等を提供しており、視聴覚資料は、語学教材・DVD を中心に約 1 万点を整備している。

平成 25 年度に自動書庫を導入し、平成 26 年度から本格稼働しており、蔵書収容能力強化と利用者の利便性向上を図っている。

また平成 27 年度には耐震改修工事を行ない、1 階のラーニングcommonsには、座席約 60 席に加え、パソコン、電子黒板等を設置し、ディスカッションやグループワークによる自主的な学習が行えるアクティブゾーンとして活用されている。また 2 階閲覧室は座席約 125 席を配置し、静かな環境で学習に取り組む従来型の図書館の機能を備えたサイレントゾーンとして、利用者の学習スタイルによるゾーニングが実現されている。

図書館連携については、平成 21 年度より開始した奈良県立図書情報館の資料の無料取り寄せ、

及び同館で利用者が借りた資料を学術情報センター経由で返却できる遠隔地返却サービスを現在も継続しており、本学で不足する資料の利用や利便性向上に役立っている。平成 24 年度に締結した奈良県内国立 3 大学図書館間の連携協力協定により、奈良教育大学・奈良先端科学技術大学院大学で、本学学生・教職員も資料の貸出を受けることが可能となり、相互利用を行っている。また平成 26 年度より国立国会図書館デジタル化資料送信サービスに参加し、国立国会図書館がデジタル化した資料のうち図書館間送信資料をセンター内で閲覧・複写できるようになった。

8 基礎となる学部との関係

図 4 に示したように、大学院人間文化総合科学研究科博士前期課程は、人文社会学専攻、言語文化学専攻、人間科学専攻、食物栄養学専攻、心身健康学専攻、情報環境学専攻、住環境学専攻、生活文化学専攻、数物科学専攻、化学生物環境学専攻、生活工学共同専攻からなる 11 専攻によって編成されていたが、図 1 に示したように、本工学専攻の基礎となる学部は、令和 4 年 4 月に設置した工学部であり、教育課程の編成や教員組織の編成も、設置済みの工学部を基礎としている。本専攻の専任教員は、全員が工学部工学科の担当教員でもあり、学生は学部での専攻分野を大学院においても継続し、さらに深化することが可能である。また、修士(工学)の学位の基礎となる分野は、工学部と同様に人間情報分野と環境デザイン分野であるが、一体的な大学院教育を行うためにひとつの専攻として設置する。さらに、「9 入学者選抜の概要」で述べるように、学部入試と同様に、ひとつの専攻として入学者選抜を実施する。

なお、工学専攻の基礎となる他の学部としては、一般に、理学系、情報系などの理系学部が想定される。理系学部では修士課程への進学が一般的であり、工学分野の先進的な企業は、修士号を持つエンジニアを採用するものと予想される。このため、本学の理学部や生活環境学部でエンジニアを志向する一部の学生は、工学専攻を進学先の候補にすると考えられる。

9 入学者選抜の概要

9.1 学生受け入れの方針

【求める学生像】

工学専攻では、人と自然が調和した豊かな社会を実現するために、高度な専門能力、ならびに異分野への理解力と高い倫理感を兼ね備えつつ、時代の流れに即した科学技術の発展に資する人材の育成を目指す。上記の理念に基づき、工学専攻のディプロマ・ポリシーである「主体性、専門性、社会性」をそれぞれさらに細分化した学修成果を修得するためのカリキュラム・ポリシーに基づいて配置する科目を履修できる能力を備えた、次のような入学者を求める。

- ・工学専攻が掲げる理念に共感し、これを実現しようとする意欲を有する人
- ・専門分野において課題を設定、解決するのに必要な基礎知識を有し、それを踏まえた論理的思考力を有する人
- ・自分の専門分野のみにとらわれず、異分野の理解に努め、互いに協力して科学技術の発展に取り組む意欲に満ちた人
- ・自らが国際社会の一員であることの自覚を持つ人

9.2 入学者選抜の方法

上記の【求める学生像】で示す能力等を有する人を多面的・総合的に評価するため、以下の方法により選抜する。【求める学生像】では、「高度な専門能力」や「論理的思考力」を重視しているため、それに対応する形で全ての選抜方法において筆記試験と口述試験を実施し、基礎学力を評価する。また、多様な人材の受け入れる方針に沿い、一般選抜に加えて、社会人を対象とする特別選抜や、外国人留学生を対象とする特別選抜、6年一貫教育プログラム履修生を対象とする特別選抜を設ける。さらに、「国際社会の一員としての自覚」や「異分野への理解力」を求めるため、すべての選抜で英語力(TOEFL もしくは TOEIC)を評価し、外国人留学生特別選抜では日本語能力の確認も可能とする。

【一般選抜】

大学で修得しておくべき専門の基礎学力と大学院の専攻において学ぶ上で必要となる基礎学力を評価するための筆記試験と口述試験、ならびに英語(TOEFL もしくは TOEIC)を総合的に判断して可否を判定する。

【社会人特別選抜】

大学で修得しておくべき専門の基礎学力と大学院の専攻において学ぶ上で必要となる基礎学力を評価するための筆記試験と口述試験、ならびに英語(TOEFL もしくは TOEIC)を総合的に判断して可否を判定する。本選抜は大学卒業等の修士課程への出願資格取得後、2年以上の社会経験(社会経験の内容は不問)を経た女子に限る。

【外国人留学生特別選抜】

大学で修得しておくべき専門の基礎学力と大学院の専攻において学ぶ上で必要となる基礎学力を評価するための筆記試験と口述試験、ならびに英語（TOEFL もしくは TOEIC）、ならびに任意で提出された日本語能力確認書類を総合的に判断して可否を判定する。

【6年一貫特別選抜】

大学で修得しておくべき専門の基礎学力と大学院の専攻において学ぶ上で必要となる基礎学力を評価するための筆記試験と口述試験、英語(TOEFL もしくは TOEIC)、ならびに研究希望調書を総合的に判断して可否を判定する。

9.3 入学者選抜の体制

選抜にあたっては、入学試験委員会で入試を統括する体制で、適正かつ円滑な実施を図る。

可否判定については、研究科教授会の工学系分科会で審議し、学長が決定する。

入学試験委員会については、学長、副学長(企画・入試・国際化推進担当)、学部長、人間文化総合科学研究科長、事務部長、高等教育・研究センター入試開発部門長、保健管理センター所長、各学部の担当教授(兼ねて人間文化総合科学研究科博士前期課程及び博士後期課程(生活工学共同専攻を除く)担当であること。)のうちから2名、人間文化総合科学研究科生活工学共同専攻の担当教授のうちから1名をもって組織し、委員長は学長が務める。

9.4 長期履修学生制度

本学では、職業を有している、あるいは育児、長期介護、病気等により、一般の学生に比べて研究活動・学習活動への時間数が限られて標準の修業年限(修士課程2年)で修了することが困難な学生を対象に、標準修業年限を超えて計画的に履修して課程を修了することを認める長期履修学生制度を導入している。

長期履修学生として認められた場合、一般の学生とは異なり、修学年数に関係なく、標準の修業年限(修士課程2年)分の授業料で修学することができる。

9.5 大学院設置基準第14条による教育方法の特例措置

大学院設置基準第14条の特例に基づき、入学時又は入学後において学業に専念できない事情を有する者に対して、教育上特別の必要があると認められる場合で、かつ、受入側である専攻の事情や教育環境が許す場合には、夜間その他特定の時間又は時期(夏季休業など)において履修指導や研究指導を行う。

10 管理運営

本学では、「奈良女子大学教授会規程」及び「奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科教授会規則」の規定に基づき、大学院人間文化総合科学研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)を設置している。また、大学院全体に及ぶ事項で研究科教授会から委任を受けた事項について審議する代議員会、博士前期課程の各専攻に関わる事項を学系ごとに審議する分科会を設置しており、工学専攻には工学系分科会を設置する予定である。

代議員会及び分科会は概ね月1回を基本として開催し、必要な事項について審議を行う。事務を担当する事務組織は、事務局学務課とする。

上記の研究科教授会、代議員会、分科会の構成員は、以下のとおりとする。

研究科教授会： 研究科教授会は、人間文化総合科学研究科長(以下「研究科長」という。)及び研究科担当の教授をもって組織する。なお、研究科教授会が必要と認めたときは、研究科担当の准教授、講師及び助教を加えることができる。

代 議 員 会： 代議員会は、研究科長、研究科選出の評議員、博士前期課程の分科会長及び博士後期課程の各専攻長、博士前期課程の各分科会及び博士後期課程の各専攻(生活工学共同専攻を除く。)から選出された教授各 1 名、その他代議員会が必要と認めた者をもって組織する。

分 科 会： 分科会は、各専攻長及び各専攻を担当する教員をもって組織する。

前述の研究科教授会が取り扱う主な審議事項は以下のとおりとする。

- (1) 学生の入学, 卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 上記のほか、教育に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

前述の代議員会及び分科会が取り扱う主な審議事項は以下のとおりとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与その他学位に関する事項
- (3) 博士前期課程及び後期課程の専攻, コース・講座の設置廃止に関する事項
- (4) 教育及び研究に関する施設の設置廃止に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する事項
- (6) 教員の授業担当及び研究指導に関する事項
- (7) 非常勤講師の選考に関する事項
- (8) 各種委員会委員の選出に関する事項
- (9) 学生の進学, 退学, 休学, 転学, 転専攻, 除籍及び懲戒等に関する事項

- (10) 研究科の規程の制定改廃に関する事項
- (11) 予算に関する事項
- (12) その他研究科に関する重要な事項

11 自己点検・評価

11.1 全学の自己点検・評価

本学では、学校教育法第 109 条に則り、全学的な自己点検・評価について、学則第 3 条において、「その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」ことを定めている。

また、「奈良国立大学機構の内部質保証に関する基本方針」において、内部質保証に関する最高責任者を理事長、最高責任者を補佐し大学における内部質保証に関する業務を実質的に統括する統括責任者を学長と定め、各大学レベルでは教育研究評議会を内部質保証の統括機関としている。併せて、学部・研究科及びセンター等からの自己点検結果、改善計画を取りまとめる組織として奈良女子大学評価企画室を設置し、室長を副学長(企画・入試・国際化推進担当)、室員を教育研究評議会評議員として構成している。

学部・研究科等の各部局においては、教育課程ごとに、三つの方針(卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針)やその設置目的に即して、教育研究活動を点検・評価する。その結果は、部局で定める質保証に責任を有する委員会等が取りまとめ、部局がその目的に基づいて教育研究活動を適切に行い成果に繋げているかの有効性の検証を行い、必要に応じて改善計画を策定し評価企画室に報告する。

自己点検評価結果及び外部評価については、各中期目標・中期計画期間中に全学の自己点検評価報告書をまとめ、Web サイト等を通じて学外に公表するとともに、外部評価として独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構の大学機関別認証評価を受け大学教育・研究・運営の改善及び改革に努めている。

11.2 大学院人間文化総合科学研究科の自己点検・評価

大学院人間文化総合科学研究科では、中期目標期間における全学的な方針である「奈良国立大学機構の内部質保証に関する基本方針」と、「奈良女子大学自己点検評価実施要項」に基づく本研究科内の自己点検・評価を行う組織として、大学院評価委員会を設置する。評価委員会委員は博士後期課程の専攻長と前期課程担当教員から選出し、大学院選出の評議員が統括者となり全学の評価企画室との連携をとる。

自己点検評価作業の実施項目は、以下のとおり大きく教育と研究に大別している。

教育活動については、

- ① 教育の実施体制(研究科の運営体制、教員等の配置状況等)
- ② 教育の内容及び方法(ディプロマ・ポリシーと成績評価・単位認定・修了認定の状況、カリキュラム・ポリシーと教育課程、授業形態・学習指導法の整備状況、ミッションの再定義で明示された強みを生かした教育の推進状況等)
- ③ アドミッション・ポリシーに沿った学生の受け入れ(入学者選抜、入学者数等)

- ④ 教育の内部質保証(内部質保証に係る体制、教育状況の実態調査、質保証に関する評価等)
- ⑤ 教育目標に照らした学習成果の状況(出口調査)
- ⑥ 教員等の研修・資質向上の取り組み(FD活動)
について自己点検作業を行う。また研究活動については、
 - ① 研究の実施体制(研究の支援・推進体制、研究活動に関する施策、研究活動の現状と改善等)
 - ② 研究の内容と評価(研究活動の実施状況、研究活動の質、研究活動に対する社会・経済・文化面からの評価、ミッションの再定義で明示された強みを生かした研究推進等)
について、各専攻及び学系で自己点検評価を実施する。

12 情報の公表

本学に関わる最新の基本的な情報は、下記の大学 Web サイトから随時公表している。

奈良女子大学ホームページ(トップページ)

<http://www.nara-wu.ac.jp/>

併せて、年度毎に奈良女子大学案内(Campus Guide)及び大学院案内を作成し、データの公開と冊子体の配布により積極的に本学に係る情報を公表している。また入試・入学情報については、上記ホームページからリンクする該当のページで適宜公表するとともに、学生募集要項として冊子体を作成・印刷し、配布している。

さらに、教育研究活動の状況に関する情報の公表にかかる以下の項目については、それぞれに記載の Web サイトに掲載している。

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/intro/purpose/index.html>

イ 教育研究上の基本組織に関すること

・大学運営・教育研究上の基本組織

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/intro/management/index.html>

・学部・大学院の構成

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/intro/organ/index.html>

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位および業績に関すること

・教員組織・教員の数

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/intro/organ02/index.html>

・各教員が有する学位および業績

<http://koto10.nara-wu.ac.jp/scripts/websearch/index.htm>

エ 入学者に関する受入れ方針および入学者の数、収容定員および在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数および就職者数その他進学および就職等の状況に関すること

・入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)

<http://koto.nara-wu.ac.jp/nyusi/ukeirehosin.html>

・入学者の数

http://koto.nara-wu.ac.jp/j-kouhyou/data_nyugaku.htm

・収容定員と学生数

http://koto.nara-wu.ac.jp/j-kouhyou/data_gakusei.htm

- ・卒業・修了生の進路状況

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/intro/about/pdf/27-28.pdf>

- ・卒業・修了生の就職状況

<http://koto.nara-wu.ac.jp/syusyoku/syusyoku.htm>

オ 授業科目、授業の方法および内容並びに年間の授業の計画に関すること

- ・開講科目のシラバス

<http://koto.nara-wu.ac.jp/kym2003/syllabussearch.html>

カ 学修の成果に係る評価および卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

- ・卒業・修了要件

<http://koto.nara-wu.ac.jp/gakusei/youken.html>

- ・成績評価に関する規程

http://koto.nara-wu.ac.jp/kitei_file/120010010100.pdf

- ・開講科目の成績評価基準(シラバス)

<http://koto.nara-wu.ac.jp/kym2003/syllabussearch.html>

キ 校地・校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- ・キャンパスの概要

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/intro/access/photo/index.html>

- ・課外活動の状況

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/life/club/index.html>

- ・課外活動等で使用できる施設

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/life/facility/index.html>

- ・本学へのアクセス

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/intro/access/map/index.html>

ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

- ・授業料等

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/fees/tuitionfees/index.html>

- ・学生寄宿舍の寮費

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/life/lodging/dormitory/index.html>

- ・大学施設の利用料等

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/fees/facilities/index.html>

ケ 大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援に関すること

- ・入学料免除・授業料免除

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/scholarship/exemption/index.html>

・相談体制

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/campuslife/life/trouble/index.html>

コ その他

・学部・学科等の設置計画に関する情報

http://www.nara-wu.ac.jp/reformation_info/H26kaiso/rikoujoukyou.html

・自己点検・評価報告書

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/intro/institute/article22/index.html#hyoka>

・認証評価の結果

<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/intro/institute/article22/index.html#hyoka>

13 教育内容等の改善を図るための組織的な取り組み

13.1 全学的な取り組み

FD 活動及び SD 活動については、「奈良国立大学機構の内部質保証に関する基本方針」において、「教職員は、自己研鑽を行うように努めるとともに、各種研修への参加、FD 活動及び SD 活動の活用、教員評価等による検証によって、能力の保証と開発に努める。」と規定されている。

上記の基本方針を踏まえ、SD 活動については、分野別研修などを各事務担当課・室により実施している。また、全事務職員を対象とした能力向上と育成を行うため、階層別研修やeラーニング研修等の自己啓発など計画的な研修を実施している。

全学的な FD 活動では、副学長(教育・附属学校担当)を委員長としたファカルティ・ディベロップメント推進委員会において全学的な教育課題等に関する内容を中心に FD を実施し、また部局の FD 活動では、部局ごとの特性に応じた教育課題を取り上げて FD を実施している。具体的には、学生を対象とした授業評価アンケート等の結果の活用や、FD 研修会などを毎年度実施しており、これらの活動を通じて全学的な教育課題等に関する啓発や、課題の共有が図られ、カリキュラム、シラバス、教育手法、成績評価方法等の改善につながっている。

13.2 大学院人間文化総合科学研究科の取り組み

大学院人間文化総合科学研究科では、全学的な FD 活動を踏まえ、学部内の FD に関する企画・実施を担う組織として、大学院 FD 委員会を設置する。

大学院 FD 委員会は、教務委員会と連携を図りつつ、学生や授業担当教員を対象とするアンケート調査等の分析結果に基づく、教育方法や、授業評価方法などの改善に向けた FD 活動を実施する。

国立大学法人奈良国立大学機構 奈良女子大学
大学院人間文化総合科学研究科 工学専攻

設置の趣旨等を記載した書類 添付資料(別紙)

	目次	ページ
資料 1	養成する人材像への企業からの意見（抜粋）	2
資料 2	産業界から求められる工学系人材像	3
資料 3	奈良国立大学機構の経営方針	4
資料 4	奈良女子大学における工学部	8
資料 5	奈良女子大学の工学専攻	9
資料 6	生活工学共同専攻（博士前期課程）の募集停止（予定）について	10
資料 7	工学専攻のディプロマ・ポリシー	11
資料 8	奈良女子大学の工学専攻の特色と波及効果	12
資料 9	企業連携事業「女性エンジニア養成ワークショップ」	13
資料 10	工学専攻（修士課程）カリキュラムマップ	14
資料 11	工学専攻（修士課程）カリキュラムツリー	16
資料 12	履修モデル	18
資料 13	奈良女子大学研究者行動規範	24
資料 14	奈良女子大学における人を対象とする研究に関する倫理規定	26
資料 15	奈良女子大学における研究上の不正行為の防止等に関する規程	35

養成する人材像への企業からの意見(抜粋)

修士	異分科理解	技術力・知識	協創力	波及力
企業からの意見	<p>ダイバーシティについての感性</p> <p>研究領域に捕らわれない</p> <p>人間情報、環境デザインの両分野を融合した知識</p> <p>前例がない新しい取り組みに価値</p>	<p>基礎知識+専門性</p> <p>現実の現象をモデル化できる</p> <p>人工知能関連分野</p> <p>高度な専門的知識を理解</p>	<p>周りと協力して物事を成し遂げることが出来る</p> <p>他者と協働</p> <p>大規模プロダクト開発のための関係者コミュニケーション</p> <p>課題解決につながる提言を他人に説明できる説明力</p>	<p>自身の考えを整理して発信する能力</p> <p>今ある情報を足掛けに、自らの働きかけで周囲を巻き込み、課題解決に一步踏み出す力</p> <p>工学と現実の建物や人の生活の関連について理解し、説明できる能力</p>

博士	未踏分野への挑戦	課題発見・解決力	協創力	波及力
企業からの意見	<p>指導教員の専門の延長でない論文を書ける博士</p> <p>専門外に挑戦</p> <p>チャレンジをいとわない</p> <p>前例がない新しい取り組みに主体的に課題を発見</p>	<p>潜在的課題や解決が必要とされる課題を見つけ、解決策を示す</p> <p>社会的背景から重要な課題を見つけ出す能力</p> <p>多様・複雑な環境下の課題解決力</p> <p>課題形成に関する知識</p>	<p>社会と関わることに興味</p> <p>専門技術を使う場面や社会、課題は何かも的確に把握</p> <p>学外研究者との交流を通して新規性と独創性を検証</p> <p>高度専門的知識を持つ人材と議論できる知識</p>	<p>社外連携にも前向き</p> <p>研究成果の応用が実社会へもたらす便益を自身で納得感を持って説明</p> <p>国際的に研究者との共同研究や発表</p> <p>高度な専門知識を他人に分かり易く伝えられる能力</p>

産業界から求められる工学系人材像

修士

- 知識
 - 基礎+専門性
 - 例) 数理や力学に基づくモデル化
 - 技術
 - 例) データ処理
- 能力(姿勢)
 - 自身で調べて理解
 - 課題を完遂した経験
 - → 実績に基づく自信



- 課題を完遂できる**専門性**

発展 →

博士

R5.2月とR5.9月に実施した
企業アンケートでの要望

- 知識
 - 論文発表レベルの専門性
 - 学際的な知識での差別化
 - 技術
 - 例) AIやデータ分析
- 能力(姿勢)
 - 自立した研究者・技術者
 - 課題・テーマを見つけ出す
 - 他者(外部)との連携
 - **異分野**(専門外)への挑戦



- 新たな技術や知識の開拓

- 自身の専門 × **異分野**

- → 課題・テーマを自身で見つけ出す

複雑で変化が激しい時代に対応するためには、
自分野の**専門性**と異分野に対する**理解**のある人材が必要

奈良国立大学機構の経営方針

奈良から世界へ、古代から現代まで、
深い学びで、次代を拓く、
多様な人と文化の醸成拠点

ミッション

(国立大学法人が果たすべき社会的な役割)

- 多様性を包摂し、互いを尊重し高め合う社会の構築に向けて、「社会をリードする女性人材の育成」と「次代を牽引する教員養成」を進める。
- 文理統合的知性の涵養と高度な専門教育により、総合知を持つ人材を育成し、特色ある高度な学術研究を推進する。
- 開かれた大学として、国際的な知の交流を推進するとともに、教育と研究を通じて、地域と社会に貢献する。

ビジョン

(国立大学法人の長が当該法人のミッションを踏まえて描く、国立大学法人の中長期的な方向性や目指す姿)

- 奈良女子大学と奈良教育大学には、長年にわたり幅広い学問領域をカバーしながら、独自の教育と研究を進めてきた実績があり、こうした両大学が掲げてきた理念に基づいて大学運営に取り組む。その上で、
 - ① 両大学の規模が学際的な対話の推進に適していることを活かして、分野・組織の壁を越えた文理統合的視点の涵養と高度な専門教育を進める。
 - ② 奈良の豊富な文化資源の活用と多様な学術機関・自治体・産業界等との組織的な連携の構築、さらに、国際的な交流と研究の強化を通じて、奈良の魅力や強みを活かす学びと研究を実現する。これらを通じて、学生と教職員が、地域や社会の多様な人々とともに、学び合い、支え合い、高め合う組織を形成する。

奈良国立大学機構の経営方針

「奈良女子大学の基本理念」や「奈良教育大学の3つの柱」に掲げる教育研究等を充実させるために取り組む。

目 標

ミッションを踏まえて法人の長が描くビジョンを実現するため、具体的に達成を目指す水準。

戦 略

目標を達成するために推進すべき計画・方策。

教育・研究

今日的課題に応え、未来を拓く 人材育成の基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・学問の面白さと奥深さを感じることができる「学問祭」の開催。 ・両大学による講義「奈良と教育」や科学史などの歴史に関する学修の充実。 ・すべての学生が、数理・情報・データサイエンスやAIの基礎的なスキルを修得。
教育研究資源の共有による 学びと研究の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・両大学を通じた教養教育や教員養成等に関する連携の推進。 ・両大学の教員・研究者による分野・組織を越えた協働体制の構築。 ・両大学のそれぞれの特長を活かした大学院教育の連携の構築。 ・研究機器の共同利用とその活用知識の共有を通じた研究資源の有効活用。
時代の要請に応える 教育研究の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・若手研究者、女性研究者・教員の採用など多様性ある組織の形成。 ・教育研究の継続性に配慮しつつ、時代の要請に応える教育研究組織の不断の見直し。 ・国際的な共同研究の推進。

地域連携と 国際化・ 国際連携

地域の文化・学術、自治体、産業界等 との教育研究資源の互恵的活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自治体・産業界等との組織的な連携を構築し、人材の養成と輩出、地域の課題解決に貢献。 ・「奈良カレッジズ」を通じて、地域の豊かな文化・学術資源を教育研究に活用。 ・「異分野交流プロジェクトNU cross」により、自治体や産業界等との連携推進。
国際交流と地域活性化をつなげる 「国際キャンパス奈良」の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・両大学がグローバルな視点で教育研究と大学運営を進めるための体制構築。 ・留学生の受入・派遣の推進と国際交流の推進。 ・すべての学生を対象とする国際交流体験プログラムを通じた国際理解・異文化理解の推進。

附属学校園

附属学校園の魅力向上と特色化	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校園のミッション・ビジョンの明確化。学校園間の連携とその成果の公表。 ・教育大の附属幼稚園の「こども園化」と幼小中を一体でとらえる構想の推進。女子大の附属学校園は「自由」と「協働」の学びを特色とする教育法の発展。
----------------	--

ガバナンス

ガバナンス強化	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局の一本化、迅速な業務処理と意思決定のため情報インフラの統一化。 ・経営戦略の推進のためIR機能の強化と、職員の働き方改革の推進。
多様な外部人材と 外部資金の戦略的確保	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーボードによる助言や、「友の会」の設立による開かれた大学運営。 ・外部資金受入増加のためのファンドレイジング強化。

奈良女子大学の基本理念と教育・研究目標

【基本理念】

- 理念1 男女共同参画社会をリードする人材の育成 ー女性の能力発現をはかり情報発信する大学へー
- 理念2 教養教育、基礎教育の充実と専門教育の高度化
- 理念3 高度な基礎研究と学際研究の追究
- 理念4 開かれた大学 ー国際交流の推進と地域・社会への貢献ー

【教育目標】

本学は、学生個々の適性・能力を最大限に引き出し、深い学識を備え、情緒豊かで品位ある人材を育成する。また、さまざまな事象を総合的に理解・判断した上で、目的意識をもって主体的に行動し、社会をリードする人材を育成する。

- 目標1 人間性を涵養する教育
質の高い教養教育を行うことにより、幅広い教養と豊かな人間性を備えた人材を育成する。
- 目標2 創造性を生み出す教育
各専門分野間で連携のとれた教育を行うことにより、深い専門性を身につけた創造性豊かな人材を育成する。
- 目標3 専門性を深める大学院教育
女性が能力を発現しやすい環境の下で高度な専門教育を行い、創造的能力を備えた高度専門職業人及び研究者を育成する。
- 目標4 社会で貢献できる人材を育成する教育
 - 1) 男女共同参画社会の実現に貢献できる人材を育成する。
 - 2) アジア諸国をはじめとする国際社会及び地域社会に貢献できる人材を育成する。

【研究目標】

本学は、学問研究の自由のもとに真理を探究し、長期的視点に立った研究を通じて社会・文化の発展に寄与することを目指す。研究活動を通じて生み出した知的成果をもとに、知の拠点を形成するとともに、その知的成果を社会に向かって発信する。

- 目標1 個性的で独創性豊かな研究の推進
深い洞察に基づく個性的で独創性豊かな研究を推進する。
- 目標2 基礎研究及び応用研究の推進
高度な基礎研究および社会や時代的要請にこたえる応用研究を推進する。
- 目標3 学際的研究の展開
各専門分野間の連携に基づき、複雑で重要な諸課題に対する学際的研究を展開する。
- 目標4 地域社会や国際交流を視野に入れた研究の推進
異なる研究分野間の協力のもとで、地域や国際社会に貢献できる研究を推進する。

奈良教育大学の目的・基本的な目標と「3つの柱」

【大学の目的】

奈良教育大学は、学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方に特色のある文化の向上を図ることを目的としています。

【大学の基本的な目標】

奈良教育大学は、創立以来の学問・学芸を尊ぶ学風を継承し、学芸の理論とその応用とを教授研究することにより、豊かな人間性と高い教養を備えた人材、特に有能な教員を養成して、我が国の教育の発展・向上に寄与することを社会的使命とします。

【奈良教育大学の3つの柱】

1. 人・環境・文化遺産との対話を通じた教育の追究

本学は、古都・奈良の中心に位置し、豊かな自然や世界遺産を含む多くの伝統文化遺産に囲まれています。また、奈良国立博物館・奈良文化財研究所との連携によって、奈良で学ぶ喜びを実感しながら、感性を磨くことができます。

このような恵まれた環境の中、全学生数が約1000名という特長を生かし、アクティブ・ラーニングを重視した対話型の授業や、研究室ゼミでの丁寧な指導により、学問・芸術・スポーツ等を深く追究します。

人と対話し、環境や世界遺産と対話することを通して、確かな学力を基盤とするコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力など、教員として必要な資質・能力を着実に身に付けることができます。

2. 持続可能な社会づくりに貢献できる教員の養成

本学は、附属学校園とともにユネスコスクールに認定されています。また、「持続可能な開発のための教育」(ESD: Education for Sustainable Development)の推進拠点として研究を重ねています。

これからの学校教育は、すべての校種・教科等において、「持続可能な社会づくりの担い手」を育成することが求められます。本学では、環境、文化、平和、人権等、ESDの対象となる様々な課題に対応できるカリキュラムを用意し、教員を目指す全学生がESDについての知識、指導方法を身に付けることができるよう取り組んでいます。

このような教育を通し、「持続可能な開発目標」(SDGs: Sustainable Development Goals)の実現を目指す大学として、地域や社会へ貢献しています。

3. 教員養成と教員研修の融合

本学は、「教員養成」と「現職教員研修」を大きな責務としています。教員養成では、実習を含む大学の授業やスクールサポートなどの自主的体験活動が中心となります。教員研修では、本学教員が現職教員へ最新の知見を提供し、アドバイスを行っています。

さらに、本学学生が現職教員研修に参加することや、本学教員が地域の学校や子供との関わりから得た知見を大学の授業に提供することを通し、「教員養成」と「教員研修」の融合を図っています。

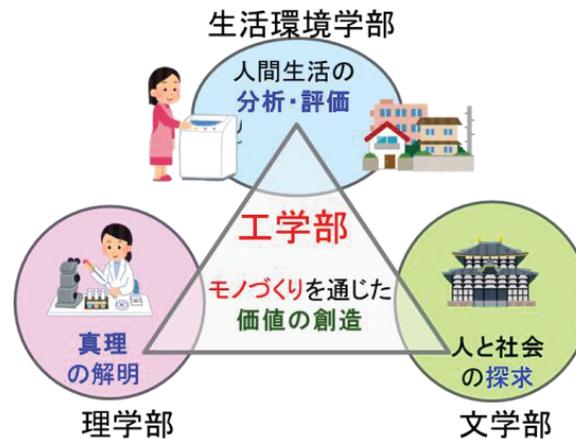
この取組は全国的にも高く評価され、大学在学時から教員就職後まで、一貫した実践的指導力と研究遂行能力の育成を行っています。

奈良女子大学における工学部

- 女性の活躍に対する社会からのニーズ
 - 進学率が低い女性エンジニアの育成
 - **女子大学として日本初** (令和4年4月設置)



女子高等師範の伝統



ネーミングライツ
(DMG MORI棟)



奈良女子大学の工学専攻

社会のニーズ: 複数の分野を自身の専門性から融合してイノベーションを行う人材

①企業アンケートに基づく
養成する人材像 (DP)

→ 分野横断的な知識に基づいて融合と協創を行える工学系女性人材を育成

③年次進行で設置

M: 25名, R8
D: 3-4名, R10

企業との協創

奈良カレッジズ
連携推進センター
・産地学官連携プラットフォーム



④社会への波及効果
学内との連携と貢献

STEAM・融合教育
開発機構
・理工系分野の裾野拡大



国際戦略センター
・国際キャンパス奈良

博士: 未踏分野へ挑戦できるパイオニア
専門性に基づく融合を通じた場の創出

発展 +α

修士: 創造性を備えた高度専門技術者
多角的な視点から研究開発を行える人材

融合と協創

②学部へ素直に接続

人間情報分野

環境デザイン分野



分野横断的な知識

工学系女性エンジニア育成の全国的拠点の構築

- ・女性のための学びの場 → 働き続ける際のネットワーク形成
- ・ワークショップなどの拡充 → 女子生徒の理工系進路選択の一層の醸成
- ・独VDIとの連携を通じた国際交流

博士

- モノ・サービスの開発による新たな市場の開拓

□ 自身の専門 × 異分野

- チームで取り組む課題の立案・運営の経験

修士

- 課題を完遂できる専門性
- 研究開発に必要な知識と技術

□ 実践

- 副指導, 企業との協創

学士

□ Late Specialization

→ 主体的な学び

- 専門分野の基礎

□ 分野横断的な知識

- 複数の分野の概略

【お知らせ】生活工学共同専攻（博士前期課程）の募集停止（予定）について
※設置計画は現在設置構想中です。この計画は予定であり、内容に変更がある場合があります。

2025 年 1 月 30 日

奈良女子大学大学院・お茶の水女子大学大学院 生活工学共同専攻では、理工系分野の女性人材育成のため、平成 28(2016)年度に生活工学共同専攻を設置し、相互に教育研究資源を有効に活用しつつ、共同で教育プログラムを実施してまいりましたが、このたび、博士前期課程において両大学の共同専攻を解消し、**博士前期課程の募集を停止**することになりました。令和 7(2025)年度からは博士前期課程の入試を実施しません。なお、**博士後期課程の募集は継続**します。

奈良女子大学大学院・お茶の水女子大学大学院
 生活工学共同専攻

博士前期課程	令和 7（2025）年 10 月入学	募集停止
	令和 8（2026）年 4 月入学	募集停止
博士後期課程	令和 7（2025）年 10 月入学	募集
	令和 8（2026）年 4 月入学	募集

両大学大学院では、新専攻（博士前期課程）の設置を構想中です。入学者選抜方法の詳細は確定次第公表しますが、入試への出願の際には各大学の新専攻の学生募集要項を必ずご確認ください。

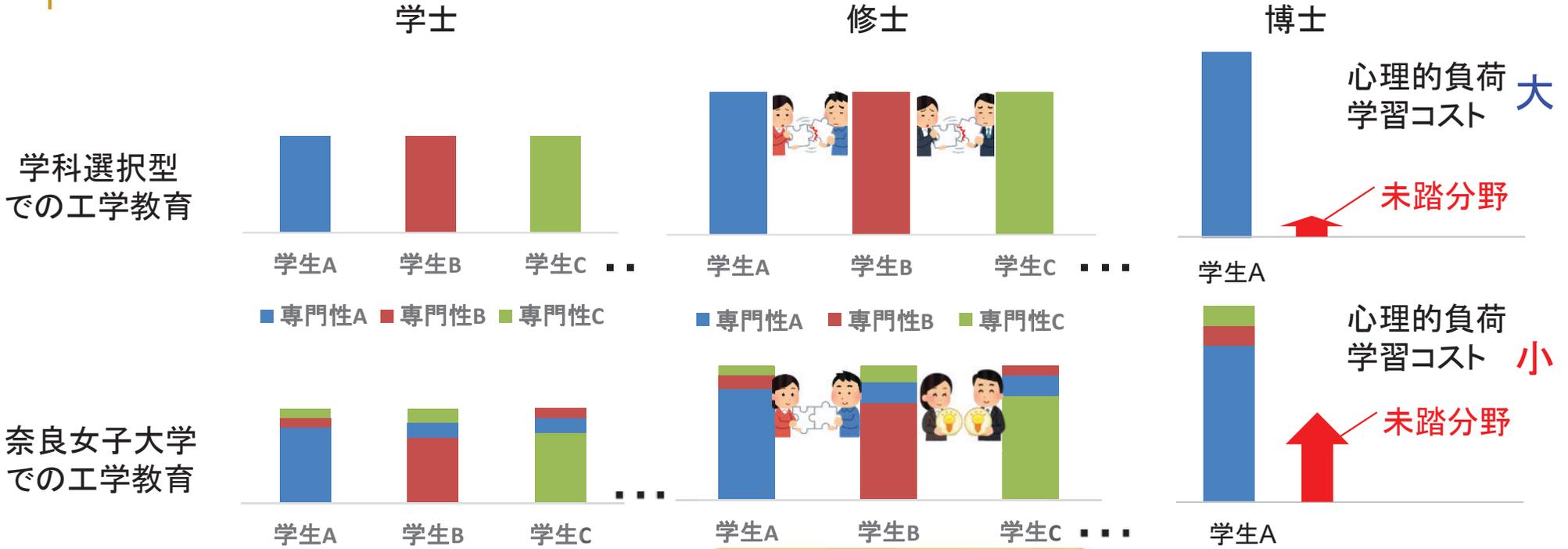
奈良女子大学入試課
 お茶の水女子大学入試課

工学専攻のディプロマ・ポリシー

- 学部
- ・横断的な幅広い知識
 - ・社会の一員としての基礎
- 修士
- 創造性を備えた
 - 高度専門技術者
- 博士
- 未踏分野へ挑戦できる
 - パイオニア**

- | | | | |
|--|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 主体性と理解力 <ul style="list-style-type: none"> □ 多角的な視点 □ 複数の分野の概略 ■ 専門性と問題解決力 <ul style="list-style-type: none"> □ Late Specialization ■ 社会性と波及力 <ul style="list-style-type: none"> □ 5つのPBL(4つ必修) | <ul style="list-style-type: none"> ■ 主体性 <ul style="list-style-type: none"> □ 倫理観 □ 異分野の理解 ■ 専門性 <ul style="list-style-type: none"> ■ 技術者として □ 技術力 <ul style="list-style-type: none"> ■ スペシャリストとして □ (整理された)知識 ■ 社会性 <ul style="list-style-type: none"> □ 協創力 □ 波及力 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 主体性 <ul style="list-style-type: none"> □ 倫理観 □ 未踏分野への挑戦 ■ 専門性 <ul style="list-style-type: none"> ■ 創造・開拓のために □ 課題発見・解決力 <ul style="list-style-type: none"> ■ スキルと知識の運用 □ (最先端の)知識 ■ 社会性 <ul style="list-style-type: none"> □ 協創力 □ 波及力 | <p>分野横断的
という特色</p> <p>女性の
強み</p> |
|--|--|--|--|

奈良女子大学の工学専攻の特色と波及効果



自分野の専門性を備えながら、異分野も理解できる
 →分野間のコミュニケーションを円滑に進められる人材

自分野の高い専門性を備え、異分野へ応用する能力を有する
 →未踏分野へ挑戦できる人材

社会的な成果・効果

- 理学(生物・化学など)ではなく、工学系の女性人材を輩出
- **女性のみ**の学びの場 → 社会で働き続ける際のネットワークづくりへ
 - これまで男性に偏っていた、工学の学び方の変革 ← 独VDIとの連携を通じた国際交流
 - 工学系女性エンジニア育成の拠点形成へ ← 企業などからの賛同と支援
 - 他大学からの入学者への魅力
- 中学・高校の女子生徒の理工系進路選択の一層の醸成
 - ロールモデルとなる院生も、ワークショップの企画・運営に参画して交流

日本の喫緊の課題である工学分野の女性エンジニア不足を解消するために、企業と連携した女性エンジニア養成に特化したワークショップ企画を実施。本ワークショップの対象者は、工学分野へ興味を持たせるために中3から高校生、専門分野への入り口として学部生を対象としている。今後、参加者と参加企業による女性エンジニアのコミュニケーション拠点の形成を目指す。

概要：春季・夏季の年2回実施
 対象者は、中学3年生から大学生
 1講座，最大15名程度（最小催人数5名）
 会場：奈良女子大学工学部及び企業施設
 費用：受講者の交通費，宿泊費，経費を企業が全額負担
 企業寄附金：メインサポーター 200万円 参加企業50万円



DMG森精機株式会社提供
 参加者：中学3年～高校生 20名
 実施場所：奈良・商品開発センタ

ソニーグループ提供
 参加者：中学3年～大学生 24名
 実施場所：奈良女子大学

パナソニック コネクト株式会社提供
 参加者：高校生～大学生 15名
 実施場所：大阪・豊中工場

応募・参加の状況

2024年春季プログラム
 7講座 参加者115名
申込数205名 (36都道府県)
 内訳 中学3年生13名
 高校生(高専含) 141名
 大学生(高専含) 45名

2023年夏季プログラム
 6講座 参加者129名
申込数187名 (33都道府県)
 内訳 中学3年生11名
 高校生(高専含) 113名
 大学生(高専含) 63名

事後評価例 (ソニーグループ提供)

満足度：とても良かった 100%
 記述式：学校では学べない知識を得た。技術者のライブを見ているようだった。仲間とものづくりや試行錯誤の過程が楽しかった。技術者との交流でこだわりを知り、モチベーションが向上した。今後のコミュニティでの交流に期待する。

メインサポーター企業



参加企業



協力企業



奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科 工学専攻（修士課程） カリキュラムマップ

科目名	単位数		ディプロマポリシー						理由								
			主体性		専門性		社会性		主体性		専門性		社会性				
			倫理観	異分野の理解	専門知識	技術力	協創力	波及力	倫理観	異分野の理解	専門知識	技術力	協創力	波及力			
<基礎群>																	
研究倫理・研究マネジメント（基礎）	必修	選択	○					○	○			研究者・技術者倫理の知識				社会での応用力を得る	研究マネジメント力を得る
先端工学概論Ⅰ（人間情報）		1			○	○						企業において社会実装されている人間情報学に関する技術	企業における先端的な情報・生物医学等に関する知識				
先端工学概論Ⅱ（環境デザイン）		1			○	○						企業において社会実装されている環境デザインに関する技術	企業における先端的な環境エネルギー・材料・デザイン等に関する知識				
統合制御特論		1			○	○						生体機能に関する解析技術	統合的な動作、呼吸循環、脳機能等の知識				
人間環境設計特論		1		○	○	○					芸術・システムデザイン・メカトロニクス等への応用例を理解する。	人間と環境を統合評価する技術	熱・空気・音・光環境等に関する基礎知識				
基礎材料工学特論		1			○								有機化学、高分子化学、無機化学、物理化学の基礎知識				
<専門群>																	
人体生理学特論		2	○		○							ヒトを対象とした研究倫理についても学習する		体温調節、循環調節、体液調節など			
ヒューマンキネティクス特論		2			○	○							生体力学的手法における解析技術	生体構造、運動機能など			
認知神経科学特論		2			○	○							ヒト脳機能計測機器に関する解析技術	実行機能、意思決定、感覚-運動統合など			
生体機能演習1		1			○		○	○						生体情報に関する運動学的・運動力学的・行動科学的知識	グループワーク	生体信号計測による応用研究への発展	
生体機能演習2		1			○		○	○						様々な環境下における生体反応に関する知識	グループワーク	恒常性維持に関わる生体機能研究の応用	
ライフサイエンス特論		1	○	○	○	○					ライフサイエンスの観点からの俯瞰	様々な研究・評価、解析手法の習得					
ヒューマンインタフェース特論		2	○	○	○	○		○			インクルーシブ・デザインの観点からユーザの多様性に対応できるヒューマンインタフェース技術	論文輪読や議論を通じて学ぶ学際的分野の問題解決に資するヒューマンインタフェース技術	論文等より学ぶ最新のセンシング技術や情報処理手法	ハードウェアの構築方法、ソフトウェアアルゴリズムの考え方		社会や個人の問題解決に向けたアクションとそこからの学び	
画像処理・信号処理演習		1		○	○	○	○					画像と信号に関する情報処理技術の異分野における応用	信号と画像の情報処理技術	信号と画像を計測・分析・生成に関する専門知識	グループワーク		
機械学習特論		2			○									教師あり学習、カーネル法など			
多変量解析演習		1			○	○							ソフトウェアを用いた多変量解析手法の適用	主成分分析、対応分析、回帰分析など			
データサイエンス演習		2			○	○							データ解析に関連するプログラミングスキル	データ処理、プログラミング、統計			
バーチャルリアリティ特論		2			○									五感センサ、五感ディスプレイ、シミュレーションなど			
3Dモデリング演習		1				○							3Dモデリング、VR空間構築のプログラミング				
時系列解析演習		1			○	○							時系列データ解析の技術、特徴量エンジニアリング	時系列データの基礎知識、統計、機械学習など			
都市空間デザイン特論		2			○	○							都市空間・景観・環境の構成力や価値創造スキル	都市景観、環境保全、都市デザイン、建築価値など			
芸術計画特論		2			○	○							ライフスケープ・ソーシャルデザイン等の実践スキル	コミュニケーションアート、プロダクトデザイン等の専門知識			
環境人間工学特論		2			○	○							環境計画、空間計画、生活機器計画に展開できるスキル	温熱環境、光環境、空気環境、音環境			
機能的空間構築演習1		1	○		○	○					あらゆる人がアクセスできる包括性、平等性、透明性、持続可能性等を考える		アクセシビリティ、ユーザビリティ、ユーザーインターフェース等に関するスキル	ユニバーサルデザインを意識した空間構築に関する専門知識			
機能的空間構築演習2		2	○		○	○					あらゆる人がアクセスできる包括性、平等性、透明性、持続可能性等を考える		アクセシビリティ、ユーザビリティ、ユーザーインターフェース等に関するスキル	ユニバーサルデザインを意識した空間構築に関する専門知識			
繊維構造特論		2			○									繊維構造の解析方法と繊維構造と物性についての専門知識			
分子デザイン特論		2			○	○								有機分子の構造と特性に基づいた、分子設計に関する技術			

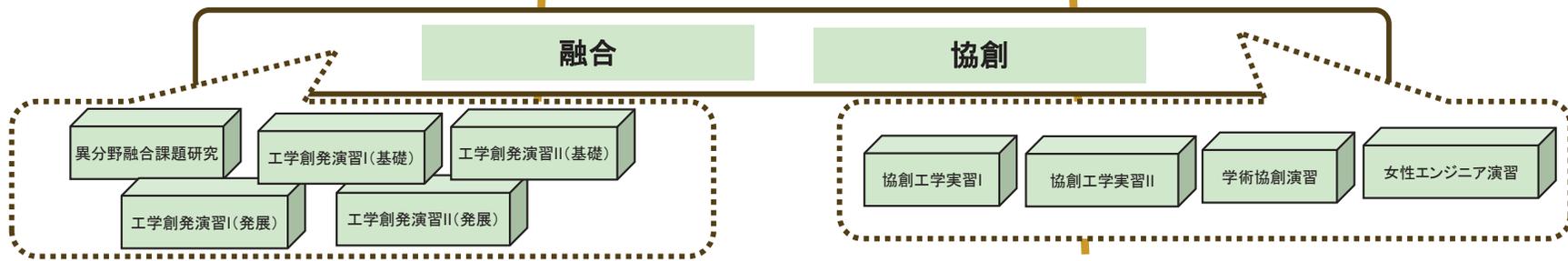
奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科 工学専攻（修士課程） カリキュラムマップ

科目名	単位数		ディプロマポリシー						理由									
			主体性			社会性			主体性			専門性			社会性			
			倫理観	異分野の理解	専門知識	技術力	協創力	波及力	倫理観	異分野の理解	専門知識	技術力	協創力	波及力				
先端高分子材料創製特論		2		○	○	○							高分子材料の半導体工学や生命科学への応用例を理解する。	高分子材料創製を推進するために必要な物性評価技術および創製技術	高分子材料の物性の理解に必要な物理化学および物性化学の知識			
エネルギー・環境材料特論		2			○										エネルギー・環境問題の解決に資する無機材料の構造についての専門知識			
機能性分子解析特論		2			○	○								分光測定によって得られるスペクトルの解析方法	有機化学と分光装置の概略・測定方法			
機能性物質設計法演習		1			○		○	○							機能性物質の設計法についての専門知識	グループワーク	プレゼンテーション	
機能性物質分析法演習		1			○		○	○							機能性物質の分析法についての専門知識	グループワーク	プレゼンテーション	
機能性物質・物体調査演習		1			○		○	○							機能性物質・物体についての専門知識	グループワーク	プレゼンテーション	
機能性物質・物体解析演習		1			○		○	○							機能性物質・物体の解析についての専門知識	グループワーク	プレゼンテーション	
＜実践群＞																		
工学創発演習I（基礎）		2		○	○		○						多分野との活動研究発表会		多分野の専門知識		ディスカッション	
工学創発演習II（基礎）		2		○	○		○						多分野との活動研究発表会		多分野の専門知識		ディスカッション	
工学創発演習I（発展）		2		○		○	○						多分野との活動研究発表会	多分野の専門知識に関する応用方法			ディスカッション	
工学創発演習II（発展）		2		○		○	○						多分野との活動研究発表会	多分野の専門知識に関する応用方法			ディスカッション	
異分野融合課題研究		1		○	○								研究室間コラボレーション		異系の専門知識			
女性エンジニア演習		1					○	○								グループワーク	ワークショップ実施	
協創工学実習I		1	○					○	○		企業での活動						企業での協創活動	企業での実践活動
協創工学実習II		1	○					○	○		企業での活動						企業での協創活動	企業での実践活動
学術協創演習		1		○				○	○				成果発表会				ディスカッション	学術発表
論文等作成群																		
工学特別研究I（修士）		4		○		○	○											
工学特別研究II（修士）		4		○		○	○											
工学特別研究III（修士）		4		○		○	○											

工学専攻(修士課程)カリキュラムツリー

創造性を備えた高度専門技術者

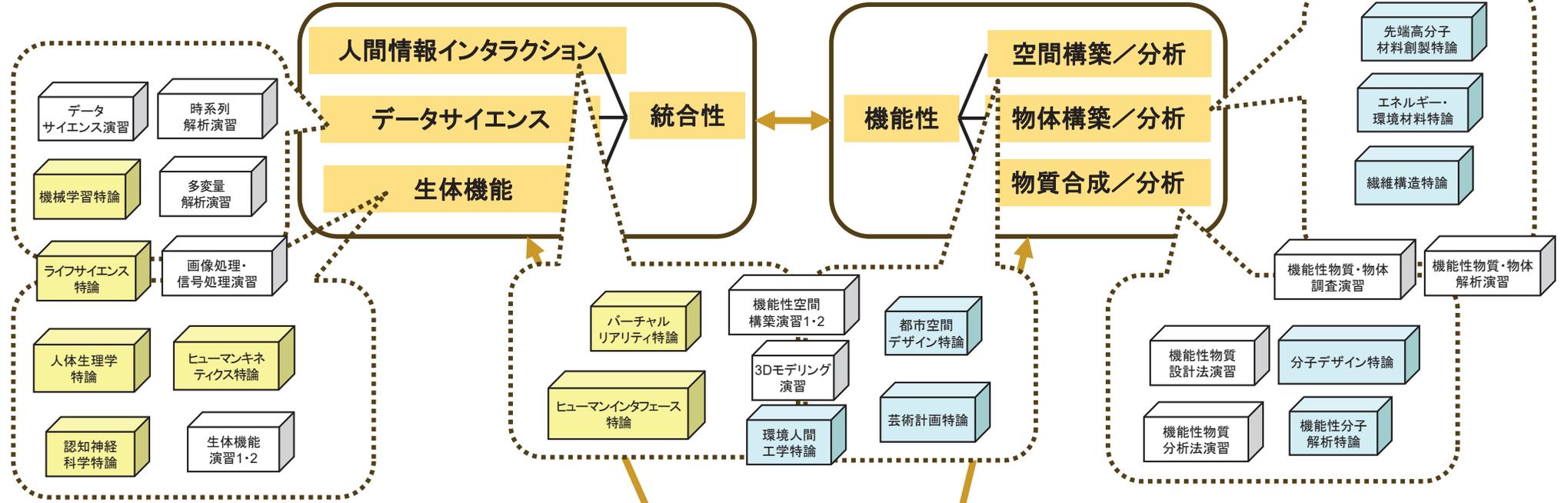
実践群
(出口)



専門群

人間情報分野

環境デザイン分野



基礎群
(入口)



工学専攻(修士課程)カリキュラムツリー

創造性を備えた高度専門技術者

実践群
(出口)

融合

協創

異分野との活動・研究発表を通じ、分野横断的な研究の推進能力、論理的説明能力を修得する。
新しい研究コラボレーションへの発展につなげる。

企業・研究所等における研究・開発に参加し、ディスカッションを行うことで協創力を身につけ、工学的研究の社会に対する波及効果について学ぶ。
また、ワークショップ等への参加を通じてのマネジメント能力を養成する。

専門群

人間情報分野

環境デザイン分野

計測・評価により得られた時系列データや画像等进行分析し活用するデータサイエンスの専門知識として、特徴量の検出、主成分分析、教師あり学習などの手法を修得する。

人間情報インタラクション

データサイエンス

生体機能

統合性

機能性

空間構築／分析

物体構築／分析

物質合成／分析

ウェアラブルデバイス用の導電性繊維や各種部材などの機能性物体の研究開発を行う上で必要な3D構造体構築技術または2D,3D構造可視化技術／物性測定法等を修得する。

生体構造と機能を理解し、医療・福祉支援、生体と調和した材料や機器の開発をするために、自律神経系調節、神経筋調節、感覚運動統合等に関する専門的知識を修得する。

人間と環境の特性を理解し、適切な情報空間のインタラクションを実現するために、インタフェース、3D空間の構築法に関する専門知識を修得する。

3D CADやレンダリング、温熱や光などの環境・空間計画等の専門知識を修得する。

環境負荷が小さく、Quality of lifeを向上させる自然環境や都市空間を含む機能性空間の研究開発を行う上で必要な3D空間構築技術や生体・環境計測技術等を修得する。

環境・エネルギー問題の解決に貢献する分子センサー、蓄電池材料などの機能性材料の研究開発を行う上で必要な固／液／気相での合成技術または核磁気共鳴／X線分析などの分光光学法等を修得する。

基礎群
(入口)

基礎科目

エンジニア養成

主たる専門領域に加え、プログラミング・デザイン材料加工技術等に関する幅広い学識を修得する。

トランスファラブルスキル

研究・開発に必要な情報・環境エネルギー・倫理等に関する知識を修得する。

履修モデル1	1年次		2年次	
科目区分	前期	後期	前期	後期
基礎群	基礎材料工学特論	研究倫理・研究マネジメント（基礎）		
専門群	機械学習特論	画像処理・信号処理演習		
	エネルギー・環境材料特論	時系列解析演習		
	データサイエンス演習	多変量解析演習		
実践群	工学創発演習Ⅰ（基礎）	工学創発演習Ⅱ（基礎）	工学創発演習Ⅰ（発展）	工学創発演習Ⅱ（発展）
			学術協創演習	
論文等作成群		工学特別研究Ⅰ（修士）	工学特別研究Ⅱ（修士）	工学特別研究Ⅲ（修士）
単位数	9	10	7	6
	19		13	
	Solution	ドローンによる自動配達の実現		
	養成する人材	蓄電材料の特性に基づいたAIや情報処理の研究開発ができる人材の育成		
	学位論文	雨雲レーダーの情報を考慮可能なドローンの開発。*		
		直射日光を避けるドローンの開発。**		
	受講科目	人間情報の演習を中心に、環境デザインの授業も履修		
	指導体制	人間情報1名（主指導教員）と人間情報1名・環境デザイン1名（副指導教員）の3名を指導教員とする。		
	備考	* 悪天候下での運行による事故を避けるため。 ** 直射日光による温度上昇が原因の蓄電池の爆発事故を避けるため。		

履修モデル1

蓄電材料の特性に基づいたAIや情報処理の研究開発ができる人材の育成

有機・無機材料、高分子材料、固体イオニクス材料、光機能材料などの機能性材料の最先端の研究に触れ、材料の合成、構造分析、機能などについての基本概念を学ぶ。

工学領域における幅広い知識・先端的技術

基礎材料工学特論

研究倫理・研究マネジメント（基礎）

公正性や誠実性、再現性を重視した研究倫理の基本原則を学び、不正防止や倫理審査、インフォームド・コンセントなどの具体的対応を習得する。また、研究計画の立案やチーム運営、資金管理、知的財産保護、研究成果の社会実装など、効率的な研究管理手法を習得する。

制御工学、センサー技術やGPSといった位置特定技術、機械学習による障害物回避や経路最適化などの専門的知識を身につける。特に、膨大なデータの処理と分析が求められるため、データの加工、可視化、計算、分析、モデル化といった応用的なプログラミングスキルに加え、データサイエンスの実践力や時系列解析技術を身につける。

ドローンによる自動配達を実現するための専門知識

機械学習特論

エネルギー・環境材料特論

データサイエンス演習

時系列解析演習

画像処理・信号処理演習

多変量解析演習

リチウムイオン二次電池などの電気化学デバイスは、エネルギー・環境問題の解決と持続可能な社会の実現に重要な技術である。これらのデバイスの性能向上には、イオン伝導体や無機固体材料の構造を理解し、制御することが不可欠である。無機固体材料の設計に必要な結晶構造、格子欠陥、拡散、相転移、X線回折、固体合成方法などを習得する。



年次大会や研究会などの学術講演会に参加して研究成果を発表するとともに、他の研究者とのディスカッションを通して、女性エンジニアとして当該分野の発展に寄与する協創力や波及力を身につける。さらに、参加した学術講演会の内容をまとめた報告書を作成して他の受講生と共有することで、異分野の理解を深める。

融合・協創に関する実践

学術協創演習 工学創発演習Ⅰ（基礎） 工学創発演習Ⅱ（基礎）

工学創発演習Ⅰ（発展）

工学創発演習Ⅱ（発展）

自身の研究進捗や関連研究を輪番で発表するとともに、発表内容に対し、批判的思考やコラボレーションの視点から、学生・教員間で議論する。新しい研究コラボレーションの提案、技術開発、イノベーションへの発展につなげ、異分野の人にも分かりやすく説明できる論理思考力なども身につける。

人間情報の演習を中心に、環境デザインの授業も履修する。

修士論文作成

工学特別研究Ⅰ（修士） 工学特別研究Ⅱ（修士） 工学特別研究Ⅲ（修士）

学位論文「雨雲レーダーの情報を考慮可能なドローンの開発」

人間情報1名（主指導教員）と人間情報1名・環境デザイン1名（副指導教員）の3名を指導教員とする。



履修モデル2	1年次		2年次	
科目区分	前期	後期	前期	後期
基礎群	先端工学概論Ⅰ（人間情報）	研究倫理・研究マネジメント（基礎）		
	先端工学概論Ⅱ（環境デザイン）			
	人間環境設計特論			
専門群	都市空間デザイン特論		機能性空間構築演習1	機能性空間構築演習2
	芸術計画特論			
	環境人間工学特論			
実践群	工学創発演習Ⅰ（基礎）	工学創発演習Ⅱ（基礎）		
		協創工学実習Ⅰ	学術協創演習	
論文等作成群		工学特別研究Ⅰ（修士）	工学特別研究Ⅱ（修士）	工学特別研究Ⅲ（修士）
単位数	11	8	6	6
	19		12	
	Solution	景観を損なわないスマート建築物の実現		
	養成する人材	Society 5.0時代に求められる電子デバイスやエネルギーマネジメントシステムを理解しつつ、景観に配慮した建築物を設計できる人材		
	学位論文	人を動的景観として捉えた評価法の確立		
	受講科目	環境デザインの授業を中心に、協創系の科目も多く履修		
	指導体制	環境デザイン1名（主指導教員）と人間情報1名・環境デザイン1名（副指導教員）の3名を指導教員とする。		

履修モデル2

Society 5.0時代に求められる電子デバイスやエネルギー マネジメントシステムを理解しつつ、景観に配慮した建築物を設計できる人材

環境デザイン分野に関する先端工学の最新の研究動向と応用技術についての包括的な理解をするために、各分野の最先端技術について学び、その応用可能性を評価する能力を身につける。特に、アーティスト、建築家、ランドスケープ・アーキテクト、環境エンジニアについて学ぶ。

工学領域における幅広い知識・先端的技術

先端工学概論Ⅰ（人間情報） 先端工学概論Ⅱ（環境デザイン）
人間環境設計特論 研究倫理・研究マネジメント（基礎）

近代以降の住宅や集合住宅の歴史をとおり、ヒューマンな環境の形成についての基礎的な内容を理解する。集合住宅は、都市環境を形成する重要なビルディング・タイプであり、高度経済成長期の開発から、近年の事例までを網羅的に学習する。

近年の芸術表現の中でも、地域コミュニティの形成やブランディングの向上に寄与するものとして、アートプロジェクトが社会的・経済的な価値の観点から注目を集めている。とりわけ、芸術文化における表象表現が社会構造の中で果たしてきた役割について、考察と学びを深めていく。

景観を損なわないスマート建築物を実現するための専門知識

都市空間デザイン特論 芸術計画特論
環境人間工学特論
機能性空間構築演習1 機能性空間構築演習2

人の営みのなかで必要とされてきたパブリックスペースは、都市の発達と共にその役割を変化させており、その機能や空間が人間文化に及ぼした影響について検討することは重要である。人の営みをより豊かにするためのパブリックスペースを考案するために、近代以降の優れた美術館の分析・リサーチを通して空間の構築原理について学ぶ。



創発的思考と実践的な問題解決能力を養うために学生が主体となり、研究を発表して学生同士で議論することで、コミュニケーションスキル・プレゼンテーション能力・協創力・トランスファラブルスキルを養うとともに、異分野の研究内容に対する理解を深め、新しい研究コラボレーションへの発展につなげる。

融合・協創に関する実践

協創工学実習Ⅰ 学術協創演習
工学創発演習Ⅰ（基礎） 工学創発演習Ⅱ（基礎）

各自の研究内容に対する理解を深めると共に、新しい研究コラボレーションの提案、技術開発、イノベーションへの発展につなげる。また自身が習得した知識や研究データを異分野の人にも分かりやすく説明できる論理思考力、質問への対応法、対話法なども身に付ける。

環境デザインの授業を中心に、協創系の科目も多く履修する。



修士論文作成

工学特別研究Ⅰ（修士） 工学特別研究Ⅱ（修士） 工学特別研究Ⅲ（修士）

学位論文「人を動的景観として捉えた評価法の確立」

環境デザイン1名（主指導教員）と人間情報1名・環境デザイン1名（副指導教員）の3名を指導教員とする。



履修モデル3	1年次		2年次	
科目区分	前期	後期	前期	後期
基礎群	先端工学概論I (人間情報)	研究倫理・研究マネジメント (基礎)		
	先端工学概論II (環境デザイン)			
	統合制御特論			
	基礎材料工学特論			
専門群	認知神経科学特論	生体機能演習 1	ライフサイエンス特論	
	分子デザイン特論	機能性物質分析法演習		
実践群	工学創発演習 I (基礎)	工学創発演習 II (基礎)	協創工学実習I (基礎)	
	異分野融合課題研究		学術協創演習	
論文等作成群		工学特別研究 I (修士)	工学特別研究 II (修士)	工学特別研究 III (修士)
単位数	11	9	7	4
	20		11	
	Solution	人々の暮らしを支える新たな医療機器やバイオセンサー		
	養成する人材	先鋭の化学工学技術と生体機能学を融合・活用させ、新たな技術開発・製品開発を行うエンジニア		
	学位論文	香りが生体に作用する化学構造・神経機能メカニズムの解明		
	受講科目	人間情報・環境デザインの授業・演習を中心に、融合・協創系を多く履修		
	指導体制	人間情報1名 (主指導教員) と人間情報1名・環境デザイン1名 (副指導教員) の3名を指導教員とする。		

履修モデル3

先鋭の化学工学技術と生体機能学を融合・活用させ、 新たな技術開発・製品開発を行うエンジニア

人間情報分野における先端工学の研究動向や応用技術について包括的に理解するため、各分野の最先端技術を学び、それらの応用可能性を評価する能力を養う。特に、運動時や特殊環境における呼吸循環調節、力学的動作メカニズム、感覚運動連関等に関する人体の統合的な制御機構について学ぶ。

工学領域における幅広い知識・先端的技術

先端工学概論Ⅰ（人間情報） 先端工学概論Ⅱ（環境デザイン）
統合制御特論 基礎材料工学特論
研究倫理・研究マネジメント（基礎）

環境デザイン分野における先端工学の最新研究動向や応用技術、を包括的に理解するため、各分野の最先端技術を学び、それらの応用可能性を評価する能力を養う。特に、化学工学に関連する有機・無機材料や高分子材料といった機能性材料の最先端研究に触れ、材料の合成、構造解析、機能特性に関する基本概念を習得する。

ヒトの認知機能や生体機能に関する理解を深めるために、脳構造、脳機能、生体・生理反応、自律神経系等についての知識を獲得し、生体機能を評価することの役割や応用について考える力を身に付ける。ヒトを対象とした実験デザインの組み方や方法論などについても習得する。

新たな医療機器やバイオセンサーに関する専門知識

分子デザイン特論 機能性物質分析法演習
認知神経科学特論 生体機能演習Ⅰ ライフサイエンス特論

機能性分子をデザイン・合成し、その機能を適切に評価する、新たな分子へ設計と応用する研究プロセスを習得する。特に、生理活性物質、細胞内プロセス解明のための機能性分子、人工酵素など、これらの原理と作用機序に基づいた分子設計の指針を身に付ける。



所属研究室以外の研究進捗報告会や輪読会への参加し、参加研究室で実施している研究内容に関するディスカッションを行う。自身の研究領域の範囲を超えた専門的な知識を身につけるとともに、異分野への理解を高め、複数の分野を融合したテーマを発案・実践する能力を身につける。

融合・協創に関する実践

異分野融合課題研究 学術協創演習 協創工学実習Ⅰ
工学創発演習Ⅰ（基礎） 工学創発演習Ⅱ（基礎）

民間企業、国内外の研究機関等、プロジェクト型のインターンシップへ参加し、自身の専門性や関心を実社会で活用・実践を行う。工学の研究成果の社会貢献や社会・生活への展開について学び、課題発見力・課題解決力・情報収集力・主体性・積極性・協調性・技術者としての倫理感を身につける。

人間情報・環境デザインの授業・演習を中心に、融合・協創系を多く履修する。



修士論文作成

工学特別研究Ⅰ（修士） 工学特別研究Ⅱ（修士） 工学特別研究Ⅲ（修士）

学位論文「香りが生体に作用する化学構造・神経機能メカニズムの解明」

人間情報1名（主指導教員）と人間情報1名・環境デザイン1名（副指導教員）の3名を指導教員とする。



平成25年9月19日制定

奈良女子大学研究者行動規範

奈良女子大学（以下、「本学」という。）は、学問研究の自由のもとに真理を探究し、長期的視点に立った研究を通じて社会・文化の発展に寄与することを目指している。また、研究活動を通じて生み出した知的成果をもとに、知の拠点を形成するとともに、その知的成果を社会に向かって発信することを目指して掲げている。

この研究目標を達成するにあたり、本学における研究活動に携わるすべての者（以下、「研究者」という。）は、本学の研究活動における研究費が、国費である運営費交付金や外部資金により支えられていることを踏まえ、学術研究の信頼性および公正性を確保し、社会から信頼と尊敬を得るために、公正な研究の遂行に努めなければならない。

ついては、研究者が常に自覚し、遵守すべき規範として、奈良女子大学研究者行動規範をここに定める。

本行動規範は、日本学術会議の提案する科学者の行動規範に準拠して制定する。

（研究者の基本的責任）

1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めなければならない。

（社会の中の研究者）

2 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動しなければならない。

（科学研究の利用の両義性）

3 研究者は、自らの研究の成果が、自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、適切な手段と方法を選択しなければならない。

（研究活動）

4 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、誠実に行動しなければならない。研究成果の公表にあたっては、各自が果たした役割に応じて責任を負う。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担、看過しない。

（研究環境の整備及び教育啓発の徹底）

5 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も責務であることを自覚し、所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。

(研究対象などへの配慮)

6 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。また、研究遂行上で取得した個人情報の保護には十分な注意を払う。

(他者との関係)

7 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(社会との対話)

8 研究者は、社会や研究者コミュニティとの相互理解のために、積極的に研究成果を公開し、市民との対話や交流に積極的に参加する。

(科学的助言)

9 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。

(法令の遵守)

10 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守し、使途などの説明責任を果たせるよう、合理的かつ適正に執行する。

(差別の排除)

11 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。

(利益相反)

12 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

○奈良女子大学における人を対象とする研究に関する倫理規程

(令和2年2月19日規程第74号)

改正 令和2年5月11日規程第23号 令和3年7月21日規程第7号

令和4年4月1日女子大規程第13号 令和6年4月1日女子大規程第16号

(目的)

第1条 この規程は、奈良女子大学（以下「本学」という。）が実施する人を対象とする研究に関し遵守されるべき倫理に関する基本的な事項を定めるとともに、研究の適正な実施を図ることを目的とする。

- 2 人を対象とする研究のうち、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。以下「生命・医学系指針」という。）に基づく研究の計画及び実施については、奈良国立大学機構における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する規程及び奈良女子大学における人を対象とする生命科学・医学系研究の実施に関する規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 人を対象とする研究とは、人又は人由来試料を対象とし、個人の心身、行動、環境等に関する情報及びデータ等を収集又は採取して行う研究をいう。
- (2) 侵襲とは、研究行為により、研究対象者の身体又は精神に傷害又は負担が生じることを用いる。
- (3) 介入とは、研究目的で、人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因の有無又は程度を制御する行為をいう。
- (4) 研究責任者とは、研究の実施に携わるとともに当該研究に係る業務を統括する者をいい、研究担当者とは、研究責任者の指示又は委託に従って研究を実施する者をいう。研究者等とは、研究責任者及び研究担当者をいう。
- (5) 研究対象者とは、次のいずれかに該当する者（死者を含む。）をいう。
 - ア 研究を実施される者（研究を実施されることを求められた者を含む。）
 - イ 研究に用いられることとなる既存試料・情報を取得された者
- (6) 試料・情報とは、体液、組織等人体から取得された試料及び研究対象者の検査、測定、調査の結果等、人の心身、行動、環境等に関する情報をいう。
- (7) 既存試料・情報とは、試料・情報のうち、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - ア 研究計画書が作成されるまでに既に存在する試料・情報
 - イ 研究計画書の作成以降に取得された試料・情報であって、取得の時点においては当該研究計画書の研究に用いられることを目的としていなかったもの
- (8) 要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学の職員が研究者等として実施するすべての人を対象とする研究に適用する。

(学長の責務)

第4条 学長は、理事長から委任された人を対象とする生命科学・医学系研究に関する事項を含め、本学において行う人を対象とする研究の実施に関し総括するものとし、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本学における人を対象とする研究の計画又は計画の変更の妥当性を確認し、その実施を承認すること。
- (2) 本学における人を対象とする研究の進行状況及び結果を把握し、研究が倫理的、法的または社会的に適正に実施されるよう必要な措置を講ずること。
- (3) 研究が適切かつ安全に行われるために必要な基本的事項を定めること。

(研究者等の責務)

第5条 研究責任者は、研究対象者の健康及び安全の確保並びに個人の尊厳及び人権の尊重に留意し、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿って、科学的及び社会的に妥当な方法及び手段で研究を行わなければならない。

- 2 研究責任者は、研究対象者の身体的又は精神的負担並びに予測されるリスク及び利益を総合的に評価するとともに、負担及びリスクを最小限にするよう努めなければならない。
- 3 研究責任者は、研究成果を公表する場合には、研究対象者の個人情報及びプライバシーの保護のために適切な措置を講じなければならない。
- 4 研究責任者は、許可された研究計画書に基づき、研究担当者が適正に研究を実施するよう監督しなければならない。
- 5 研究責任者は、研究に関する業務の一部を委託する場合には、委託を受けた者が遵守すべき事項について、文書又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により契約を締結するとともに、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 6 研究責任者は、原則として、匿名化された試料・情報を用いて、研究を実施するものとする。研究の業務の一部を委託する場合においても同様とする。
- 7 研究責任者は、原則として、匿名化されていない試料・情報を外部の機関に提供してはならない。
- 8 研究者等は、研究対象者又はその代諾者等（以下「研究対象者等」という。）及びその関係者からの相談、問合せ、苦情等に適切かつ迅速に対応しなければならない。

(人を対象とする研究倫理審査に関する運営委員会)

第6条 本学に、人を対象とする研究倫理審査に関する運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について審議を行う。
 - (1) 第10条第1項に規定する倫理審査委員会の運営に関すること。

(2) この規程及びその他の人を対象とする研究に関する規約の制定及び改廃に関すること。

(3) その他人を対象とする研究倫理に関すること。

(運営委員会の委員)

第7条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 副学長(研究・奈良カレッジズ・地域連携・ダイバーシティ推進担当)

(2) 各学部長

(3) 人間文化総合科学研究科長

(4) 保健管理センター所長

(5) その他学長が必要と認めた者

2 前項第五号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 前項の規定に関わらず、学長が特に必要と認める場合は、第1項第五号の委員の任期を2年以内の期間とすることができる。

(運営委員会の委員長)

第8条 運営委員会に委員長を置き、前条第1項第一号の委員をもって充てる。

2 運営委員会の委員長(以下「運営委員長」という。)は、運営委員会を招集し、その議事を整理する。

3 運営委員長に事故あるときは、あらかじめ運営委員長の指名する者がその職務を代行する。

(運営委員会の議事及び議決)

第9条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 委員会の議は、出席委員の3分の2以上の多数により決する。

(人を対象とする研究に関する倫理審査委員会)

第10条 本学に、人を対象とする研究に関する倫理審査を行うため、人を対象とする研究に関する倫理審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、生命・医学系指針及びその他の国が定める指針等を踏まえ、研究計画の実施の適否その他必要な事項について、倫理的及び科学的な観点から審査し、学長に対して意見を述べるものとする。

3 審査委員会は、学長に対して、実施中の研究に関して、研究計画の変更又は中止その他必要な意見を述べることができる。

4 審査委員会は、学長に対して、必要な事項について学会等に設置された他の倫理審査委員会に付議するよう求めることができる。

(審査委員会の組織)

第11条 審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 保健管理センター所長

(2) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者 1名以上

(3) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者 1名以上

(4) 一般の立場を代表する者 1名以上

(5) その他学長が必要と認めた者

- 2 審査委員会は、5人以上の委員かつ男女両性で構成されなければならない。
- 3 第1項第二号から第五号までの委員のうち2名以上は、本学の職員以外の者から委嘱した者（以下「外部委員」という。）とする。
- 4 第1項第二号から第四号までの委員は、学長が任命する。
- 5 第1項第二号から第五号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前項の規定に関わらず、学長が特に必要と認める場合は、第1項第二号から第五号の委員の任期を2年以内の期間とすることができる。

（審査委員会の委員長）

第12条 審査委員会に委員長を置き、前条第1項第一号の委員をもって充てる。

- 2 審査委員会の委員長（以下「審査委員長」という。）は、審査委員会を招集し、その議事を整理する。
- 3 審査委員長に事故あるときは、あらかじめ審査委員長の指名する者がその職務を代行する。

（審査委員会の議事及び議決）

第13条 審査委員会は、次の各号に掲げるすべての事項を満たさなければ、開くことができない。

- (1) 委員の過半数が出席すること。
 - (2) 第11条第1項第二号から第四号に規定する委員がそれぞれ1人以上出席すること。
 - (3) 外部委員が2人以上出席すること。
 - (4) 男性及び女性の委員がそれぞれ1人以上出席すること。
- 2 審査委員会の審査の判定は、出席した委員の全員の合意を原則とする。ただし、審議を尽くしても意見が取りまとまらない場合は、審査委員長が必要と認める場合、出席した委員の3分の2以上の合意をもって審査委員会の判定とすることができる。
 - 3 審査の対象となる研究に携わる研究者等である委員は、当該研究の審査及び議決に加わることはできない。ただし、審査委員会の求めに応じて、当該研究に関する説明を行うことができるものとする。

（審査委員会の委員でない者の出席）

第14条 審査委員会は、必要があるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

（研究の申請及び許可）

第15条 研究責任者は、人を対象とする研究を実施しようとする場合には、別に定める研究倫理審査申請書等により、学長に許可を得なければならない。

- 2 学長は、提出された申請について審査委員会に付議するものとする。

（審査）

第16条 審査委員会は、前条に定める審査の付議を受けたときは、申請書等に基づき審査を行う。

- 2 審査委員会は、必要あるときは、研究責任者を当該研究計画等の審査を行う会議に出席させ、申請内容等の説明を求めることができる。
- 3 審査委員会は、審査が終了したときは、当該審査結果を直ちに文書により学長に報告しなければならない。
- 4 審査の判定は、次に掲げる表示により行う。
 - (1) 承認
 - (2) 条件付き承認
 - (3) 計画の変更
 - (4) 不承認
 - (5) 非該当
- 5 前項に掲げる各号の判定基準は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 科学的妥当性及び倫理的配慮に問題がないため、研究の実施を認める。
 - (2) 研究を実施するに当たり、科学的妥当性及び倫理的配慮に問題を生ずる可能性があるため、審査委員会の付した条件に基づき研究内容を改善した場合に限り、研究の実施を認める。
 - (3) 申請のあった研究方法及び内容では、科学的妥当性及び倫理的配慮に問題があるため、変更勧告に基づき研究方法又は内容を見直した上で、再度申請書の提出を求める。
 - (4) 研究自体に科学的妥当性及び倫理的配慮に問題があるため、研究の実施を認めない。
 - (5) 他の審査委員会に審査を依頼する研究計画である、又は倫理審査の必要がない研究計画である。

(審査結果の通知)

第 17 条 学長は、審査委員会の審査結果報告に基づき、速やかに研究の実施等の可否を決定し、別に定める研究倫理審査結果通知書により、その結果を研究責任者に通知するものとする。

(再審査)

第 18 条 研究責任者は、審査結果に対し異議のある場合は、再審査を申請することができる。

- 2 異議申し立ては、同一の申請について 1 回に限る。
- 3 再審査を申請しようとする場合は、学長から研究倫理審査結果通知書を受領した日の翌日から起算して 1 カ月以内に、研究倫理審査申請書に異議の根拠となる資料を添えて学長に提出しなければならない。
- 4 学長は、再審査の申請を受理したときは、速やかに委員会に諮問する。
- 5 再審査申請の審査、審査結果の通知については、第 16 条及び第 17 条の規定を準用する。

(研究計画の変更)

第 19 条 研究責任者が、第 16 条第 4 項の判定を受けた研究等において、変更をしようとするときは、その変更について学長の承認を得なければならない。

2 研究等の変更の手続きは、第 15 条及び第 16 条の規定を準用する。

(迅速審査)

第 20 条 次に掲げるいずれかに該当する審査について、審査委員会が指名する委員による審査（以下「迅速審査」という。）を行い、これを承認することが適当であると認めた場合は、審査委員会が承認の決議をしたものとみなす。

(1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ているもの

(2) 審査委員会において既に承認された研究計画の軽微な変更

(3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないもの

(4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないもの

(5) 医学系指針及びその他の法令等の適用を受けない研究のうち、審査委員会が迅速審査に該当すると判断したもの

2 前項第二号に該当する事項のうち、審査委員会が事前に確認のみで良いと認めたものについては、報告事項として取り扱うことができる。

3 審査委員長は、前項の規定により審査委員会が承認の決議をしたものとみなしたときは、その旨を審査委員会の委員に報告しなければならない。報告を受けた委員は、当該研究計画を承認することが適当でないとするときは、審査委員長に対し、理由を付した上で、改めて審査委員会における審査を求めることができる。この場合において、審査委員長が必要と認めたときは、審査委員会において審査を行うものとする。

4 指名を受けた委員において、迅速審査が困難と判断された場合には、審査委員会における審査を行う。この場合、指名を受けた委員は困難と判断した旨を、理由を付して審査委員会へ報告する。

5 迅速審査を行う場合の手続き等については、別に定める。

(他機関への一括審査依頼)

第 21 条 研究者等が他の機関と共同して実施する研究について、本学の審査委員会以外で一つの倫理審査委員会による一括した審査を希望する場合、当該研究の研究実施計画書及び同意文書等の書類を審査委員会に提出し、学長に審査依頼の許可を得るものとする。

2 学長は、研究者等より本学以外の機関から発行された審議内容及び結果がわかる書類の写しと本学において実施する研究の内容が確認できる書類を確認後、研究の実施を認めるものとする。なお、必要に応じて、審査委員会での審議を行うこともできる。

(守秘義務)

第 22 条 学長、運営委員会及び審査委員会の委員、並びに研究者等を含む人を対象とする研究に関わる者は、その職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

(教育・研修)

第23条 審査委員会の委員及びその事務に従事する者は、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を継続して受けなければならない。

(研究終了の報告)

第24条 研究責任者は、研究を終了(中止の場合を含む。)したときは、別に定める報告書により、学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、その内容を審査委員会に報告又は付議するものとする。

(インフォームド・コンセント)

第25条 研究者等は、研究対象者に対し、研究の目的、意義及び方法、研究対象者に生じる負担とそれへの対策、予測される結果(リスク及び利益を含む。)、補償の有無、成果公表の方法等(以下「説明事項」という。)について十分に説明した上で、次に掲げる手続きに従って、原則としてあらかじめ研究対象者からインフォームド・コンセントを受けなければならない。ただし、法令の規定による既存試料・情報の提供については、この限りでない。

(1) 侵襲を伴う研究の場合、研究者等は、説明事項を記載した文書により、インフォームド・コンセントを受けなければならない。

(2) 侵襲を伴わない研究で介入を行う研究の場合、研究者等は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、説明事項について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。

(3) 侵襲を伴わない研究で介入を行わない研究のうち、人体から取得された試料を用いる研究の場合、研究者等は、必ずしも文書によりインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文書によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、説明事項について口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法及び内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなければならない。

(4) 侵襲を伴わない研究で介入を行わない研究のうち、人体から取得された試料を用いない研究で要配慮個人情報を取得して実施しようとする場合、研究者等は、必ずしもインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、インフォームド・コンセントを受けない場合には、原則として研究対象者等の適切な同意を受けなければならない。ただし、適切な同意を受けることが困難な場合であって、学術研究の用に供するときその他の研究に用いられる情報を取得して研究を実施しようとすることに特段の理由があるときは、当該研究の実施について、下記に掲げる各事項を研究対象者等に通知し、又は公開し、研究が実施又は継続されることについて、研究対象者等が拒否できる機会を保障することによって、取得した要配慮個人情報を利用することができる。

イ 試料・情報の利用目的及び利用方法(他の機関へ提供される場合はその方法を含む。)

- ロ 利用し、又は提供する試料・情報の項目
- ハ 利用する者の範囲
- ニ 試料・情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称
- ホ 研究対象者又はその代理人の求めに応じて、研究対象者が識別される試料・情報の利用又は他の研究機関への提供を停止する旨
- ヘ ホの研究対象者又はその代理人の求めを受け付ける方法

(5) 侵襲を伴わない研究で介入を行わない研究のうち、人体から取得された試料を用いない研究で要配慮個人情報を取得しない場合、研究者等は、必ずしもインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、インフォームド・コンセントを受けない場合には、当該研究の実施について、前号に掲げる各事項を研究対象者等に通知し、又は公開し、研究が実施又は継続されることについて、研究対象者等が拒否できる機会を保障しなければならない（ただし、研究に用いられる情報（要配慮個人情報を除く。）を共同研究機関へ提供する場合は、学術研究の用に供するときその他の研究に用いられる情報を取得して共同研究機関へ提供することに特段の理由があるときに限る。）。

2 前項に掲げる手続きについて、次に掲げる全ての事項に配慮した上で、文書によるインフォームド・コンセントに代えて、電磁的方法によりインフォームド・コンセントを受けることができるものとする。

- (1) 研究対象者等に対し、本人確認を適切に行うこと
- (2) 研究対象者等が説明内容に関する質問をする機会を与え、かつ、当該質問に十分に答えること
- (3) インフォームド・コンセントを受けた後も、インフォームド・コンセントを受けの際に研究対象者等に対し説明すべき事項を含めた同意事項を容易に閲覧できるようにし、特に研究対象者等が求める場合には文書を交付すること

3 研究責任者は、研究対象者が不利益を受けることなく、研究実施期間において、いつでも同意を撤回し研究への参加を中止できることを確保し、参加しないことによる不利益が生じないようにしなければならない。

4 研究責任者は、研究対象者から第1項のインフォームド・コンセントを受けることが困難な場合であって、研究の重要性が高く、かつ、当該研究対象者からの試料・情報の提供を受けなければ研究が成り立たないと審査委員会が認め、学長が許可した場合に限り、研究対象者の代諾者等からインフォームド・コンセントを受けることができる。

5 研究責任者は、研究対象者等の求めに応じ、研究の進捗状況及びその結果を分かりやすく説明しなければならない。ただし、研究対象者の人権の保障及び知的財産権の保護のため、必要と認められる場合には、この限りでない。

(個人情報の保護)

第26条 研究に関する個人情報は、奈良国立大学機構保有個人情報管理規程及びその他関係法令に基づき取り扱うものとする。

(試料・情報の保存及び廃棄)

第 27 条 研究責任者は、研究のために収集した研究対象者の個人情報及びデータ等の漏えい、滅失、き損等を防ぐため、適切な措置を講じなければならない。また、個人情報を正当な理由なく第三者に提供してはならない。研究期間終了後も同様とする。

2 研究責任者は、試料・情報の保存期間が研究計画書に記載された期間を過ぎた場合は、研究対象者等の同意事項を遵守し、匿名化して廃棄しなければならない。

3 研究責任者は、研究対象者等からインフォームド・コンセントの撤回があった場合は、原則として研究対象者に係る試料・情報を匿名化して廃棄するものとする。

(事務)

第 28 条 運営委員会及び審査委員会の事務は、研究協力課において処理する。

(雑則)

第 29 条 この規程に定めるもののほか、研究の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。なお、この規程の制定に伴い、奈良女子大学研究倫理審査委員会規則（平成 24 年 2 月 15 日規程第 53 号）は、廃止する。

附 則(令和 2 年 5 月 11 日規程第 23 号)

この規程は、令和 2 年 5 月 11 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 3 年 7 月 21 日規程第 7 号)

この規程は、令和 3 年 7 月 21 日から施行し、令和 3 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日女子大規程第 13 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 4 月 1 日女子大規程第 16 号)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

○奈良女子大学における研究上の不正行為の防止等に関する規程

(平成 19 年 2 月 21 日規程第 70 号)

改正 平成 25 年 5 月 22 日規程第 7 号 平成 26 年 2 月 19 日規程第 88 号
 平成 26 年 3 月 19 日規程第 105 号 平成 27 年 3 月 18 日規程第 55 号
 平成 28 年 10 月 20 日規程第 21 号 平成 30 年 2 月 21 日規程第 73 号
 令和元年 7 月 17 日規程第 24 号 令和 2 年 3 月 18 日規程第 153 号
 令和 3 年 12 月 15 日女子大規程第 23 号 令和 4 年 4 月 1 日女子大規程第 69 号
 令和 6 年 4 月 1 日女子大規程第 16 号

(目的)

第 1 条 この規程は、奈良女子大学(以下「本学」という。)において行われる研究上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の適切な措置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「研究者」とは、本学において研究活動に従事する職員（非常勤である者及び研究支援者を含む。）、学生、その他本学の施設及び設備を利用して研究活動を行う者をいう。

2 この規程において、「不正行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ及び成果発表の過程における故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる行為で、次に掲げるものをいう。

(1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

(4) その他、論文の二重投稿（他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為をいう。）、不適切なオーサーシップ（論文著作者を適正に公表せずに論文を投稿する行為をいう。）等研究活動上の不適切な行為であって、行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱が甚だしいもの

3 この規程において、「部局」とは、奈良女子大学組織運営規程第 4 章に規定する教育研究組織、同規程第 5 章に規定する附属学校及び同規程第 6 章に規定する附属教育研究施設等をいう。ただし、研究院は、奈良女子大学研究院規程第 2 条に規定する各学系をいう。

4 この規程において、「部局長」とは、前項に規定する部局の長をいう。

(研究者の責務)

第 3 条 研究者は、不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者は、研究に求められる倫理規範を修得するための教育(以下「研究倫理教育」という。)を受講しなければならない。

- 3 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等、研究に基づき外部に発表する論文及び研究成果を導出するために必要とした各種データ(以下「研究データ」という。)を適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。

(研究データの保存期間)

第4条 研究データの保存期間は、当該研究成果の公開時点から、原則として次に掲げる期間とする。ただし、研究分野の特性に応じ、各部局又は各研究分野において別の定めをすることができる。

- (1) 文書、数値データ、画像などの研究資料 10年間
- (2) 試料や標本などの有体物 5年間

- 2 前項の研究データの保存期間及び管理方法の詳細については、別に定める。

(最高管理責任者)

第5条 本学に、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、大学全体を統括し、最終責任を負う者(以下「最高管理責任者」という。)を置き、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、行動規範を策定・周知し、公正な研究活動を推進するために必要な措置を講じるものとする。

(研究倫理責任者)

第6条 本学に、研究倫理責任者を置き、副学長(研究・奈良カレッジズ・地域連携・ダイバーシティ推進担当)をもって充てる。

- 2 研究倫理責任者は、本学の研究倫理の向上に責任を有し、公正な研究活動を推進する。
- 3 研究倫理責任者は、研究上の不正行為に関して、告発の受付から調査等を統括する。

(研究倫理教育責任者)

第7条 部局に研究倫理教育責任者を置き、部局長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、部局における公正な研究の実施及び研究上の不正行為の防止を図るための研究倫理教育を定期的実施するものとする。
- 3 研究倫理教育責任者は、前項の実施状況を、研究倫理責任者に報告するものとする。

(研究公正委員会)

第8条 研究上の不正行為に関する重要事項を審議するため、研究公正委員会を設置し、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 公正な研究を実施するための教育・啓発活動
- (2) 不正行為が生じた場合の調査、審理及び判定
- (3) その他公正な研究の実施及び研究上の不正行為の防止を図るために必要な活動

- 2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究倫理責任者
- (2) 各学部長
- (3) 人間文化総合科学研究科長
- (4) 学術情報センター長
- (5) 附属学校部長

(6) 各学部及び人間文化総合科学研究科から選出された評議員 各1名

(7) その他委員会が必要と認めた者

3 前項第六号及び第七号の委員は、最高管理責任者が任命する。

4 第2項第六号に定める委員の任期は、その者の評議員としての任期と同一の期間とする。

5 第2項第七号に定める委員の任期は2年とする。ただし、最高管理責任者が特に必要と認める場合は、任期を2年以内の期間とすることができる。

6 委員会に委員長を置き、研究倫理責任者をもって充てる。

7 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

8 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

9 議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

10 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

11 委員会に関する事務は、関係部局の協力を得て、研究協力課において処理する。

(告発等の受付)

第9条 研究活動の不正行為に係る告発等を受付けるため、研究協力課に受付窓口を設置する。

2 告発は、原則として顕名とし、告発対象事案の内容、その他必要事項を記載した申立書(別紙様式1)により、電子メールに添付して送信、又は送付(郵送等によるものとし、FAXによるものは除く。)して行うものとする。

3 前項にかかわらず、匿名による告発があった場合、告発対象事案の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(告発等の取扱い)

第10条 研究倫理責任者は、前条により告発があった場合には、その内容を確認し、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容を明示し、かつ不正とする科学的合理的理由が示されている場合には、当該告発を受理することとし、匿名による告発を除き、当該告発者に対して、受理又は不受理の結果を通知する。

2 研究倫理責任者は、告発が、本学が調査を行うべき内容でない場合は該当する研究機関等に当該告発を回付する。また、告発内容が、他にも調査を行う研究機関等が想定される場合は、該当する機関に当該告発について通知する。

3 他の研究機関等から回付された告発は、本学に告発があったものとして取り扱う。

4 報道や学会等の研究者コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合、匿名の告発があった場合に準じて取扱うものとする。

5 告発の意思を明示しない相談については、研究倫理責任者は、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。これに対して告発の意思表示がなされない場合でも、当該事案の調査を開始することができる。

- 6 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという告発・相談を受けた場合は、研究倫理責任者は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは被告発者に警告を行うものとする。

ただし、被告発者が本学に所属する研究者でないときは、被告発者の所属する機関に事案を回付することができる。また、本学に所属しない被告発者に警告を行った場合は、被告発者の所属する機関に警告の内容等について通知するものとする。

- 7 研究倫理責任者は、本条第1項から前項までの対応について、必要に応じて研究公正委員会を開催し、協議するものとする。

(告発者・被告発者の取扱い)

第11条 告発を受付ける場合、研究倫理責任者は、受付窓口担当職員以外は見聞できないよう告発内容や告発者の秘密保持を徹底する。

- 2 研究公正委員会は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- 3 研究公正委員会は、調査事案が漏洩した場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏洩した場合は、その限りではない。
- 4 悪意に基づく告発を防止するため、研究公正委員会は告発者に調査に協力を求める場合がある。なお、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発を行う場合がある。
- 5 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に告発者に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。
- 6 最高管理責任者は、相当な理由なしに単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を全面的に禁止したり、不利益な取扱いを行ったりしてはならない。

(調査機関等)

第12条 本学に所属する研究者に係る研究活動の不正行為の告発があった場合、原則として本学が告発された事案の調査を行う。

- 2 被告発者が、他の研究機関で行った研究に係る告発があった場合、研究が行われた研究機関と協議して、告発された事案の調査を行うものとする。
- 3 被告発者が、本学を既に離職している場合、現に所属する研究機関と協議して、告発された事案の調査を行うものとする。また、被告発者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、本学が告発された事案の調査を行う。
- 4 告発された研究の分野に関連がある他の研究機関や学協会等の研究者コミュニティに調査を委託することもしくは調査を実施する上での協力を求めることができる。

(予備調査)

第13条 研究倫理責任者は、第9条の規定により告発を受理したときは、速やかに研究公正委員会を開催し、研究上の不正行為に関して本調査が必要かどうかを検討するため、告発内容の合理性、本調査可能性等について予備調査を行う。

- 2 最高管理責任者は、告発の有無に関わらず、相当の信頼性のある情報に基づき、不正行為があると疑われる場合は、当該行為に係る予備調査の開始を研究倫理責任者に命ずることができる。
- 3 予備調査は、告発を受け付けた後、概ね 30 日以内に終えるよう努めなければならない。
- 4 告発等がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発等に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。
- 5 本学に所属する研究者は、予備調査委員会から予備調査の実施に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(予備調査委員会)

第 14 条 研究公正委員会は、前条に定める予備調査を実施するため、第 8 条第 7 項の規定に基づき、予備調査委員会を設置する。

- 2 予備調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 研究公正委員会の委員のうち、委員長が指名した者 若干名
 - (2) 告発に係る調査の対象者が所属する部局長
 - (3) その他研究公正委員会が必要と認めた者
- 3 委員は、最高管理責任者が任命する。
- 4 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 5 予備調査委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 6 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、被告発者に対して事情聴取を行うことができる。また、本学に所属する研究者に対しそれらが保有する資料の保全等を命ずることができる。
- 7 予備調査委員会は、予備調査の終了後、当該予備調査の結果を速やかに研究公正委員会に報告する。
- 8 研究公正委員会は、前項の報告を受けた場合には、速やかに最高管理責任者に当該予備調査の結果を報告する。

(本調査)

第 15 条 研究公正委員会は、前条第 7 項の報告に基づき、告発がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う。

- 2 研究公正委員会は、前項により本調査を行うことを決定した場合、最高管理責任者に報告するとともに、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。
- 3 研究公正委員会は、被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。
- 4 最高管理責任者は、当該事案に係る研究資金の配分機関及び文部科学省(以下「配分機関等」という。)に本調査を行う旨を報告するものとする。
- 5 本調査は、実施の決定後、概ね 30 日以内に開始するものとする。

6 研究公正委員会は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者及び被告発者(第14条第6項の規定により事情聴取を行った場合に限る。)に通知するとともに、最高管理責任者に報告するものとする。この場合、研究公正委員会は予備調査に係る資料等を保存し、配分機関等や告発者の求めに応じ開示するものとする。

7 本学に所属する研究者は、調査委員会から本調査の実施に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(調査委員会)

第16条 研究公正委員会は、前条に定める本調査を実施するため、第8条第7項の規定に基づき、調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究公正委員会の委員のうち、委員長が指名した者 若干名
- (2) 告発に係る調査の対象者が所属する部局長
- (3) 学部又は人間文化総合科学研究科から選出された教員 若干名
- (4) 本学に所属しない有識者・学識経験者 若干名
- (5) その他研究公正委員会が必要と認めた者

3 委員は、最高管理責任者が任命する。

4 調査委員会の委員の半数以上は、第2項第四号に定める委員でなければならない。

5 第2項に定める委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係(例えば、不正行為を指摘された研究が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど)を有しない者でなければならない。

6 調査委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

7 委員長は、委員会を招集し、議長となる。ただし、委員長に事故ある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

8 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

9 研究公正委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。これに対し告発者及び被告発者は、7日以内に異議申立書(別紙様式2)を研究公正委員会に提出することができる。

10 異議申立てがあった場合、研究公正委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の方法等)

第17条 本調査は、指摘された当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行う。

2 調査委員会が、被告発者に対して再実験などにより再現性を示すことを求めた場合、あるいは被告発者自らの意思によりそれを申し出た場合は、それに要する期間及び機会(機器、経費等を含む)を保障しなければならない。ただし、被告発者により同じ内容の申し出が繰り返して行われた場合において、それが当該事案の引き延ばしを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めないことができる。

- 3 調査の対象には、告発等に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。
- 4 調査委員会は、本調査に当たって、告発等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。
- 5 研究公正委員会は、配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を配分機関等に提出するものとする。
- 6 本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮する。

(説明責任)

第 18 条 調査委員会の調査において、被告発者が告発に係る疑惑を晴らそうとする場合は、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(認定)

第 19 条 調査委員会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。

- 2 調査委員会は、不正行為に関する証拠が提出された場合において、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。研究データの不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、本来存在すべき基本的な要素を十分に示すことができなかつた場合等正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。
- 3 調査委員会は、本調査の開始後、概ね 150 日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定する。
- 4 不正行為が行われなかつたと認定された場合で、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、第 1 項から前項までの認定を終了したときは、速やかに研究公正委員会に報告する。

(調査結果の通知及び報告)

第 20 条 研究公正委員会は、調査委員会から第 19 条第 5 項の認定結果の報告を受けた場合は、ただちに最高管理責任者に報告するとともに、調査結果(認定を含む。以下同じ)を速やかに告発者及び被告発者(被告発者以外で不正行為に関与したと認定された

者を含む。)に通知する。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関に当該調査結果を通知する。

2 最高管理責任者は、配分機関等に当該調査結果を報告する。また、告発等がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査で、不正行為があったと認定されたときは、取り下げなど研究者が自ら行った善後措置や、その措置をとるに至った経緯・事情等をこれに付すものとする。(前項の後段の場合も同様とする。)

3 悪意に基づく告発との認定があった場合、研究公正委員会は告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

(秘密の保持)

第 21 条 不正行為に係る告発・調査等に関わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(不服申立て)

第 22 条 不正行為と認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して概ね 20 日以内に、不服申立書(別紙様式 3)を研究公正委員会委員長に提出することができる。ただし、その期間内であっても同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された被告発者は、前項により不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合は、研究公正委員会の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。

4 不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会(前項ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者)は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、ただちに研究公正委員会に報告し、研究公正委員会は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とする調査委員会が判断するときは、研究公正委員会は以後の不服申立てを受け付けないことができる。

5 調査委員会が、再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合にはただちに研究公正委員会に報告し、研究公正委員会は、最高管理責任者に報告するとともに、被告発者に当該決定を通知する。

6 研究公正委員会は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、最高管理責任者に報告するとともに、告発者に通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

7 調査委員会が、再調査を開始した場合は、概ね 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果をただちに研究公正委員会に報告し、研究公正委員会は、最

最高管理責任者に報告するとともに、当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。

- 8 悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合、研究公正委員会は、最高管理責任者に報告するとともに、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。
- 9 最高管理責任者は、第1項及び第2項に係る不服申立て、及び第4項に係る不服申立ての却下もしくは再審査の実施の決定があった場合には、配分機関等に報告する。
- 10 第8項の不服申立てについては、調査委員会(第3項ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者)は概ね30日以内に再調査を行い、その結果を研究公正委員会に報告するものとする。研究公正委員会は、最高管理責任者に報告するとともに、この審査の結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。
- 11 最高管理責任者は、再調査の結果について配分機関等に報告する。

(調査資料の提出)

第23条 研究公正委員会は、配分機関等から、当該事案に係る資料の提出または閲覧を求められた場合、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、提出するものとする。

(調査結果の公表)

第24条 最高管理責任者は、研究公正委員会から不正行為が行われたとの認定の報告があった場合は、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、速やかに調査結果を公表する。

なお、公表する調査結果の項目は、原則として次のとおりとする。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名・所属
 - (2) 不正行為の内容
 - (3) 公表時までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員会の構成
 - (5) 調査の方法・手順
 - (6) 不正行為の発生要因と再発防止策
- 2 最高管理責任者は、研究公正委員会から不正行為が行われなかったとの認定の報告があった場合は、原則として調査結果を公表しない。

(措置)

第25条 最高管理責任者は、被告発者に対し、調査中あるいは配分機関等による措置等がなされるまでの間などにおいて、以下のような措置をとることができる。

- (1) 本調査を行うことが決まった後、調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止すること。
- (2) 不正行為が行われたとの認定があった場合、ただちに当該事案に係る資金の使用中止や内部規程に基づき適切な処置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告すること。

(3) 不正行為が行われなかったと認定された場合、本調査に際してとった研究費の支出停止の解除等必要な措置を講じるとともに、被告発者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じること。

2 告発が悪意に基づくものと認定された場合、告発者が本学に所属する者であるときは、最高管理責任者は、当該者に対し、内部規程に基づき適切な処置を行う。

(雑則)

第 26 条 この規程の実施のため必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 5 月 22 日規程第 7 号)

この規程は、平成 25 年 5 月 22 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 26 年 2 月 19 日規程第 88 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 19 日規程第 105 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 18 日規程第 55 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 10 月 20 日規程第 21 号)

この規程は、平成 28 年 10 月 20 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 30 年 2 月 21 日規程第 73 号)

この規程は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 7 月 17 日規程第 24 号)

この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 18 日規程第 153 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 12 月 15 日女子大規程第 23 号)

この規程は、令和 3 年 1 2 月 1 5 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日女子大規程第 69 号)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 4 月 1 日女子大規程第 16 号)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

国立大学法人奈良国立大学機構 奈良女子大学
大学院人間文化総合科学研究科 工学専攻

学生確保の見通し等を記載した書類

	目次	ページ
1	学生確保の見通し及び申請者としての取組状況.....	2
1.1	学生確保の見通し.....	2
1.1.1	定員充足の見込み.....	2
1.1.2	定員充足の根拠となる客観的なデータの概要.....	2
1.2	学生確保に向けた具体的な取り組み状況.....	10
1.3	学生納付金の設定の考え方.....	11
2	人材需要の動向等社会の要請.....	12
2.1	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）.....	12
2.2	上記 2.1 が社会的、地域的な人材需要の動向を踏まえたものであることの客観的な根拠.....	12
2.3	上記 2.1 が社会的、地域的な人材需要の動向を踏まえたものであることのその他の根拠.....	17

1 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況

1.1 学生確保の見通し

1.1.1 定員充足の見込み

工学専攻の入学定員の設定にあたり、基礎学部となる工学部等からの入学ニーズを基に、入学ニーズと輩出した修了生に対する社会からの需要等を分析して、入学定員を設定する。

基礎学部等からの入学ニーズについては、下記「1.1.2 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要」で示す通り、現工学部 3 回生～1 回生を主な対象とした入学意向調査、6 つの理系学科(数物科学科、化学生物環境学科、食物栄養学科、心身健康学科、情報環境学科、住環境学科)から本学大学院への進学実績、及び前身の生活工学共同専攻を含めた7つの理系専攻(食物栄養学専攻、心身健康学専攻、情報環境学専攻、生活工学共同専攻、住環境学専攻、数物科学専攻、化学生物環境学専攻)への他大学等からの進学実績を基に分析した結果、少なくとも 25 名程度の進学実績が継続的に見込まれることが分かった。このような入学ニーズに基づき、工学専攻の入学定員を 25 名と設定する。また、見込まれる入学者に対して 14 名の専任教員が配置となる。教員 1 人当たりの見込み入学者数(ST 比)は 1.76 となり、複数教員による研究指導体制を敷くことなどを考慮したとしても、十分な指導体制を採ることができる入学定員となっている。

修了生に対する社会からの需要については、下記「2.人材需要の動向等社会の要請」で示す通り、10 件 100%の採用意向があり、工学専攻の養成する「分野横断的な知識に基づいて融合と協創を行える工学系女性人材」と社会のニーズが合致している。

1.1.2 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

ア 基礎学部(工学部 3 回生～1 回生)における入学意向調査結果

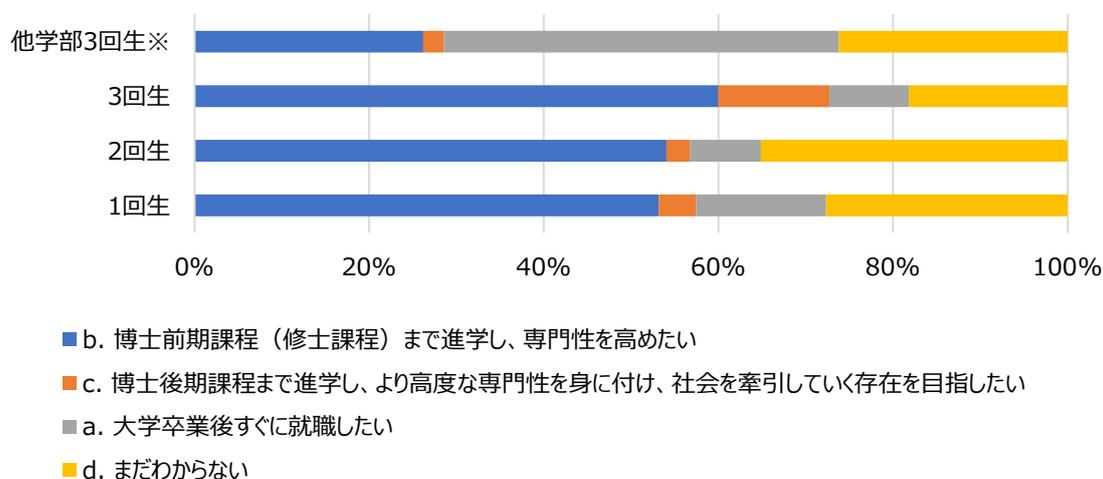
工学専攻の設置に関する入学ニーズ把握のため、基礎学部となる工学部 3 回生～1 回生(在籍者数: 158 名)を対象に、進学に関する意向調査を行った。調査は、【資料1: 奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科 工学専攻(博士前期課程) 設置計画案に関するアンケート調査票】のアンケート項目により実施した。生活環境学部、理学部、文学部の 3 回生に対しても同じ意向調査を行い、工学部の1学年の学生数と同等の回答数を得たため、参考として使用した。意向調査結果は、以下のとおりである。

工学専攻設置計画案に関する意向調査結果

アンケート回答人数

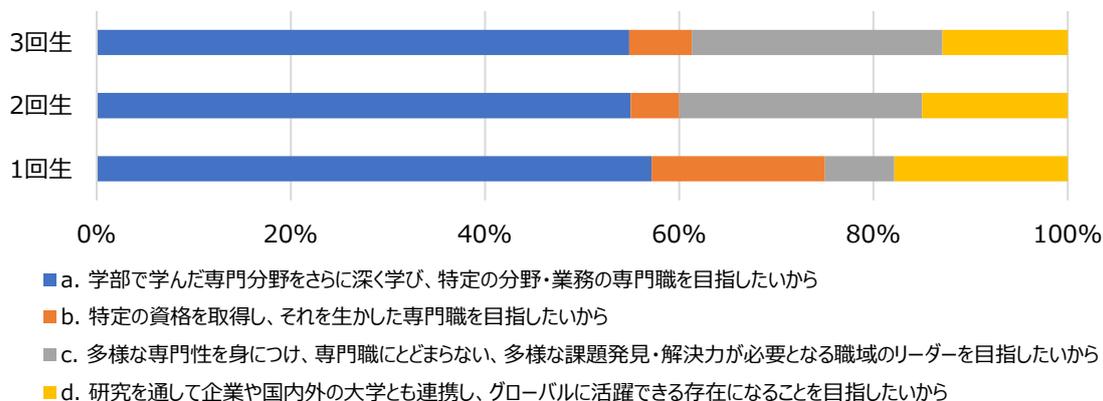
学部	学年	学生数	実施数	実施率
工学部	3 回生	58	55	0.95
	2 回生	48	37	0.77
	1 回生	52	47	0.90
他学部	3 回生	—	42	—

「設問1. 大学院への進学希望はありますか。」に対する回答

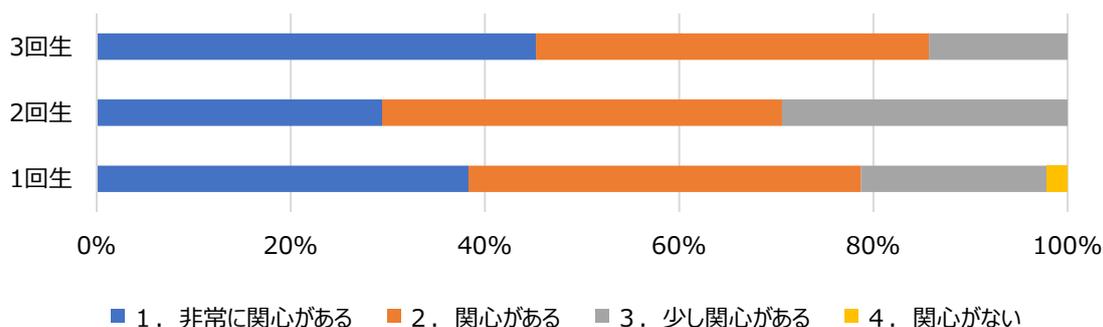


※参考として、他学部3回生42名の回答結果も掲載

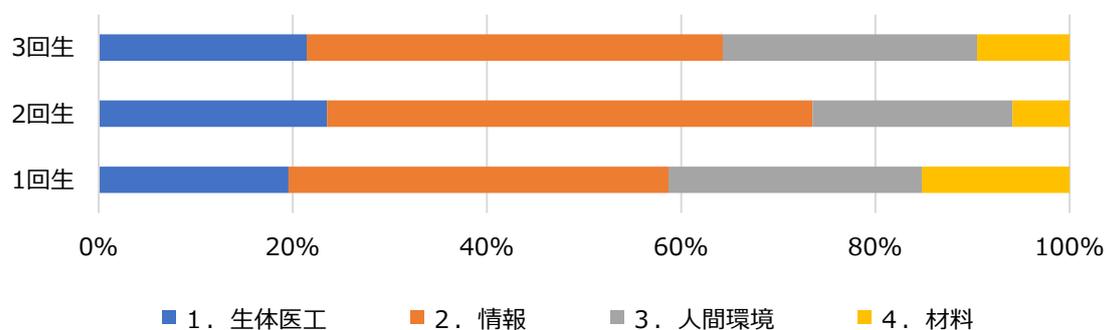
「・設問2. 設問1で b か c を選択した方にお聞きます。進学希望の理由はどのようなものですか。」に対する回答



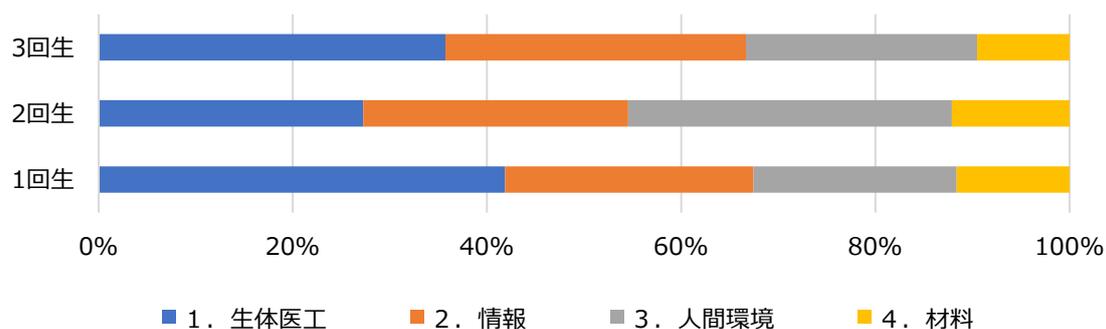
「・設問3. ある分野の専門性を有しつつ、他の専門に対する理解も深めることで、分野間のコミュニケーションを円滑に進める人材を目指す博士前期課程について、関心がありますか。」に対する回答



「・設問4. 設問3で1～3を選択した方にお聞きします。人間情報分野と環境デザイン分野において、どのような専門性を優先的に身に付けたいですか。」に対する回答

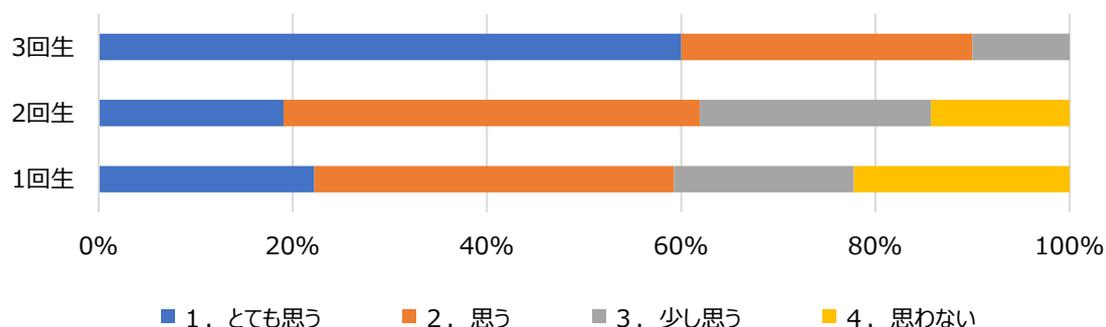


「・設問5. 設問3で1～3を選択した方にお聞きします。人間情報分野と環境デザイン分野において、設問4で回答した以外でどのような専門性を身に付けたいですか。」に対する回答

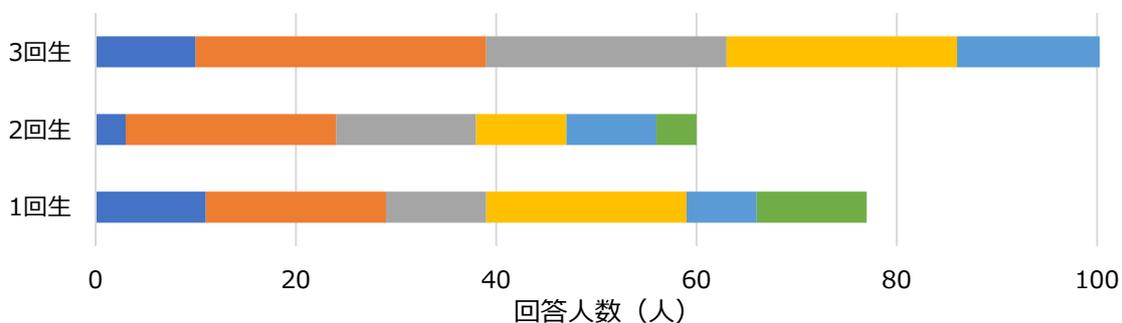


「・設問6. 奈良女子大学に工学専攻(博士前期課程)を設置した場合、(個人の事情が許せば)入学したいと思いますか。」に対する回答

※設問1において「b.」「c.」のいずれかを回答した学生の結果のみ集計



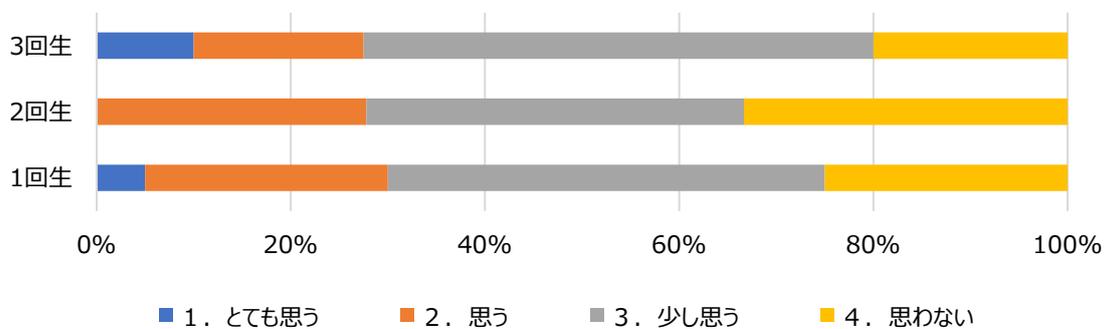
「・設問7. 設問6で 1～3 を選択した方にお聞きします。入学したいと思う理由はどのようなものですか。
(複数選択可)」に対する回答



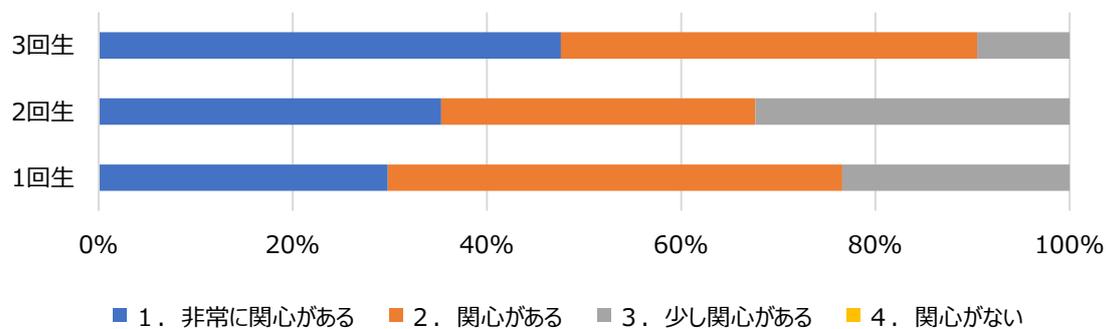
- 1. 男性の目を気にせずに学びたいから
- 2. 学部までで慣れた環境を変えたくないから
- 3. 大学院を変えると、新しい環境への対応や就職活動などで修士課程での実質的な研究期間が短くなるから
- 4. 奈良女子大でしか勉強できない工学があるから (例えば、芸術系と他分野の融合など)
- 5. 奈良女子大学工学専攻の「自分野の専門性と異分野に対する理解のある人材を育成する理念」に共感したから
- 6. 奈良女子大学工学専攻のカリキュラムが魅力的だから

「・設問8. 設問6で 1～3 を選択した方にお聞きします。博士前期課程修了後、奈良女子大学に工学専攻(博士後期課程)があれば進学してみたいと思いますか。」に対する回答

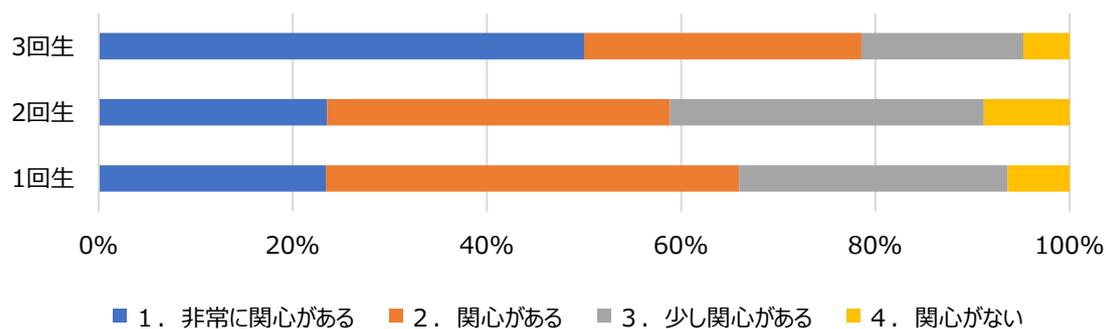
※設問1において「b.」「c.」のいずれかを回答した学生の結果のみ集計



「・設問9. 企業・研究所等における研究・開発に参加し、工学的研究の社会に対する波及効果について学ぶことや、波及効果を見据えた課題設定力・解決力を身につけることに興味がありますか。」に対する回答



「・設問10. 女性エンジニアワークショップなどを通して女子中高生が工学に興味を持つ、あるいは工学系の大学(学部)に進学することを後押しすることに関心がありますか。」に対する回答



イ 基礎学部(工学部 3 回生～1 回生)の大学院進学希望者のうち、本大学大学院への進学者の見込み

上記の「ア」で示したアンケート調査結果は、基礎学部である工学部 3 回生～1 回生を対象としたものであるが、大学院進学希望者のうち、本大学大学院への進学者の見込みについては、6 つの理系学科(数物科学科、化学生物環境学科、食物栄養学科、心身健康学科、情報衣環境学科、住環境学科)から本学大学院への過去の 5 年間の実績を活用し、算出する。本学大学院及び他大学大学院への上記 6 つの理系学科からの進学者の過去 5 年間の実績は以下のとおりであり、大学院進学希望者のうち 80%程度が本学大学院へ進学すると見込まれる。

6 つの理系学科における過去 5 年間の学内外への進学者数の内訳

	R1	R2	R3	R4	R5	R1～R5 平均
本学大学院への進学者数 () 内は割合	128 (0.84)	113 (0.76)	134 (0.83)	135 (0.78)	131 (0.76)	128 (0.80)
他大学大学院への進学者数 () 内は割合	24 (0.16)	36 (0.24)	27 (0.17)	39 (0.22)	38 (0.22)	33 (0.20)

ウ 基礎学部(工学部 3 回生～1 回生)以外からの進学者の見込み

上記の「ア」で示したアンケート調査結果は、基礎学部である工学部 3 回生～1 回生を対象としたものであるが、基礎学部以外から進学してくる者の見込みについては、前身の生活工学共同専攻を含めた 7 つの理系専攻(食物栄養学専攻、心身健康学専攻、情報衣環境学専攻、生活工学共同専攻、住環境学専攻、数物科学専攻、化学生物環境学専攻)の過去の 5 年間の実績を活用し、算出する。本学及び他大学等から上記 7 つの理系専攻への進学者の過去 5 年間の実績は以下のとおりであり、進学者全体のうち 14%程度の進学が他大学等から見込まれる。

7 つの理系専攻における過去 5 年間の学内外からの進学者数の内訳

	R2	R3	R4	R5	R6	R2～R6 平均
本学からの進学者数 () 内は割合	128 (0.79)	116 (0.83)	134 (0.84)	138 (0.90)	135 (0.92)	130 (0.86)
他大学等からの進学者数 () 内は割合	34 (0.21)	24 (0.17)	25 (0.16)	15 (0.10)	12 (0.08)	22 (0.14)

エ 基礎学部を主な対象とした意向調査、6つの理系学科から本学大学院への進学実績、及び7つの理系専攻への他大学等からの進学実績を基にした学生確保に関するまとめ

上記の「ア 基礎学部(工学部3回生～1回生)における入学意向調査結果」、「イ 基礎学部(工学部3回生～1回生)の大学院進学希望者のうち、本学大学院への進学者の見込み」及び「ウ 基礎学部(工学部3回生～1回生)以外からの進学者の見込み」から算出される入学定員の見込みは以下の通りである。

1. アンケート調査設問1と設問6の結果からの想定進学者数

設問1の進学希望者、かつ、本学の工学専攻への進学希望に関する設問6(「とても思う」「思う」「少し思う」「思わない」)のうち、進学したいと思う学生(「とても思う」「思う」の回答者)の内訳は

3回生:回答者55名中36名

(アンケート未実施2名)

2回生:回答者37名中13名

(アンケート未実施11名、高専からの3年次編入10名)

1回生:回答者47名中16名

(アンケート未実施5名、高専からの3年次編入10名予定)

であり、3学年平均は22名であった。

*2回生はアンケート未実施者が11名おり、かつ1、2回生は3年次編入生が加わるため、1、2回生の想定進学者数は増加すると考えられる。また、3回生の本学の工学専攻の進学希望率が2～1回生に比べて高くなっている理由は、本学の工学部の特色の1つであるレイトスペシャリゼーションにより、専門科目の履修が増えるほど進学意欲が高まるためであると考えられる。したがって、実際には上記よりも3学年平均の進学者数が増える可能性が高く、最低限として見積もられた3学年平均の想定進学者数(22名)より増えると予想される。

進路確定率が最も高いと考えられる3回生のうち、本学の工学専攻への進学希望に関する設問6において、「とても思う」、「思う」と回答した学生の進路希望内訳は

「とても思う」、かつ進学希望:55名中24名

「思う」、かつ進学希望:55名中12名

「とても思う」、かつ未定:55名中2名

「思う」、かつ未定:55名中6名

であった。

アンケート調査時点での進学希望者率は65%(36/55)であるが、進路未定者を含めると80%(44/55)となっている。この割合は、上記1.1.2のイで示した6つの理系学科の過去5年間の学内外への進学者数の内訳における本学大学院への進学割合の実績値(80%)と一致していることから、実際の進学希望者率はアンケート調査時点よりも増えると予想される。

2. 他大学、他学部等から本学大学院への想定進学者

上記 1.1.2 のウで示した 7 つの理系専攻における過去 5 年間の学内外からの進学者数の内訳における「5 年間平均で 86%が本学、14%が他大学等から進学」という実績と、上記1の 3 学年平均人数を用いると、他大学、他学部等を含めた本学大学院への想定進学者は

$$22 \text{ 名} \div 86\% = 25.6 \text{ 名}$$

と見積もられる。

* 学内の他学部・他学科と連結した大学院の専攻への進学者は年に 0~1 名であり、また流出と流入両方の可能性から工学専攻においては±0 名として扱った。

3. 他大学の ST 比からの定員上限

近隣の国立大学大学院の工学系研究科(奈良先端科学技術大学院大学 先端科学技術研究科、京都大学大学院 工学研究科、大阪大学大学院 工学研究科)の教員 1 人当りの学生定員数(ST)は以下の通り 1.84~1.89 である。これより本学大学院工学専攻の ST 比を 1.8 とすると、工学専攻の専任教員のうち、修士論文の研究指導の担当者は 14 名であるので、ST 比から考えられる定員上限は

$$\text{教員 } 14 \text{ 名} \times 1.8 = 25.2 \text{ 名}$$

となる。この人数は上記 2 で見積られた想定進学者 25.6 名よりもわずかに少ない。ただし、本学の少人数教育という特色から、他大学より ST 比は小さいことが望ましい。

(参考:学生 25 名÷教員 14 名=1.76)

近隣の国立大学大学院の工学系研究科の教員 1 人当りの学生定員数			
	学生定員数	教員数	ST 比
奈良先端科学技術大学院大学 先端科学技術研究科	350	186	1.88
京都大学大学院 工学研究科	688	374	1.84
大阪大学大学院 工学研究科	811	428	1.89

以上を踏まえて、工学専攻の入学定員を 25 名と設定した。

1.2 学生確保に向けた具体的な取り組み状況

専攻として、組織的に下記のような取り組みを戦略的に実施する。

(1) 大学院進学説明会の実施

大学院進学説明会を6月と12月時期を含む2回以上開催し、博士前期課程での教育・研究、修士号取得までの流れ、および修了後のキャリアパスを具体的に説明する。また、ロールモデルとなり得るように、現役の大学院生による、自身の大学院での研究生活・院生生活に関する紹介を通じて大学院のイメージの具体と大学院生活の魅力に触れることで、進学へのモチベーションをあげる活動を行う。進学説明会は学部初年次生からの参加を促すとともに多くの学生に参加を呼びかけ、初年次から大学院進学についての意識づけを行う。6月の大学院進学説明会では、大学生活に慣れてきた学部1回生に対し、卒業後の進路として大学院進学への意識付けを行い、進路希望に「進学」の選択肢を強く意識させる。また、入学者選抜は8月に実施予定であるため、進学希望の学部3回生に対しては、およそ1年前からの準備、学部4回生に対しては、迫ってきた大学院受験の具体的なイメージを喚起させることを狙い、この時期に説明会を実施することとする。12月の大学院進学説明会では、就職活動の準備や進路を決定する時期にあたる学部3回生を含めて大学院での研究生活を紹介することで、進学への意識付けの効果を狙い、この時期にも説明会を実施することとする。

(2) ホームページによる広報活動

研究科のホームページを新たに立ち上げ、教育の特色、教育組織、研究内容、カリキュラム、進路、入試の実施概要等の情報を広く発信する。英語によるホームページも作成し、グローバルな規模での受験生の獲得につなげる。

(3) 専攻案内(小冊子)の作成、配布

教育の特色、教育組織、研究内容、カリキュラム、進路、入試の実施概要などを紹介した工学専攻紹介リーフレットを分野ごとに作成し、進学説明会などで配付する。また、理系学科からの専攻への進学者の割合が約8割となっているので、理工学系の大学院を有する近畿圏の大学及び高等専門学校にもリーフレットを発送し、受験者の掘り起しに努めることで、学生数の上乘せを図っていく。工学部パンフレットにも、大学院生の活動を紹介し、進路の一つとして大学院進学を意識させる。4月の入学時に工学部パンフレットが学部学生に配付されるので、大学院生が自身のロールモデルとなるように、写真とともに掲載される大学院生の活動紹介を通し、大学院とそこでの生活の魅力を最大限伝え、本専攻への大学院進学の動機づけを与える。

(4) 経済的サポートの紹介

経済的理由で進学をあきらめようとするのが無いように、授業料免除制度や日本学生支援機構による奨学金制度のサポート制度を積極的に紹介する。

1.3 学生納付金の設定の考え方

本学の納付金は、授業料年額 535,800 円で「国立大学等の授業料その他費用に関する省令」第 2 条に定める標準額と同額、かつ近隣の国立大学法人と同額である。

2 人材需要の動向等社会の要請

2.1 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的(概要)

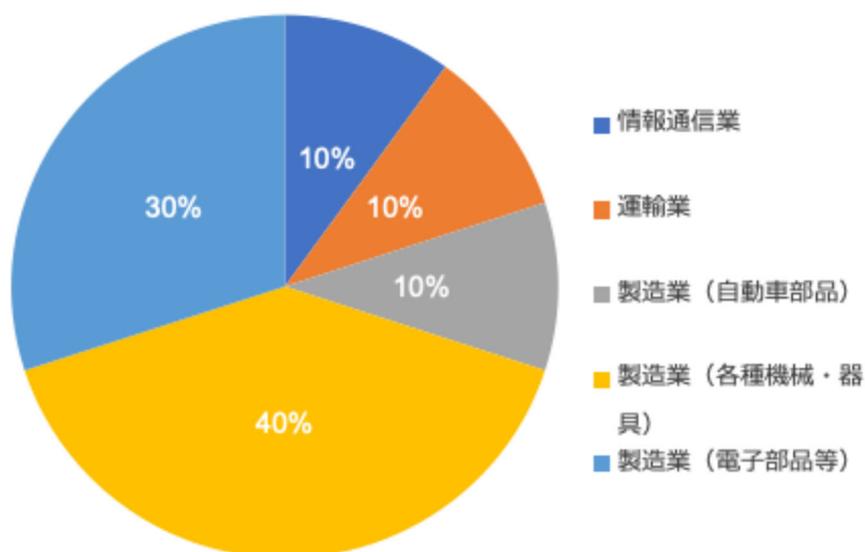
工学専攻では、人と自然が調和した豊かな社会を実現するために、高度な専門能力、ならびに異分野への理解力と高い倫理感を兼ね備えつつ、時代の流れに即した科学技術の発展に資する人材の育成を養成することを目的とする。

2.2 上記 2.1 が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

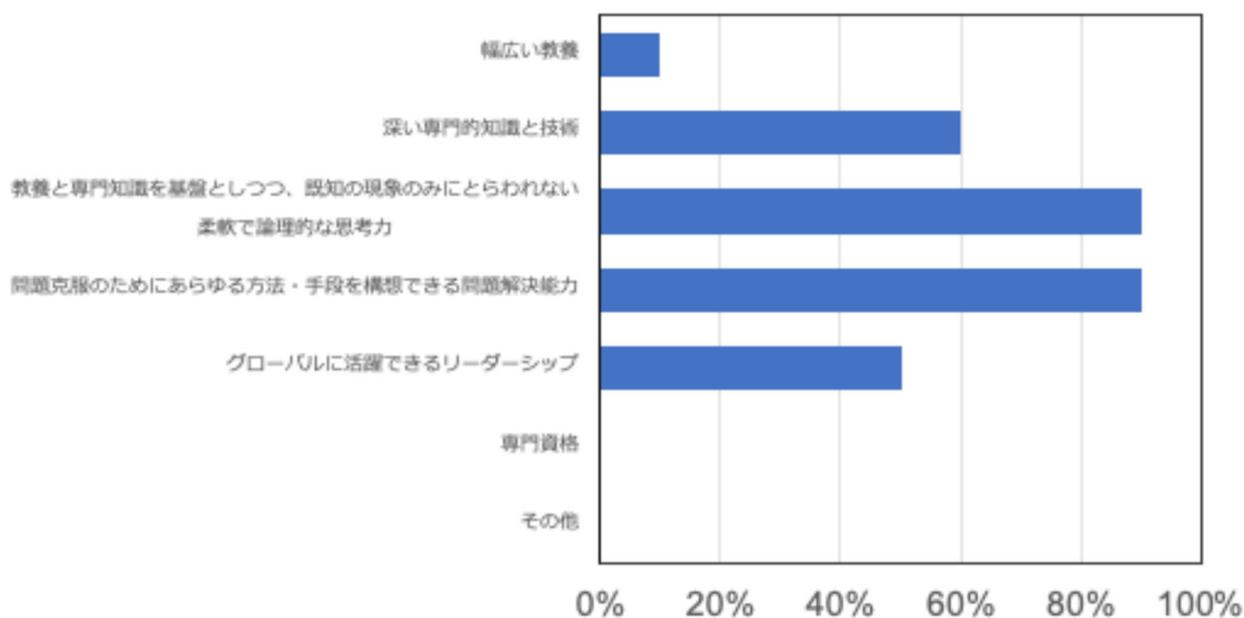
社会的・地域的な人材需要の動向等を調査するため、令和6年6～7月に企業・団体等9社10件を対象としたアンケート調査を実施した。調査は、養成する人材像・教育課程等を示すものとして【資料2: 奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科工学専攻(博士前期課程)設置計画案に関するアンケート調査票(及び別紙資料 2・3)】のアンケート項目により実施した。実施結果は以下の通りである。

工学専攻設置計画案に関する意向調査結果

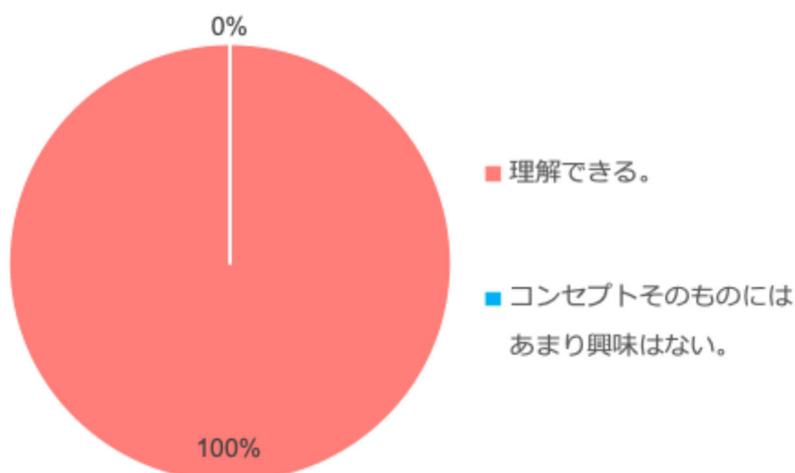
「・設問1-1. 貴社・貴団体の該当する事業区分を選択してください。」に対する回答



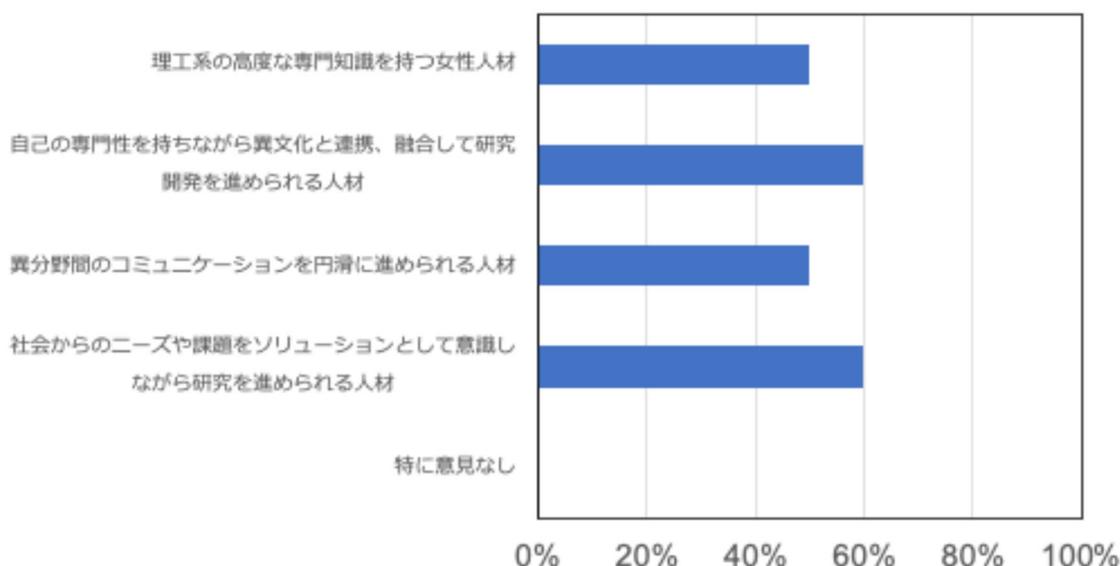
「・設問1-2. 貴社・貴団体において、大学院修了者を採用する場合、特に求めたい素養は何でしょうか。3つ以内を選択してください。」に対する回答



「・設問2. 分野横断的な知識に基づいて融合と協創を行える工学系女性人材の育成を目指す工学専攻設置計画案のコンセプトについてお伺いします。」に対する回答



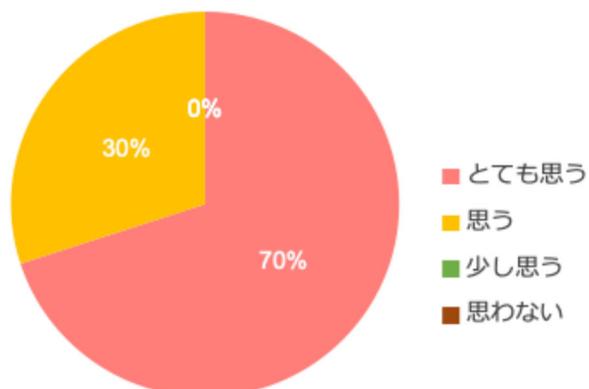
「・設問3-1. 具体的な工学専攻の内容から受ける印象として、特に(採用人事の面から)興味を感じるものを選択してください。(複数選択可)」に対する回答



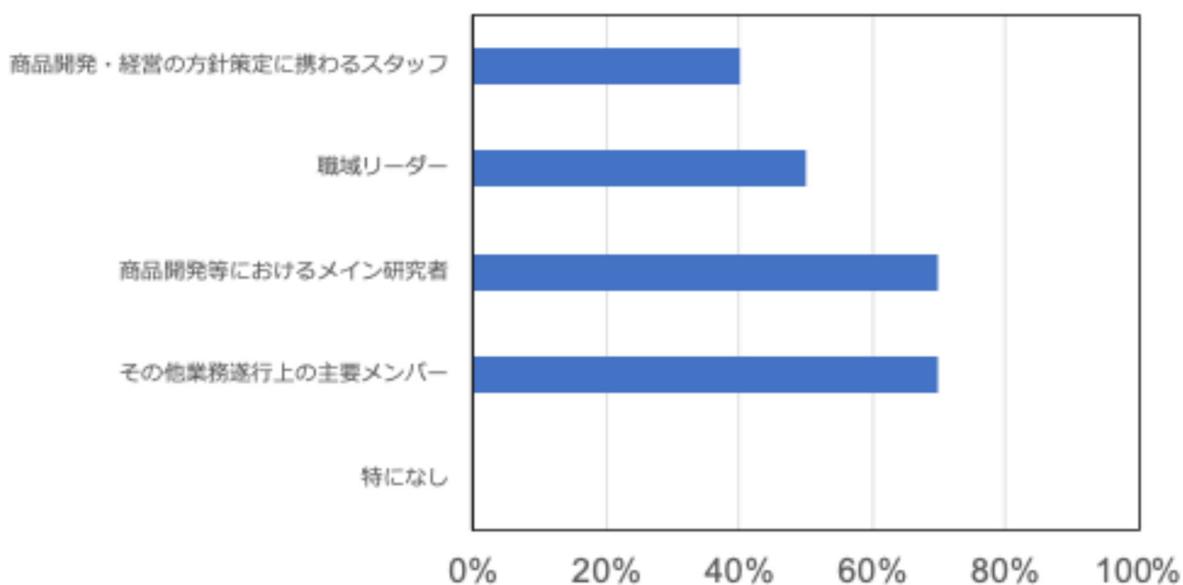
「・設問3-2. 上記「3-1」で選択した項目について、どのように興味を持たれたか簡潔にご記入ください。なお、複数選択されている場合は、どの選択肢に関する記述かを、アルファベットにより明示してください。」に対する回答

- ・女性エンジニアの採用強化を重視しているため
- ・鉄道事業（輸送サービス業）において最も重要な観点であるため
- ・自ら課題を設定し、その解決に向けて取り組むことのできる人材の重要性を感じているため
- ・幅広い分野の理論と演習が専門科目として設定されており、個人の専門性の深化と他分野知識の習得ができる印象を持った。また産学連携での取り組みでより実践に近い技術を身に着けることができると感じた。
- ・ a：製品の開発にあたり、理工系の高度な専門知識を必要としているから。 b：既存事業の拡大だけでなく新たなソリューションが求められており、イノベーション創出につながる異文化との連携・融合が求められるから。 c：製品開発において、チームで取り組むことを主としており、コミュニケーションが求められるから。 d：社会のニーズや課題にソリューションを提供することに取り組んでいるから。
- ・当社の企業活動も社会課題解決を軸に据えており、この志に共感してくれる方、その中で自身研究の専門性を活かしながら、いかに貢献するかを考えられる方の育成に期待しています。
- ・マーケットインの必要性から

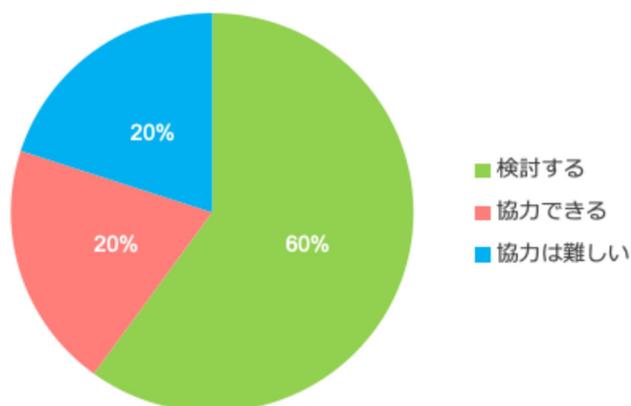
「・設問4-1. 奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科工学専攻の博士前期課程修了者（修士の学位を取得した者）を採用したいと思いますか。」に対する回答



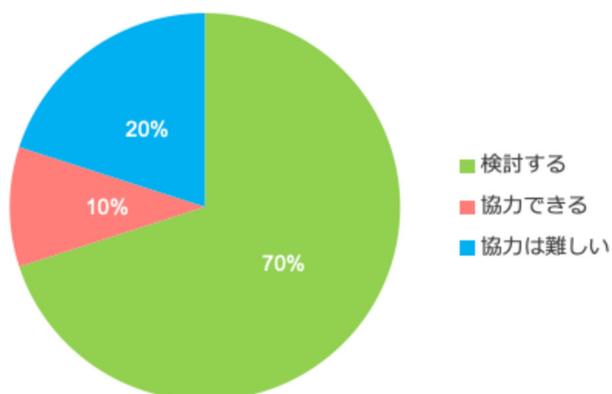
「・設問4-2. 上記「4-1」で1~3を選択した方にお聞きします。修了者に対して、採用後どのような活躍を期待しますか。（複数選択可）。」に対する回答



「・設問5. 学生が企業・研究所等における研究・開発に参加し協創力を身につける実習「協創工学実習 I・II」にご協力いただけますでしょうか。実習の詳細については、添付の別紙資料2をご確認ください。」に対する回答



「・設問6. 工学専攻の講義や実習へのゲスト講師派遣についてご協力いただけますでしょうか。」に対する回答



設問2において、「理解できる」の回答率は100%であり、設問3—1において、「自己の専門性を持ちながら異分野と連携、融合して研究開発を進められる人材」、「異分野間のコミュニケーションを円滑に進められる人材」の回答率はそれぞれ60%、50%であった。また設問4において、「とても思う」、「思う」を合わせた回答率は100%であり、設問4—2において、「職域リーダー」、「商品開発等におけるメイン研究者」、「その他業務遂行上の主要メンバー」の回答率はそれぞれ50%、70%、70%であった。

これらの結果から、工学専攻が養成する「分野横断的な知識に基づいて融合と協創を行える工学系女性人材」に対して企業・団体等から高い割合での採用の意向があり、さらに、修了生には採用後に中心的なメンバーとしての活躍を期待していることが分かった。

2.3 上記 2.1 が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることその他の根拠

上記 2.1 が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることその他の根拠として、以下の(1)(2)の 2 点が挙げられる。

(1)工学専攻の設置にあたっては、DMG 森精機、川崎重工業、パナソニック、ソニーグループ、東芝情報システムなどの大手企業から要望を得ている。併せて、工学専攻で実施予定の科目である協創工学実習において、人間情報分野(情報系、生体医工学系)と環境デザイン分野(材料系、建築系)の両分野の学生に対し、アルプスアルパイン、川村義肢、DMG 森精機、デンソー先端技術研究所、日産自動車、パナソニック、ミズノなどの企業が現時点で協力の意向を示している。また、工学専攻の基礎学部である工学部で実施している女性エンジニア養成プログラム「Women Engineers Program」においては、SMC、川崎重工業、住友電工グループ、DMG 森精機、東芝情報システム、ソニーグループなどがメインサポーターとなっている。これらの企業の協力は、本学が養成する工学系女性人材への期待の表れであり、工学系女性人材の社会的・地域的な需要は大きい。

(2)工学専攻の前身の生活工学共同専攻における令和 6 年度博士前期課程修了生(令和 7 年 4 月入社)向けの求人は、【資料 3:奈良女子大学 生活工学共同専攻への求人票送付企業一覧(2025 年 4 月入社)】のとおり、技術職を中心として 71 の企業から求人票の提出があった。この中で、学校推薦の人数について明記している企業の求人人数の合計は 50 名を超えており、生活工学共同専攻を発展させた工学専攻においても同等以上の求人数が見込める。

なお、生活工学共同専攻の過去 5 年間の就職先等については、【資料 4:奈良女子大学 生活工学共同専攻における過去 5 年間の就職・進学実績】のとおりである。

以上から、本学が養成する修士課程の工学系女性人材には多くの企業において高いニーズがあり、本専攻の設置計画は、社会的・地域的な人材需要と合致していると考えられる。

国立大学法人奈良国立大学機構 奈良女子大学
大学院人間文化総合科学研究科 工学専攻

学生確保の見通し等を記載した書類 添付資料(別紙)

	目次	ページ
資料 1	奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科 工学専攻 (博士前期課程) 設置計画案に関するアンケート調査票 (及び別紙)	2
資料 2	奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科 工学専攻 (博士前期課程) 設置計画案に関するアンケート調査票 (及び別紙資料 1・2)	9
資料 3	奈良女子大学 生活工学共同専攻への求人票送付企業一覧 (2025年4月 入社)	16
資料 4	奈良女子大学 生活工学共同専攻における過去5年間の就職・進学実績.....	18

果について学ぶことや、波及効果を見据えた課題設定力・解決力を身につけることに関心がありますか。

3. 非常に興味がある 2. 興味がある 1. 少し興味がある 0. 興味がない

設問10. 女性エンジニアワークショップなどを通して女子中高生が工学に興味を持つ、あるいは工学系の大学（学部）に進学することを後押しすることに関心がありますか。

3. 非常に興味がある 2. 興味がある 1. 少し興味がある 0. 興味がない

【プロフィールについて】

以下の項目に対して、適宜記入してください。

学 年	回生
学 部	学部
学 科	学科

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

別紙

奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科

工学専攻（博士前期課程）設置計画案

【この案は、令和6年5月現在における構想段階のものです。記載されている事項はすべて予定であり内容が変更になる可能性があります。】

1. 工学専攻の概要

- (1) 分野 工学
- (2) 教育課程 区分制大学院の博士前期課程（2年）
- (3) 学位 修士(工学)
- (4) 入学定員 博士前期課程：21名
- (5) 設置年度 博士前期課程：令和8年度

2. 設置の意図

我が国の「ジェンダー・ギャップ指数」の低迷に見られるように、高度な専門的知識をもつ工学系女性人材の育成は喫緊の課題です。特に、複数の分野を自身の専門性から融合してイノベーションを行える女性技術者の活躍は、日本の産業界の活力の源です。女子教育の拠点として、奈良女子大学は長年の女性研究者輩出の実績をもとに、社会からのニーズに応えるために工学分野の女性人材の育成に取り組み、分野横断的な知識に基づいて融合と協創を行える工学系女性人材を育成します。

3. 育成する人材像

以下の「主体性」「専門性」「社会性」の3つの能力を身につけ、分野横断的な知識に基づいて融合と協創を行える工学系女性人材。

①「主体性」

課題発見やニーズ創出を行う際に必要となる主体的な学修態度を身につけ、分野横断的な知識に基づいて多様な課題に自ら取り組める技術者

②「専門性」

サービスも含めた「ものづくり」において、課題の完遂に必要な専門知識と技術を備えた技術者

③「社会性」

多様な専門家とチームで協働し、異分野間でも効果的なコミュニケーションができる社会性を備えた技術者

4. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

- ①育成する人材像に掲げる3つの能力「主体性」「専門性」「社会性」を修得するために、「基礎科目群」「専門科目群」「実践科目群」からなる教育課程での科目を履修します。
- ②学生の興味・関心や将来の進路等を考慮した履修モデルを設定し、ガイダンスや個別指導などを通

じて主体的な学修を促します。

③修了要件は30単位（修士）以上です。

④学生が興味・関心をもつ専門分野に対する教員を主指導教員として配置するとともに、異分野の教員を副指導教員として配置します。また、必要に応じてさらに1名以上の教員を副指導教員として配置することにより、教員間の密接な連携により十分な研究指導を実施します。

5. 研究内容

工学専攻の基礎となる学部は令和4年4月に設置した工学部であり、この工学部の専門分野である「人間情報分野」と「環境デザイン分野」におけるそれぞれの専門性を深めつつ、これらの分野を融合する共同研究を行います。個人に適応したデバイスやシステムを造り出す人間情報分野と、安全で持続可能な環境設計や機能性素材を開発する環境デザイン分野における研究に加えて、これらのコラボレーションによるイノベーションを追求します。企業との協創なども通じた研究成果は、学会発表やワークショップなどを通じて社会に発信します。

コラボレーション研究の例：

- ・人々の暮らしを支える医療機器やバイオセンサーの開発
- ・景観を損なわないスマート建築物の実現
- ・自動車の自動運転によるアクティブな移動の実現
- ・運動機能に障害を持つ人に向けた仮想空間での自由の実現
- ・ドローンによる自動配達の実現
- ・自然と人間の調和を実現するための新材料高効率開発
- ・生物学的な理解を基にしたバイオメディカルデバイスの開発
- ・ヒトのような知能や技能を有する自律型ロボットの開発

6. 修了者の進路

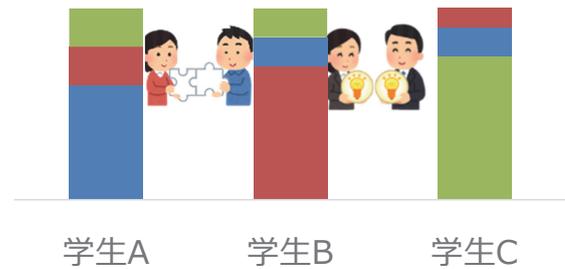
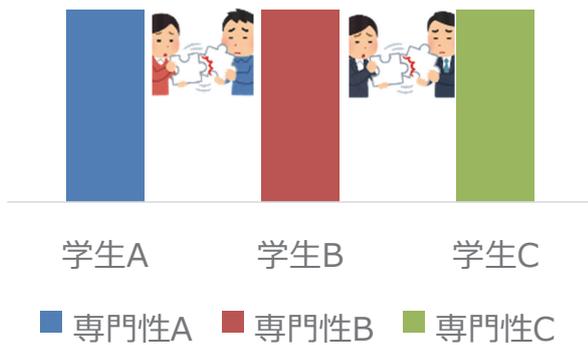
企業での製品開発者や中核的研究者、官公庁の職員、博士後期課程への進学

他大学の工学系専攻に無い特徴

分野横断的な知識に基づいて 融合と協創を行える工学系女性人材を育成

大規模大学
専門の細分化

奈良女子大学 工学専攻
融合と協創



自分分野の専門性を備えながら
異分野も理解できる
→分野間のコミュニケーション
を円滑に進められる人材

科目構成

	修士研究	工学特別研究I	工学特別研究II	工学特別研究III	
実践科目	協創工学実習I（基礎） 学術協創演習（基礎） 工学創発演習I（基礎・発展）		異分科融合課題研究（基礎） 女性エンジニア演習（基礎） など		融合・協創
専門科目	ヒューマンキネティクス特論 人間工学特論 ヒューマン インタフェース特論 バーチャルリアリティ特論 機械学習特論 など	3Dモデリング演習 機能性空間構築演習 時系列解析演習 機能性物質・物体 調査演習 など	分子デザイン特論 先端高分子材料創製特論 都市空間デザイン特論 芸術工学特論 エネルギー・環境 材料特論 など		専門深化
教養科目	先端工学概論I（人間情報） 統合制御特論 データサイエンス演習	研究倫理・ 研究マネジメント （基礎）	先端工学概論II （環境デザイン） 人間環境設計特論 基礎材料工学特論		技術者の基幹
	人間情報分野	共通	環境デザイン分野		

特徴的な科目

異分科融合課題研究

所属研究室以外の研究進捗報告会や輪読会へ参加し、参加研究室で実施している研究内容に関するディスカッションを行う。
自身の研究領域の範囲を超えた専門的な知識を身につけ、異分科への理解を高める。



協創工学実習I・II

企業・研究所等における研究・開発に参加し、ディスカッションを行うことで協創力を身につけ、工学的研究の社会に対する波及効果について学ぶ。

DMG MORI

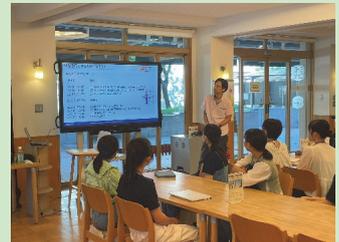


奈良商品開発センター (JR奈良駅前)



SONY

AIを活用できる人材になろう！
「体験型ワークショップ」



修士研究の例

香りが生体に作用する化学構造・
神経機能メカニズムの解明



香り分子構造解析

+ 異分野の融合



脳血流測定

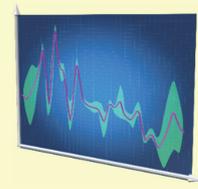


長時間の自動運転における快適性を
向上させるための空間・機能設計



空間デザイン

+ 異分野の融合



AIを使った即時情報処理

**奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科
工学専攻（博士前期課程）設置計画案に関するアンケート調査票**

別紙資料 1「奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科工学専攻（博士前期課程）設置計画案」をご参照の上、以下の質問にご回答下さい。（Q&A は適宜ご参照ください。）
回答は、記号を○で囲んでください。設問 3-2 については、簡潔にご記入ください。設問 4-1 については、4 段階で評価してください。

1-1. 貴社・貴団体の該当する事業区分を選択してください。

- | | |
|-------------------------|------------------|
| a. 農・林・水産業 | b. 鉱業 |
| c. 製造業(食料品関係) | d. 製造業(繊維工業) |
| e. 製造業(化学工業・石油製品) | f. 製造業(電子部品等) |
| g. 製造業(各種機械・器具) | h. 電気・ガス・熱供給・水道業 |
| i. 建設業 | j. 情報通信業 |
| k. 運輸業 | l. 卸売・小売業 |
| m. 金融・保険業 | n. 不動産業 |
| o. 学術・開発研究・法務等専門技術サービス業 | p. 生活関連サービス業 |
| q. 教育・学習支援業 | r. 医療・福祉業 |
| s. 公務員 | |
| t. その他[(ご記入ください)] |] |

1-2. 貴社・貴団体において、大学院修了者を採用する場合、特に求めたい素養は何でしょうか。3つ以内を選択してください。

- | | |
|--|---|
| a. 幅広い教養 | |
| b. 深い専門的知識と技術 | |
| c. 教養と専門知識を基盤としつつ、既知の現象のみにとらわれない柔軟で論理的な思考力 | |
| d. 問題克服のためにあらゆる方法・手段を構想できる問題解決能力 | |
| e. グローバルに活躍できるリーダーシップ | |
| f. 専門資格 [資格の名称:] |] |
| g. その他 [|] |

2. 分野横断的な知識に基づいて融合と協創を行える工学系女性人材の育成を目指す工学専攻設置計画案のコンセプトについてお伺いします。

- | | |
|-------------------------|--|
| a. 理解できる。 | |
| b. コンセプトそのものにはあまり興味はない。 | |

3-1. 具体的な工学専攻の内容から受ける印象として、特に（採用人事の面から）興味を感じるものを選択してください。（複数選択可）

- | | |
|---|--|
| a. 理工系の高度な専門知識を持つ女性人材 | |
| b. 自己の専門性を持ちながら異分野と連携、融合して研究開発を進められる人材 | |
| c. 異分野間のコミュニケーションを円滑に進められる人材 | |
| d. 社会からのニーズや課題をソリューションを意識しながら研究を進められる人材 | |
| e. 特に意見なし | |

他大学の工学系専攻に無い特徴

分野横断的な知識に基づいて融合と協創を行える工学系女性人材を育成

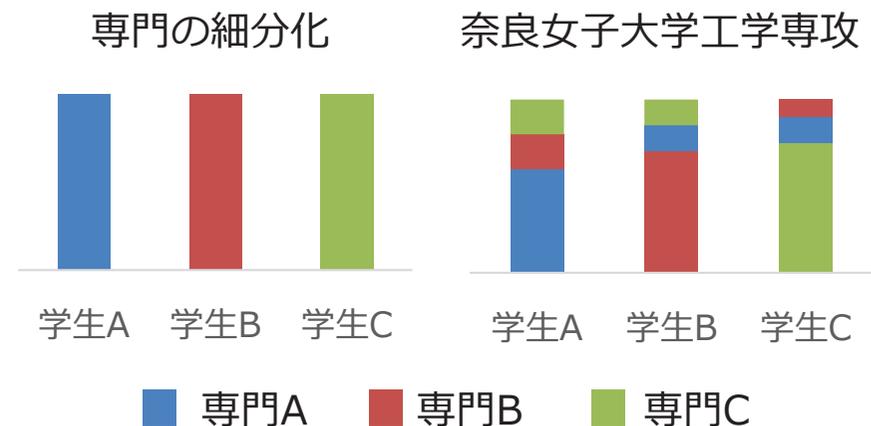
専門が細分化された大規模工学系大学では、個別の専門性を深めることが重視されます。しかし複雑な社会課題を解決するSociety 5.0の実現には、複合的な技術が必要となるため、**自分野の専門性と異分野への理解のある人材**が必要となります。

新しい専攻では、個人に適応したデバイスやシステムを造り出す人間情報分野と、安全で持続可能な環境設計や機能性素材を開発する環境デザイン分野における研究に加えて、これらの**コラボレーションによるイノベーション**を追求します。さらに、企業との協創なども通じて、社会からのニーズや異分野を融合したソリューションも意識しながら教育研究を行います。さらに、自分野の専門性を備えながら異分野への理解に基づき、**分野間のコミュニケーションを円滑に進められる人材**を育成します。

■ Society 5.0の実現のために



■ 異分野への理解イメージ



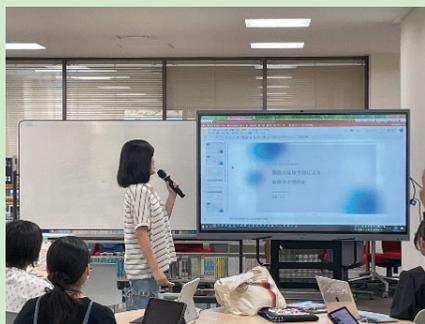
科目構成

	修士研究	工学特別研究I	工学特別研究II	工学特別研究III	
実践科目	協創工学実習I（基礎） 学術協創演習（基礎） 工学創発演習I（基礎・発展）			異分科融合課題研究（基礎） 女性エンジニア演習（基礎） など	融合・協創
専門科目	ヒューマンキネティクス特論 人間工学特論 ヒューマン インタフェース特論 バーチャルリアリティ特論 機械学習特論 など	3Dモデリング演習 機能性空間構築演習 時系列解析演習 機能性物質・物体 調査演習 など	分子デザイン特論 先端高分子材料創製特論 都市空間デザイン特論 芸術工学特論 エネルギー・環境 材料特論 など		専門深化
教養科目	先端工学概論I（人間情報） 統合制御特論 データサイエンス演習	研究倫理・ 研究マネジメント （基礎）	先端工学概論II （環境デザイン） 人間環境設計特論 基礎材料工学特論		技術者の基幹
	人間情報分野	共通	環境デザイン分野		

特徴的な科目

異分科融合課題研究

所属研究室以外の研究進捗報告会や輪読会へ参加し、参加研究室で実施している研究内容に関するディスカッションを行う。
自身の研究領域の範囲を超えた専門的な知識を身につけ、異分科への理解を高める。



協創工学実習I・II

企業・研究所等における研究・開発に参加し、ディスカッションを行うことで協創力を身につけ、工学的研究の社会に対する波及効果について学ぶ。

DMG MORI

SONY



工学部教育での連携企業を中心に展開予定
現在、複数社に協力を依頼中

修士研究の例

香りが生体に作用する化学構造・
神経機能メカニズムの解明



香り分子構造解析



長時間の自動運転における快適性を
向上させるための空間・機能設計

空間デザイン



+

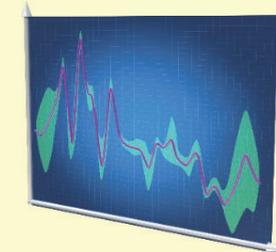
異分野の融合

+

異分野の融合



脳血流測定



AIを使った即時情報処理

令和 6 年 6 月 21 日

関係企業・団体ご担当者様 各位

奈良女子大学 工学部
学部長 藤田 盟児

奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科
工学専攻「協創工学実習Ⅰ・Ⅱ」へのご協力について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より奈良女子大学工学部の教育・研究活動、ならびに女性エンジニア養成プログラムに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在本学工学部では、令和 8 年 4 月の工学専攻（博士前期課程）設置に向けて準備を進めております。開設を予定している授業科目のうち「協創工学実習Ⅰ」と「協創工学実習Ⅱ」につきまして、下記のとおり各企業様、団体様方にご協力をお願いできましたら幸いです。

記

<本実習の概要>

民間企業等で 5 日間のインターンシップの実施を通し、実際の業務環境、職業適性の確認、コミュニケーションスキルや業界知識の獲得等を経験することによって、将来のキャリアに向けて基盤を築くことを目的としています。「協創工学実習Ⅰ」と「協創工学実習Ⅱ」はそれぞれ 5 日間としています。

<ご協力内容>

各企業様、団体様方にはできるだけご負担をかけたくないと考えており、各機関様方で実施しておられますインターンシップに関し、本学の大学院生を「授業」として参加させて頂きたく存じます。大学院生は授業であるため、修了単位としてカウントされ、またインターンシップとしても様々な経験をすることができ、就職活動の準備にも役立ちます。また各機関様方におかれては、インターンシップを通じて大学院生との関係が築かれ、将来的な人材発掘やブランド価値の向上に繋がると考えます。

<ご回答等>

ご協力頂けます場合、下記へご連絡頂けましたら幸いです。またご質問等ございましたら、担当の中田までご連絡下さい。

ご多忙中誠に恐縮ではございますが、ご検討の程何卒宜しくお願い致します。

以上

【本授業責任者・連絡先】

〒630-8506 奈良市北魚屋西町

奈良女子大学大学院工学系 教授 中田大貴

E-mail: hiroki-nakata@cc.nara-wu.ac.jp

Tel: 0742-20-3345

奈良女子大学 生活工学共同専攻への求人票送付企業一覧(2025年4月入社)

番号	会社名	職種	分野			学校推薦	対象(学士・修士)	募集職種
1	株式会社東京精密	技術職	機械系	電気系	ソフト	有	学士・修士・博士	エンジニア:機械設計/電気設計/ソフトウェア開発/アプリケーション
2	キオクシア株式会社	技術職				若干名	学士・修士・博士	製品・デバイス技術開発/システム・ソフトウェア回路設計開発/ソリューションエンジニア
3	アクセンチュア株式会社	技術職					大卒・院卒	
4	NECネットエスアイ株式会社	技術職	ソフト	システム		有	大卒・修士卒	システム設計・構築、運用、通信工事、ソフト
5	株式会社ジェイテクト	技術職	電気系	情報系	材料系	3名	学士・修士	研究開発、品質保証、設計開発等
6	株式会社マキテック	技術系	事務系	機械系	電気系	建築系		開発、設計、ロボットSE、建築設計
7	住友精密工業株式会社					1名	学士・修士	
8	東邦チタニウム株式会社	技術職	材料系				学士・修士・博士	研究開発、生産技術(金属チタン、触媒、化学品、新素材)
9	新日本空調株式会社	技術系					学部、大学院生	施工管理、設計、研究開発
10	株式会社ニコン	技術系	機械系	情報系	材料系		大学、大学院	研究開発(光学技術開発、数理解析、材料・要素技術開発)
11	株式会社SCREENホールディングス	技術系	電気系	情報系	材料系	2名	学士・修士・博士	要素技術、製品設計(ハード・ソフト)、インプロセス開発
12	日油株式会社	技術系					学士・修士・博士	研究開発、技術職(製造・プラントエンジニア、品質保証)
13	株式会社トヨタシステムズ	技術系				2名	学部・研究科	ITエンジニア(システム開発エンジニア、インフラエンジニア)
14	NTTテクノクロス株式会社						学士・修士	開発・技術系
15	東洋製罐グループホールディングス株式会社	技術系				各1名	学部生・院生	基礎研究、設備設計、システム設計、容器設計、材料開発
16	株式会社フジクラ	技術系	電気系	情報系	材料系		大学・大学院	研究、開発、システム開発、設備技術
17	日本ゼオン株式会社	技術系	材料系	生物系	情報系			基礎研究、応用研究、開発、製造プロセス開発、設計建設
18	株式会社デンソー	技術系				若干名	学士・修士・博士	研究、開発、設計、生産技術、SE
19	DOWAホールディングス株式会社	技術系					学士・修士・博士	研究開発、製造、プラント設計、保守
20	株式会社クレハ	技術系				2名程度	学士・修士・博士	研究開発、プロセス開発、プラントエンジニアリング、生産技術、設計
21	ウソオ電機株式会社	技術系					大学・大学院	研究開発(光学)設計開発、評価、分析
22	ニチコン株式会社	技術系	電気系	情報系	材料系		大学・大学院	回路設計、機構設計、制御ソフト開発、材料開発、製品開発
23	日産車体株式会社	技術系	機械系	電気系	材料系		大学・大学院	設計・実験などの開発部門、生産技術部門
24	株式会社ワールドインテック SI事業部	技術系	情報系				学士・修士・博士	Webアプリ、業務アプリ、汎用システム、組込開発、ネットワーク
25	ユニプレス株式会社	技術系	事務系	機械系	材料系	電気系		開発・研究、設計、実験・解析、生産技術
26	東京エレクトロングループ	技術系					学士・修士・博士	各種エンジニア:メカ、エレキ、プロセス、ソフト、AI
27	太平洋セメント株式会社	技術系	事務系	材料系	環境系	情報系		研究開発、生産技術、知的財産、設備技術など
28	日東電工株式会社	技術系					大学・大学院	研究開発、生産技術、製造技術など
29	YKK AP株式会社	技術系	機械系	材料系	情報系	1名	大学、大学院修士	技術開発・商品開発・評価技術・設備開発等
30	株式会社プロテリアル	技術系	機械系	材料系	情報系		学士・修士・博士	設計・製造技術、研究開発、生産技術等
31	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	技術系				6名	学士・修士・博士	基礎研究、応用研究、電気設計、機械設計等
32	ビジネスエンジニアリング株式会社	技術系					学士・修士・博士	ITコンサルタント、ITエンジニア、プロジェクトマネージャー候補
33	新明和工業株式会社	技術系	機械系	情報系	材料系		学部・大学院	設計開発、生産技術、生産管理、IT、資材調達他
34	京セラドキュメントソリューションズ株式会社	技術系				3名	院生・学部生	機構開発設計、ハードウェア開発設計、インクトナー開発他
35	株式会社GSユアサ	技術系				2名	学部・修士	化学系、電気電子機械系、情報系の研究開発、設計
36	ティ・エス テック株式会社	技術系						設計、試作、試験、材料評価、電装開発、商品開発他
37	株式会社アドヴィックス	技術系						機械設計、制御ロジック開発、電気電子回路設計
38	TOTO株式会社	技術系						研究、商品開発、生産技術、技術営業他
39	三菱マテリアル株式会社	技術系					学士・修士・博士	製品開発(材料開発、設計開発)、製造技術、プロセス設計
40	セイコーインスツル株式会社	技術系				2名		研究・技術開発、機構設計、回路設計、生産技術他
41	セイコーウォッチ株式会社	技術系				2名		開発/設計(要素開発、機構開発、外装開発、回路設計)
42	芝浦機械株式会社	技術系	機械系	電気系	情報系	3名		機械設計、研究開発、電気回路、ソフトウェア設計、IoT、AI開発
43	住友電気工業株式会社	技術系				1名	学士・修士・(博士自由応募)	研究開発、製品開発、生産技術、電気電子設計他
44	三菱ケミカル株式会社	技術系	材料系	物理化学	機械系		学士・修士・博士	研究開発、生産技術、製造技術、設備技術他
45	パナソニックオートモーティブシステムズ株式会社	技術系				若干名	学部・修士	研究開発、設計開発、生産技術、情報システム他
46	株式会社クラレ	技術系					学部・修士・博士	研究開発、製品開発、生産技術開発、設備設計他
47	株式会社村田製作所(出雲、岡山、富山他)	技術系				1名	学士・修士	材料プロセス開発、設計、商品開発、生産技術、製造技術他
48	住友重機械工業株式会社	技術系				若干名	学部・修士・博士	研究・開発、設計、生産技術、品質保証他
49	東洋紡株式会社	技術系	機械系	材料系	情報系		学部・修士・博士	研究・開発、生産技術他
50	株式会社タマディック	技術系	機械系	電気系	制御系		学部・修士・博士	機械設計、電気・電子設計、生産技術、ソフト開発
51	日本無線株式会社	技術系	電気系	情報系	材料系	1名	学部・修士・博士	電気技術(研究開発、技術開発)、機会技術(筐体、機構設計)
52	株式会社リコー	技術系	情報系	電気系	材料系	若干名	学部・修士・博士	研究、設計開発、SE、生産技術他
53	プライムアースEVエナジー株式会社	技術系				1,2名	学部・大学院	材料開発、電池構造設計、電池パック評価他

54	グンゼ株式会社	技術系		材料系	情報系	繊維・被服	1名		研究開発、製品開発、生産技術等
55	花王株式会社	技術系		化学系	生物系	化学工学系		学士、修士、博士	研究職
56	三菱電機株式会社	技術系総合職		人間情報学			若干名	学部、大学院生	基礎研究、応用研究、電気設計、機械設計、ソフトウェア設計等
57	コニカミノルタ株式会社	技術系		情報系	データサイエンス	電気電子			要素研究、設計開発、生産技術開発等
58	マクセル株式会社	技術系						学部、修士、博士	研究開発、開発設計、生産技術、品質保証等
59	日本特殊陶業株式会社	技術系							研究開発、商品設計、製造技術、電子デバイス設計、材料開発
60	日本原燃株式会社	技術系		機械系	電気電子	材料系			原理燃料サイクルに関する企画・調査、施設の設計等
61	株式会社NSD	技術系					若干名		
62	グローリー株式会社	技術系		情報系	電気電子	機械系	1~2名		研究、開発、生産技術、品質保証等
63	株式会社東芝グループ	技術系						学部、修士、博士	
64	株式会社ミマキエンジニアリング	技術系		情報系	電気電子系	材料系			3D、画像処理ソフトの開発、機械設計、インク開発等
65	住友電装株式会社	技術系		電気・電子	機械系	情報系		大学院、学部	研究開発、開発設計、生産技術、品質保証、IT等
66	株式会社日立パワーソリューションズ	技術系		機械工学	電気電子	情報系	3名	学部・修士	
67	出光興産株式会社	技術系		理系			1~2名	学部・修士・博士	生産技術・エンジニアリング・CNX技術開発コース他
68	株式会社明電舎	技術系		電気電子	情報系	化学系	1~3名	大学・大学院	研究開発、営業技術、設計、生産技術、品質保証
69	京都市立学校教員(教育委員会)		教員				6名		中学校教員(国語・数学・理科・家庭・英語)
70	NTTコムウェア株式会社	技術系					3名	大学・大学院	ソリューション提案、研究開発、システム開発他
71	日本生命保険相互会社							大学・大学院	エリア業務職

**奈良女子大学 生活工学共同専攻における
過去 5 年間の就職・進学実績 (博士前期課程 定員 7 名)**

R 2 年度	<p>NTTテクノクロス (株)、グンゼ (株)、トマネジャーズ (株) コンストラクションインベストメン、santec (株) 長谷虎紡績 (株)、パナソニックエコシステムズ (株)</p>
R 3 年度	<p>明日香村役場、(株) アネストワン、伊藤忠テクノソリューションズ (株) 積水化学工業 (株)、日産自動車 (株)、パナソニック (株) パナソニックサイクルテック (株)、本州化学工業 (株)、(株) リコー</p>
R 4 年度	<p>(株) インテージ、(株) クボタ、クラウドエース、グンゼ (株) (株) コーエーテクモホールディングス、(株) 近藤紡績所 (一財) 佐賀県環境科学検査協会、新菱冷熱工業 (株) スミセイ情報システム (株)、TOTO (株)、凸版印刷 (株) (株) ノーリツ、(株) 富士通ゼネラル、フリーランス</p>
R 5 年度	<p>奈良県、神戸市、住友電気工業 (株)、積水ハウス (株)、 パーソルクロステクノロジー (株)、(株) フェリシモ ミズノ (株)、レボックス (株)、フリーランス</p>
R 6 年度	<p>(株) アスザック、大塚化学 (株)、積水ハウス (株) ダイキン工業 (株) (2)、東芝情報システム (株) 日本アイ・ビー・エム (株)、(株) 日本製鋼所 富士通ディフェンス&ナショナルセキュリティ (株) 富士フイルム富山化学 (株)、(株) 村田製作所</p>

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	タカダ マサシ 高田 将志 <令和6年4月1日>		理学修士		国立大学法人奈良国立大学機構 大学総括理事 (令和6年4月1日)

教 員 の 氏 名 等													
（奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科 工学専攻（修士課程））													
調書 番号	教員 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目 の名称	配 年	当 次	担 当 単 位 数	年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る研 究科等の職務 に従事する 週当たり平均 日 数
1	専	教授	クロス ヒロミチ 黒子 弘道 <令和8年4月>		工学 博士		研究倫理・研究マネジメント（基礎） 基礎材料工学特論※ 繊維構造特論 機能性物質設計法演習 機能性物質分析法演習 機能性物質・物体調査演習 機能性物質・物体解析演習 工学創発演習Ⅰ（基礎） 工学創発演習Ⅱ（基礎） 工学創発演習Ⅰ（発展） 工学創発演習Ⅱ（発展） 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究Ⅰ（修士） 工学特別研究Ⅱ（修士） 工学特別研究Ⅲ（修士）	1後 1・2前 1・2前 1・2後 1・2後 1・2後 1・2後 1・2後 1前 1後 2前 2後 1・2前 1・2前 1後 1・2前 2後	1 0.2 2 1 1 1 1 2 2 2 1 1 1 4 4 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	奈良女子大学 研究院工学系 教授 (令和4.4)		
2	専	教授	サイワキ ナオキ 才脇 直樹 <令和8年4月>		博士 (工学)		研究倫理・研究マネジメント（基礎） ヒューマンインタフェース特論 画像処理・信号処理演習 工学創発演習Ⅰ（基礎） 工学創発演習Ⅱ（基礎） 工学創発演習Ⅰ（発展） 工学創発演習Ⅱ（発展） 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究Ⅰ（修士） 工学特別研究Ⅱ（修士） 工学特別研究Ⅲ（修士）	1後 1・2前 1・2後 1前 1後 2前 2後 1・2前 1・2前 1後 1・2前 2後	1 2 1 2 2 2 2 1 1 4 4 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	奈良女子大学 研究院工学系 教授 (令和4.4)		
3	専	教授	サッサ(ハラ)ナオミ 佐々(原)尚美 <令和8年3月>		博士 (学術)		研究倫理・研究マネジメント（基礎） 人間環境設計特論※ 環境人間工学特論 機能性空間構築演習Ⅰ 工学創発演習Ⅰ（基礎） 工学創発演習Ⅱ（基礎） 工学創発演習Ⅰ（発展） 工学創発演習Ⅱ（発展） 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究Ⅰ（修士） 工学特別研究Ⅱ（修士） 工学特別研究Ⅲ（修士）	1後 1・2前 1・2前 1・2前 1前 1後 2前 2後 1・2前 1・2前 1後 1・2前 2後	1 0.3 2 1 2 2 2 2 1 1 4 4 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	奈良女子大学 研究院工学系 教授 (令和7.4)		

4	専	教授	シバサキ マナブ 芝崎 学 ＜令和8年4月＞	博士 (学術)	研究倫理・研究マネジメント(基礎) 統合制御特論※ 人体生理学特論 生体機能演習1 生体機能演習2 ライフサイエンス特論 工学創発演習Ⅰ(基礎) 工学創発演習Ⅱ(基礎) 工学創発演習Ⅰ(発展) 工学創発演習Ⅱ(発展) 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究Ⅰ(修士) 工学特別研究Ⅱ(修士) 工学特別研究Ⅲ(修士)	1後 1・2前 1・2前 1・2後 1・2後 1・2前 1前 1後 2前 2後 1・2前 1・2前 1後 1・2前 2後	1 0.3 2 1 1 1 2 2 2 1 1 1 4 4 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	奈良女子大学 研究院工学系 教授 (令和4.4)	
5	専	教授	ナカタ ヒロキ 中田 大貴 ＜令和8年4月＞	博士 (理学)	研究倫理・研究マネジメント(基礎) 先端工学概論Ⅰ(人間情報) 統合制御特論※ 認知神経科学特論 生体機能演習1 生体機能演習2 ライフサイエンス特論 工学創発演習Ⅰ(基礎) 工学創発演習Ⅱ(基礎) 工学創発演習Ⅰ(発展) 工学創発演習Ⅱ(発展) 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究Ⅰ(修士) 工学特別研究Ⅱ(修士) 工学特別研究Ⅲ(修士)	1後 1・2前 1・2前 1・2前 1・2後 1・2後 1・2前 1前 1後 2前 2後 1・2前 1・2前 1後 1・2前 2後	1 1 0.2 2 1 1 1 2 2 2 2 1 1 4 4 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	奈良女子大学 研究院工学系 教授 (令和4.4)	
6	専	教授	ナガタ ナオユキ 長田 直之 ＜令和8年4月＞	学士※ (工学)	研究倫理・研究マネジメント(基礎) 人間環境設計特論※ 都市空間デザイン特論 機能的空間構築演習2 工学創発演習Ⅰ(基礎) 工学創発演習Ⅱ(基礎) 工学創発演習Ⅰ(発展) 工学創発演習Ⅱ(発展) 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究Ⅰ(修士) 工学特別研究Ⅱ(修士) 工学特別研究Ⅲ(修士)	1後 1・2前 1・2前 1・2前 1前 1後 2前 2後 1・2前 1・2前 1後 1・2前 2後	1 0.3 2 2 2 2 2 2 1 1 4 4 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	奈良女子大学 研究院工学系 教授 (令和4.4)	
7	専	教授	ナカタニ タマキ 長谷 圭城 ＜令和8年4月＞	修士 (美術)	研究倫理・研究マネジメント(基礎) 先端工学概論Ⅱ(環境デザイン) 人間環境設計特論※ 芸術工学特論 機能的空間構築演習2 工学創発演習Ⅰ(基礎) 工学創発演習Ⅱ(基礎) 工学創発演習Ⅰ(発展) 工学創発演習Ⅱ(発展) 異分野融合課題研究 女性エンジニア演習 学術協創演習	1後 1前 1・2前 1・2前 1・2前 1前 1後 2前 2後 1・2前 1前 1・2前	1 1 0.2 2 2 2 2 2 2 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	奈良女子大学 研究院工学系 教授 (令和4.4)	

8	専	教授	ミカタ エウジ 三方 裕司 <令和8年4月>	博士 (理学)	研究倫理・研究マネジメント(基礎) 基礎材料工学特論※ 分子デザイン特論 機能性物質設計法演習 機能性物質分析法演習 機能性物質・物体調査演習 機能性物質・物体解析演習 工学創発演習Ⅰ(基礎) 工学創発演習Ⅱ(基礎) 工学創発演習Ⅰ(発展) 工学創発演習Ⅱ(発展) 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究Ⅰ(修士) 工学特別研究Ⅱ(修士) 工学特別研究Ⅲ(修士)	1後 1・2前 1・2前 1・2後 1・2後 1・2後 1・2後 1前 1後 2前 2後 1・2前 1・2前 1後 1・2前 2後	1 0.1 2 1 1 1 1 2 2 2 2 1 1 1 4 4 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	奈良女子大学 研究院工学系 教授 (令和4.4)
9	専	教授	ヨシダ テツヤ 吉田 哲也 <令和8年4月>	博士 (工学)	研究倫理・研究マネジメント(基礎) 機械学習特論 多変量解析演習 工学創発演習Ⅰ(基礎) 工学創発演習Ⅱ(基礎) 工学創発演習Ⅰ(発展) 工学創発演習Ⅱ(発展) 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究Ⅰ(修士) 工学特別研究Ⅱ(修士) 工学特別研究Ⅲ(修士)	1後 1・2前 1・2後 1前 1後 2前 2後 1・2前 1・2前 1後 1・2前 2後	1 2 1 2 2 2 2 1 1 4 4 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	奈良女子大学 研究院工学系 教授 (令和4.4)
10	専	准教授	サトウ カツナリ 佐藤 克成 <令和8年4月>	博士 (情報理工学)	研究倫理・研究マネジメント(基礎) 先端工学概論Ⅰ(人間情報) バーチャルリアリティ特論 3Dモデリング演習 工学創発演習Ⅰ(基礎) 工学創発演習Ⅱ(基礎) 工学創発演習Ⅰ(発展) 工学創発演習Ⅱ(発展) 女性エンジニア演習 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究Ⅰ(修士) 工学特別研究Ⅱ(修士) 工学特別研究Ⅲ(修士)	1後 1・2前 1・2前 1・2後 1前 1後 2前 2後 1前 1・2前 1後 1・2前 2後	1 1 2 1 2 2 2 2 1 1 4 4 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	奈良女子大学 研究院工学系 准教授 (令和4.4)
11	専	准教授	オオセド ヌタカ 大背戸 豊 <令和8年4月>	博士 (工学)	研究倫理・研究マネジメント(基礎) 基礎材料工学特論※ 先端高分子材料創製特論 機能性物質設計法演習 機能性物質分析法演習 機能性物質・物体調査演習 機能性物質・物体解析演習 工学創発演習Ⅰ(基礎) 工学創発演習Ⅱ(基礎) 工学創発演習Ⅰ(発展) 工学創発演習Ⅱ(発展) 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究Ⅰ(修士) 工学特別研究Ⅱ(修士) 工学特別研究Ⅲ(修士)	1後 1・2前 1・2前 1・2後 1・2後 1・2後 1・2後 1前 1後 2前 2後 1・2前 1・2前 1後 1・2前 2後	1 0.2 2 1 1 1 1 2 2 2 2 1 1 4 4 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	奈良女子大学 研究院工学系 准教授 (令和4.4)

12	専	准教授	ヤマモト ケンタロウ 山本 健太郎 <令和8年4月>	博士 (人間・環境学)	研究倫理・研究マネジメント(基礎) 先端工学概論Ⅱ(環境デザイン) 基礎材料工学特論※ エネルギー・環境材料特論 機能性物質設計法演習 機能性物質分析法演習 機能性物質・物体調査演習 機能性物質・物体解析演習 工学創発演習Ⅰ(基礎) 工学創発演習Ⅱ(基礎) 工学創発演習Ⅰ(発展) 工学創発演習Ⅱ(発展) 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究Ⅰ(修士) 工学特別研究Ⅱ(修士) 工学特別研究Ⅲ(修士)	1後 1前 1・2前 1・2前 1・2後 1・2後 1・2後 1・2後 1前 1後 2前 2後 1・2前 1・2前 1後 1・2前 2後	1 1 0.2 2 1 1 1 1 2 2 2 1 1 1 4 4 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	奈良女子大学 研究院工学系 准教授 (令和4.4)
13	専	専任 講師	アンザイ(ハジツメ)エミ 安在(橋詰)絵美 <令和8年4月>	博士 (理学)	研究倫理・研究マネジメント(基礎) データサイエンス演習 時系列解析演習 工学創発演習Ⅰ(基礎) 工学創発演習Ⅱ(基礎) 工学創発演習Ⅰ(発展) 工学創発演習Ⅱ(発展) 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究Ⅰ(修士) 工学特別研究Ⅱ(修士) 工学特別研究Ⅲ(修士)	1後 1・2前 1・2後 1前 1後 2前 2後 1・2前 1・2前 1後 1・2前 2後	1 2 1 2 2 2 1 1 4 4 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	奈良女子大学 研究院工学系 専任講師 (令和4.4)
14	専	専任 講師	オオタカ テアキ 大高 千明 <令和8年4月>	博士 (学術)	研究倫理・研究マネジメント(基礎) 統合制御特論※ ヒューマンキネティクス特論 生体機能演習1 生体機能演習2 ライフサイエンス特論 工学創発演習Ⅰ(基礎) 工学創発演習Ⅱ(基礎) 工学創発演習Ⅰ(発展) 工学創発演習Ⅱ(発展) 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究Ⅰ(修士) 工学特別研究Ⅱ(修士) 工学特別研究Ⅲ(修士)	1後 1・2前 1・2前 1・2後 1・2後 1・2前 1前 1後 2前 2後 1・2前 1・2前 1後 1・2前 2後	1 0.3 2 1 1 1 2 2 2 1 1 1 4 4 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	奈良女子大学 研究院工学系 専任講師 (令和4.4)
15	専	助教	ショウジ スナオ 庄司 淳 <令和8年4月>	博士 (理学)	研究倫理・研究マネジメント(基礎) 基礎材料工学特論※ 機能性分子解析特論 機能性物質設計法演習 機能性物質分析法演習 機能性物質・物体調査演習 機能性物質・物体解析演習 工学創発演習Ⅰ(基礎) 工学創発演習Ⅱ(基礎) 工学創発演習Ⅰ(発展) 工学創発演習Ⅱ(発展) 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究Ⅰ(修士) 工学特別研究Ⅱ(修士) 工学特別研究Ⅲ(修士)	1後 1・2前 1・2前 1・2後 1・2後 1・2後 1・2後 1前 1後 2前 2後 1・2前 1・2前 1後 1・2前 2後	1 0.1 2 1 1 1 1 2 2 2 1 1 1 4 4 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	奈良女子大学 研究院工学系 助教 (令和5.4)

(注)

- 1 教員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
- 2 私立の大学の大学院の研究科の取容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合又は大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 「申請に係る研究科等に従事する週当たりの平均日数」の欄は、専任教員のみ記載すること。

基幹教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	1人	3人	2人	1人	人	6人	
	修 士	人	人	人	1人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	1人	人	人	1人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	人	2人	1人	人	人	人	3人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	2人	人	人	人	人	人	2人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	2人	4人	4人	2人	1人	人	13人	
	修 士	人	人	人	1人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	1人	人	人	1人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

(注)

- この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- この書類は、基幹教員についてのみ作成すること。
- この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 「基幹教員の年齢構成・学位保有状況」欄の「基幹教員」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合、「専任教員」と読み替えること。
- 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

設置申請についての意思の決定を証する書類
国立大学法人奈良国立大学機構 奈良女子大学

令和7年度 第5回国立大学法人奈良国立大学機構役員会議事録（抜粋）

令和7年度 第5回国立大学法人奈良国立大学機構役員会議事録	
日時	令和7年7月24日（木）13時30分～14時03分
場所	奈良女子大学第一会議室
出席者	理事長 榊裕之、大学総括理事 宮下俊也、大学総括理事 高田将志、 理事（総務・財務担当）三谷卓也、理事（教育・研究担当）西村いくこ
列席者	監事 青山卓史、監事 大久保幸治、監事 菅万希子、事務局次長 沓澤進、 （機構事務部） 総務課長/監査室長 向陽平、人事課長 川村婦美子、財務課長 樋口幸一 （奈良教育大学事務部） 総務課長 矢倉徹、企画調整課長 河上貴治
議長	榊理事長
議事	
I 審議事項	
1. 工学専攻（修士課程）の設置報告について	
	高田理事から、審議資料1-1～1-2により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。 なお、今後、文言等の修正がある場合は高田理事に一任することとした。
	（以下の議事省略）

この抜粋は、令和7年度 第5回国立大学法人奈良国立大学機構役員会議事録原本の内容と相違ないことを証明する。

国立大学法人奈良国立大学機構 理事長 榊 裕之

専任教員一覧

奈良女子大学大学院 人間文化総合科学研究科 工学専攻 (M)

研究領域	調書番号	職名	氏名 〈就任予定年月〉	担当授業科目名	備考
人間情報分野	2	教授	才脇 直樹 〈令和8年4月〉	研究倫理・研究マネジメント (基礎) ヒューマンインタフェース特論 画像処理・信号処理演習 工学創発演習Ⅰ (基礎) 工学創発演習Ⅱ (基礎) 工学創発演習Ⅰ (発展) 工学創発演習Ⅱ (発展) 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究Ⅰ (修士) 工学特別研究Ⅱ (修士) 工学特別研究Ⅲ (修士)	研究指導 (M マル合)
	4	教授	芝崎 学 〈令和8年4月〉	研究倫理・研究マネジメント (基礎) 統合制御特論 人体生理学特論 生体機能演習1 生体機能演習2 ライフサイエンス特論 工学創発演習Ⅰ (基礎) 工学創発演習Ⅱ (基礎) 工学創発演習Ⅰ (発展) 工学創発演習Ⅱ (発展) 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究Ⅰ (修士) 工学特別研究Ⅱ (修士) 工学特別研究Ⅲ (修士)	研究指導 (M マル合)
	5	教授	中田 大貴 〈令和8年4月〉	研究倫理・研究マネジメント (基礎) 先端工学概論Ⅰ (人間情報) 統合制御特論	研究指導 (M マル合)

				認知神経科学特論 生体機能演習 1 生体機能演習 2 ライフサイエンス特論 工学創発演習 I (基礎) 工学創発演習 II (基礎) 工学創発演習 I (発展) 工学創発演習 II (発展) 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究 I (修士) 工学特別研究 II (修士) 工学特別研究 III (修士)	
9	教授	吉田 哲也 〈令和 8 年 4 月〉	研究倫理・研究マネジメント (基礎) 機械学習特論 多変量解析演習 工学創発演習 I (基礎) 工学創発演習 II (基礎) 工学創発演習 I (発展) 工学創発演習 II (発展) 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究 I (修士) 工学特別研究 II (修士) 工学特別研究 III (修士)	研究指導 (M マル合)	
10	准教授	佐藤 克成 〈令和 8 年 4 月〉	研究倫理・研究マネジメント (基礎) 先端工学概論 I (人間情報) バーチャルリアリティ特論 3Dモデリング演習 工学創発演習 I (基礎) 工学創発演習 II (基礎) 工学創発演習 I (発展) 工学創発演習 II (発展) 女性エンジニア演習 異分野融合課題研究 学術協創演習	研究指導 (M マル合)	

			工学特別研究Ⅰ（修士） 工学特別研究Ⅱ（修士） 工学特別研究Ⅲ（修士）	
13	専任講師	安在（橋詰）絵美 〈令和8年4月〉	研究倫理・研究マネジメント（基礎） データサイエンス演習 時系列解析演習 工学創発演習Ⅰ（基礎） 工学創発演習Ⅱ（基礎） 工学創発演習Ⅰ（発展） 工学創発演習Ⅱ（発展） 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究Ⅰ（修士） 工学特別研究Ⅱ（修士） 工学特別研究Ⅲ（修士）	研究指導 (M マル合)
14	専任講師	大高 千明 〈令和8年4月〉	研究倫理・研究マネジメント（基礎） 統合制御特論 ヒューマンキネティクス特論 生体機能演習1 生体機能演習2 ライフサイエンス特論 工学創発演習Ⅰ（基礎） 工学創発演習Ⅱ（基礎） 工学創発演習Ⅰ（発展） 工学創発演習Ⅱ（発展） 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究Ⅰ（修士） 工学特別研究Ⅱ（修士） 工学特別研究Ⅲ（修士）	研究指導 (M マル合)

環境デザイン分野	1	教授	黒子 弘道 〈令和8年4月〉	研究倫理・研究マネジメント（基礎） 基礎材料工学特論 繊維構造特論 機能性物質設計法演習 機能性物質分析法演習 機能性物質・物体調査演習 機能性物質・物体解析演習 工学創発演習Ⅰ（基礎） 工学創発演習Ⅱ（基礎） 工学創発演習Ⅰ（発展） 工学創発演習Ⅱ（発展） 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究Ⅰ（修士） 工学特別研究Ⅱ（修士） 工学特別研究Ⅲ（修士）	研究指導 (M マル合)
	3	教授	佐々（原）尚美 〈令和8年4月〉	研究倫理・研究マネジメント（基礎） 人間環境設計特論 環境人間工学特論 機能性空間構築演習1 工学創発演習Ⅰ（基礎） 工学創発演習Ⅱ（基礎） 工学創発演習Ⅰ（発展） 工学創発演習Ⅱ（発展） 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究Ⅰ（修士） 工学特別研究Ⅱ（修士） 工学特別研究Ⅲ（修士）	研究指導 (M マル合)
	6	教授	長田 直之 〈令和8年4月〉	研究倫理・研究マネジメント（基礎） 人間環境設計特論 都市空間デザイン特論 機能性空間構築演習2 工学創発演習Ⅰ（基礎） 工学創発演習Ⅱ（基礎） 工学創発演習Ⅰ（発展）	研究指導 (M マル合)

			工学創発演習Ⅱ（発展） 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究Ⅰ（修士） 工学特別研究Ⅱ（修士） 工学特別研究Ⅲ（修士）	
7	教授	長谷 圭城 〈令和8年4月〉	研究倫理・研究マネジメント（基礎） 先端工学概論Ⅱ（環境デザイン） 人間環境設計特論 芸術工学特論 機能性空間構築演習2 工学創発演習Ⅰ（基礎） 工学創発演習Ⅱ（基礎） 工学創発演習Ⅰ（発展） 工学創発演習Ⅱ（発展） 異分野融合課題研究 女性エンジニア演習 学術協創演習	
8	教授	三方 裕司 〈令和8年4月〉	研究倫理・研究マネジメント（基礎） 基礎材料工学特論 分子デザイン特論 機能性物質設計法演習 機能性物質分析法演習 機能性物質・物体調査演習 機能性物質・物体解析演習 工学創発演習Ⅰ（基礎） 工学創発演習Ⅱ（基礎） 工学創発演習Ⅰ（発展） 工学創発演習Ⅱ（発展） 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究Ⅰ（修士） 工学特別研究Ⅱ（修士） 工学特別研究Ⅲ（修士）	研究指導 (M マル合)

11	准教授	大背戸 豊 〈令和8年4月〉	研究倫理・研究マネジメント（基礎） 基礎材料工学特論 先端高分子材料創製特論 機能性物質設計法演習 機能性物質分析法演習 機能性物質・物体調査演習 機能性物質・物体解析演習 工学創発演習Ⅰ（基礎） 工学創発演習Ⅱ（基礎） 工学創発演習Ⅰ（発展） 工学創発演習Ⅱ（発展） 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究Ⅰ（修士） 工学特別研究Ⅱ（修士） 工学特別研究Ⅲ（修士）	研究指導 (M マル合)
12	准教授	山本 健太郎 〈令和8年4月〉	研究倫理・研究マネジメント（基礎） 先端工学概論Ⅱ（環境デザイン） 基礎材料工学特論 エネルギー・環境材料特論 機能性物質設計法演習 機能性物質分析法演習 機能性物質・物体調査演習 機能性物質・物体解析演習 工学創発演習Ⅰ（基礎） 工学創発演習Ⅱ（基礎） 工学創発演習Ⅰ（発展） 工学創発演習Ⅱ（発展） 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究Ⅰ（修士） 工学特別研究Ⅱ（修士） 工学特別研究Ⅲ（修士）	研究指導 (M マル合)
15	助教	庄司 淳 〈令和8年4月〉	研究倫理・研究マネジメント（基礎） 基礎材料工学特論 機能性分子解析特論	研究指導 (M マル合)

				機能性物質設計法演習 機能性物質分析法演習 機能性物質・物体調査演習 機能性物質・物体解析演習 工学創発演習Ⅰ（基礎） 工学創発演習Ⅱ（基礎） 工学創発演習Ⅰ（発展） 工学創発演習Ⅱ（発展） 異分野融合課題研究 学術協創演習 工学特別研究Ⅰ（修士） 工学特別研究Ⅱ（修士） 工学特別研究Ⅲ（修士）	
--	--	--	--	--	--